

とである。

家來等は小指で鐘を動かすことが出来るかといへば、いきなり小指を以て目に見えるやうに動かさうと思ふから不可能と言つたのであるが。太閤は次第に押しはゆるめて、初めは微少の氣合ひくらゐるから、些少の搖ぎを與へて、一突々々に最善の力を盡して段々と動くやうになつたのであります。太閤の一生はこの主義を以て進まれたのである。最初に織田信長公の草履取をつとめて居ても、俺は太政大臣關白になるのが目的であつて、草鞋取などはホンの手段であるなどとは決して思はなかつたのであります。草鞋取のときは其事自身のお役目が大事でその役のために最善の努力を拂つたのである。武士分に引さ立てられると、またそれだけに最善の力を籠め、十人頭に取り立てられると、また十人頭だけの最善の力を盡し、百人頭になり千人頭になり、一方の大將になればそれだけの任を全うし。遂に太政大臣に昇り關白に進んだのである。一步々々足が實地を踏んで、志は高遠にして行ひは綿密に、すなはち目的が善であれば、その手段の一端も悉くが善であらねばならぬ。實は行する道も行ぜらるゝ道も悉く善であつて、能行所行の道なのであります。

秀吉の時代には、英雄が諸方に起つて互に鎬を削つて居たのであるが。その頃堀久太郎秀吉といふ一ノ名將がありました。或時、召使ひの侍が何か都合の所行があつたので、なさけ深い秀吉は涙を揮つてこれを勘當し、國拂ひを命じたことがある。然るにその侍が力なくすこゝと出て行く後姿を見た秀吉は、その憐れなさまに胸をうたれ、彼は定めし貧窮な身であらう。苟且にも我が許に奉公して居た者が、路頭に迷うなどのことがあつては、家の面目にかゝり祖先に對して相濟まぬと思ひ。すぐさま近侍の者に命じてこれに小判を百兩持たせ、出て行く侍の後を追つて恵んでやれよといはれたので。近侍は百兩を持つて駈けつけ、殿様の仰せであると言つて之を渡した。侍は感涙に咽んで之を受け頂いたのであつた。近侍の者は直に還つて秀吉の室に入り、委細のことを復命しやうとすると、秀吉は何か頻りに手を動かして居られるので、近侍は何をして居られるかと能く見ると、いま百兩の小判が包んであつた一枚の紙を、大切に皺をのぼして奇麗にたゝんで、それを丁寧に紙刺に挿まれたので、近侍はその場を下つて深く感じたといふことであります。既に勘當して終つた生國さへも分らぬ侍にも、我が一家の面目と祖先に對する孝心に催され、憐れなる後姿を見て起る慈愛の念よりして、小判百

兩を惜まず與へられたらるの秀政が、一枚の紙でも決して之を粗末にせず、大切に穀をのばして保存して置くところは、如何にも戰國亂麻の時に一方の名將たるだけあつて、その心懸けが尋常でなかつたことが判る。一事一事に善を行するのであるから、舉手投足が放光動地の活用があるものであります。一枚の紙は軽賤くて、小判の百兩は貴重といふのではない、その價値を認めるときには、一枚の紙も百兩の小判も同等のものであらねばならぬ。この一紙をも粗末にせぬといふほどの心懸けがあればこそ、身も修まり家も齊ひ、大事も成功するのであります。いま秀政が小判百兩を惜まずに一介の侍に與へることが出来たのも、全くこの紙片一枚でも粗末にしない結果であると申さねばなりません。大事も善であるが小事も善であり、始めも善、終りも善、語黙動靜悉く善となるのであります。

古人が「善は人に與すより大なるはなし」と言はれましたが、實際に他人の善事を認め得られることが最大の善事である。大和國高市郡武田村に病弱の親に事へて孝養を盡して近郷にまで名を知られた孝女の初といふ娘がありました。その頃伊賀國には正風の俳祖として其名を知らぬものゝなき芭蕉翁が居られたのであるが芭蕉が京攝の間を行脚してゐた時のこと、或年の

春、吉野の花を見に行かうと思ひ、漸く一兩の路銀を得て吉野をさして發足したのであつたが彼の武田村を通りかゝつたとき、孝女のことを聞き道を拄げてわざわざその家を探ねて訪うて見ると、貧苦の中に孝養を盡して居るさまに感じ入つて、囊中の一兩を残らず孝女に贈つたが孝女は辭退して容易に受けないのを芭蕉は強ひて、之を與へて立ち去つたのである。しかし囊中は無一物になつてしまつたから、吉野へ行くことは出来ぬ。其處から直に歸路についたが、途中で友人に出逢ふたところが友人のいふには、吉野の花の趣は如何であつたかと問ふと、翁は武田村の孝女のことを話して、路費を残らず與へたから吉野へは行かずに歸つたと答へると友人は「翁は平素より吉野の花に憧れて居て、いま折角路費を得られて楽しく行かれたのに、それを他に與へてしまつては遺憾なことではないか」と言ふと、翁は「自分が吉野に遊びたいと思ふのは、たゞ花の美を見たいがためである。幸にして無情の花の美よりも更に美なる人の心の美を見たのである、これに増したる喜びはない、花を見ることの出来ざるを何んで恨みとするものか、春はまた何時でも來るではないか」と言つて、袖を拂つて飄然として去つたといふことであります。實にこれなどは善に與して人の美を認めたと申すべき美談であります。

人の美を見るといふ中にも、一切衆生の美を見られたのは大聖釋尊である。「一切衆生悉有佛性」と、佛性の美を見抜かれた。また「有非情同時成道」「草木國土悉皆成佛」と、娑婆世界を美化し、淨化し。娑婆に淨土を御取り遊ばされたのであります。

御互も諸善萬行誓つて如來の大願に違背せずと、衆善奉行の佛制に隨順して、一步々々に善を行じてまゐるならば、智徳を成就して圓滿報身の果報が顯現するのであります。このことは本宗の古徳なる面山禪師と同時代に、戒學一世に名高き普寂上人が委しく述べられてある。普寂上人は淨土宗で武藏の長泉院の開山であります。元來は伊勢桑名の眞宗源流寺の第一子に生れ、幼少の時より聰明にして、俱舍、唯識、圓覺經、起信論、華嚴五教章等を研究し、當時の名匠たる十玄、天旭、湛慧、鳳潭等を歴訪して、性相の經論を學び盡したる後、決然として眞宗の法衣を脱ぎ捨て「身にかけし法の衣はおなじきも、身はどあはねば脱ぎすてぞする」と詠じ、一笠一鉢にして諸國行脚の途に上り、河内より伊勢に入り、尾張の八事山の前任高隣上人に謁して、菩薩戒、盡形齋戒を受け、山中の一庵に苦修行し、西方寺關通上人の勸奨によりて大に戒律に意を傾け、諦忍律師に請うて輪藏の大藏經を閲讀し、天下の知識を歴問して

我宗では大乘寺元趾禪師、天徳院僧孝禪師等の室に入て大事を参考したる大徳であります。此三聚戒は、願を此生に立て、行は三僧祇劫に滿つるなり、此三聚戒を攝受し、盡未來際この三聚を行ぜんと誓願要期決定すれば、法界無量の要法忽ち勢力を損し、法界無量の善法頓に機能を益し。諸佛菩薩これがために顔をひらき。天魔波旬これがために眉をひそむ。まさに知るべし三聚の要期、功徳無邊にして比類すべきものなきことを」と示されてあります。攝律儀戒の法藥を服して、無明煩惱の難病が去つて、本來無病の斷徳法身があらはれたならば、更に三學六度、八萬無数の滋養に身口意を養ひ、圓滿莊嚴の智徳報身を成就いたさねばなりません。

第十座

攝衆生戒 (上)

凡を超え聖を越え、自を度し他を度するなり

三聚淨戒の總體に就ては、前の二座に於て充分にお話申しましたが、只今からは第三攝衆生

戒の條に依りお話し及びませう。この戒が正しく化他の行となるのであつて、瓔珞本業經に「謂はゆる慈悲喜捨、化一切衆生に及んで皆安樂を得せしむ」とあるのが、攝衆生戒に當るのである。前に引いた普寂上人も、一切衆生の上に慈心をおこし、我が心力の及ぶほど拔苦與樂の事を行じ、又人を止惡修善の道に導くべしと示されてあります。

この四無量心は、實に佛教の利他的活動の理想、骨目であつて、深遠・高妙・雄大・廣博なる意義を有する佛教道德の統一的本源である。四無量心とは、慈・悲・喜・捨の四つでありませんが、先づこれを次第に説き明して行きませう。

慈悲は人倫的功諸善萬徳の源泉で、人間の生命、人間の光明、人間向上の發動力、精進斷惡清淨圓滿の力は、皆慈悲の内容であると申さねばなりません。慈と悲との説明をすれば、慈の字は與樂、悲の字は拔苦となる、拔苦與樂であります。その苦といふのは、佛教では普通に四苦八苦といふのであつて、四苦は生老病死、即ち肉體の上の苦で、これは能く解つて居ますが、それに精神的の四苦が加つて八苦と申すのである。第一は求不得苦、衣食住の上にも種々の欲求があるけれども、それを悉く得ることが出来ぬために苦心し。第二は怨憎會苦、見た

くない顔にも逢はねばならず。第三は愛別離苦、如何に相思相愛の仲でも別れる時がある。第四は五蘊盛苦、身體が弱かつたり、虛心平氣であるために、却つて信仰を求め、安心を獲られるやうな場合があるが、身體が丈夫過ぎたり、自負心が強いために信決定出來ずして苦悶を招くこともある。この四苦八苦を除き抜いて、救済してやらうといふのが悲無量心である。

たゞに苦を抜いた丈ではいかぬ、樂を與へるところがなければならぬ、その與樂を慈といふのである。踏抜きをして苦んで居る者があれば、その刺を抜いて苦を除いてやつても、後の治療を施して樂を與へなければならぬ。水に溺れて苦んで居る者があれば、それを救ひ上げて苦を抜いてやれば、續いて看護介抱して樂を與へねばならぬ。この慈悲はたゞに下に對する場合のみではない、我が親に向つても、親の心は子の無事息災に出世することを最大の樂しみとするのであるから、子たるものが注意周到に己れが身を健全に、業務に精勵して、親に安心を與へるのは、即ち親を濟度するの慈悲心が、孝行と現はれたと申すべきである。

君に對してもさうである、陛下に於かせられては、我々億兆の民をして皆其所を得せしめたといふ大御心であらせらるゝから、若しもお互の中に於て一人でも、了簡違ひのために非常な

る逆境にでも陥り、煩悶苦惱して居るやうなことがあつたならば、即ち自分の心得違ひから、陛下の御高徳の一部分を傷け奉るところの不忠者となるのである。それゆゑ、銘々自分の心を正しくして身を健全に生活を遂げて行くのは、それが、陛下の御徳を完全ならしむることゝなるのである。即ち君に對する慈悲心は忠義といふ形となつて現はれて來るのであります。慈悲の二字に就いても、觀音玄義には「悲は感傷に名け、慈は愛念に名く、感の故に苦を抜き、念の故に樂を興ふ」とありますが、その感傷愛念とするのは、内容の本義に就き、拔苦與樂とするのは、其徳用に就ける義であります。つまり、慈は如來心の積極的の妙用にして、悲は如來心の消極的の妙用であつて、積極消極の區別はありますけれども、苦が除かるれば樂があり、樂が至れば苦は除かれる。恰も燈明が點ぜられると闇を去つてしまふ、夜が盡くれば曉が來ると同様であつて、慈が即ち悲、悲が即ち慈、慈と悲とは二にして不二の妙用をなすことを表はしたので、取りも直さず悲感慈濟の如來心にして、化他救濟の根本生命、根本光明であります。

然るに、この慈悲といふことを、世間では或は他の宗教で説くところの愛とか、又は儒道な

どで言ふところの仁と同一に思ふ者もありますが、元より多くの場合に於て共通の點もあり、同一であると申してもよいのであるけれども、この慈悲には深甚なる意義が存して居るのでありますから、この機會に於て委しくお話をいたして置きませう。

佛教に於ては、主觀の客觀に對する見地から、慈悲心に三種の別を立てるので、智度論、佛地論、無量壽經、涅槃經等の諸經論に擧げられてあります。一には衆生縁の慈悲、二には法縁の慈悲、三には無縁の慈悲といふのである。

一に衆生縁の慈悲とは、また有情縁の慈悲とも申すので、平等の心智を以て、一切の人類を親子の如くに視て以て慈悲心を運び、廣く人類を愛感して同情することなのである。元來人類の生々發育する因縁を觀すれば、家族相倚り相愛し、一村、一國に及んで遂に天下に至り、皆相資け相頼むの密接なる關係を有して居るので、一人の一舉手一投足は、人類社會全般に及ぶといふことを知らねばならぬ。

昔、松平薩摩守が、近侍の者に初めて子を設けたものがあつたので、その者に向ひ、其方は始めて子を持つたと申すが、定めし可愛いであらうな、と言はれると、近侍の者の思ふには、

君主は剛頑の氣性であるから、子供が可愛いなどと答へては、弱蟲のやうに思はれるであらう。天晴れの勇者であると褒められることゝ考へ、「イヤ決して可愛ゆくは御座りませぬ」と答へたので薩摩守は「何條可愛ゆくなくてやは」と、幾度か問ひ返へされたけれども、飽くまでも可愛ゆくはござらぬと答へ通したので、薩摩守は痛く氣色を損じ、佛然として、「我子の可愛ゆくなきほどの邪見の心にては、主人に忠節を盡すことの得られる筈はない、汝が如き人情に缺けたる者は、我が家に奉公は叶ふまい」と責められたので、近侍も尤ものことゝ思ひ、恐れ入つたといふことである。

己れが子に對して愛する心のないものは、君に忠義や親に孝行の出来る道理は勿論ないのであります。

支那では昔、孟孫といふ人が、或時、獵に出て一疋の麕を得て、其臣の秦西巴に命じ、車の後の方へ乗せて歸らしめた。すると其麕の母が其子を慕うて、後から車を追うて來るのを、西巴は如何にも哀れに思ひ、遂に堪へられずなり、その麕を放つて母の鹿と共に山へ還らしてしまつた。孟孫はそのことを知つて甚だしく怒り、西巴に閉門を命じたのであつたが、その後三

箇月許り經つて西巴を召し出し、孟孫は西巴を我が子の師匠と爲し「麕にさへも忍び得ぬ程であるならば、我が子にも忍ぶことはあるまい」と言つたことがある。それを古人が賞して「麕を放つて命に違はず、其仁を措す、以て國を托すべし」と言はれました。

なほこれを推して、一切の男女は是れ過去世に生を受けたる父母なりと觀じ、涅槃經の「一切衆生を緣じて、父母の如く觀想す」と示されたやうに、恩愛の心を以て悲愍慈濟をなす、之を衆生緣の慈悲と申すのであります。

この慈悲は一切人類を父母の如くに觀想するのであるから、其意は固より廣大なるものではあるけれども、智度論にも「衆生緣は是れ有漏なり」と釋してあるやうに、佛敎から見ればただ相待の慈悲たるを免れないので、いはゆる小乘の慈悲觀であつて、倫理的慈悲觀とでもいふべきものであります。

二は法緣の慈悲とは、これも平等の心智を以て、宇宙一切の現象を觀じて、皆因緣の和合よりの生ずるもので、本來自性なき故に同體なりと視て、慈悲心を運び、廣く一切有情を憐愍して濟度することをいふのである。

隋の沙門に智舜といふ者があつて、亭山に庵を結んで修行して居りますと、或時、一羽の雉が獵師に追はれて庵の中へ逃げ込んで来た、すると間もなく獵師が逐うて来て、雉を出せと責めつける、智舜は何とかして救ひたく利々に詫びして聞き入れぬから、遂に智舜は自分の耳を割いて、これが雉の代りであると差出したので、流石の獵師もこれには驚き、弓を投げ棄て罪を謝し、殺生の業を止めたと申すことである。

抑も吾等衆生の五蘊和合の現象たる俗諦差別の假相である。さればこの假相的衆生を見て之を慈念するのは、俗見差別の慈悲であつて、眞平等の慈悲でない。實に天地萬物も我が身體も、ただ因縁生にして本來空なるものであるから、一切萬物一切衆生と我が身體とは同體であると、其法體上より見て、同體の慈悲心を起すのを法縁の慈悲といふのであります。

この慈悲は、一切衆生の客觀を、主觀の體と同一體と觀するのであるから、衆生縁の慈悲よりは、一層深遠なるものではありますけれども、智度論にも「法縁は或は有漏、或は無漏なり」と釋せられてあるやうに、まだ純絶對の慈悲とは言はれない。いはゆる權大乘の慈悲觀であつて、科學的慈悲觀ともいふべきものであります。

三に無縁の慈悲とは、佛敎の最高究竟の慈悲であつて、「佛心とは大慈悲心是なり」といふ大慈悲はこのことである。衆生縁や法縁を超越して、而かもこれを包容して居るのであります。一切法界は是れ眞如實際一靈體の本際的活現であつて、一として實相ならざるものなく、一切衆生が即ち我れで、我れが即ち一切衆生であると觀て、一切繫縁すべき對境を絶したる慈悲心を以て一切に對して不捨普濟する慈悲を無縁の慈悲といふのであります。これこそ眞に實大乘の慈悲であつて、前の倫理的、科學的に對して、これは前の二者を包攝する哲學的、純宗教的の慈悲と申すべきもので、宇宙萬象ありとあらゆる世の中のもの、皆慈悲の現はれとなつて墻壁瓦礫も佛性をなし、その起すところの風水の利益にあづかる輩も、皆佛化に冥資せられて近き悟をあらはすといふ、無爲無作の功德を圓成するのであります。

四無量心の中の慈悲の二つに就いて、大變に長くお話ししましたが、これは如來の眞生命ともいふべき大切な語でありますから、特に丁寧三種の慈悲を擧げたのであります。慈無量心、悲無量心の次ぎは、喜無量心であります。

喜無量心とは、總ての者の上に慈悲の光明があらはれて、喜びに満たされて限りなく、空間

にも無限であると共に時間にも無限であるのが喜無量である。天明の頃、備前の富岡村に油屋
 與一兵衛といふ信心獲得の妙好人が居ましたが、この人は毎日毎夜何事についても、感謝報恩
 の喜びに満たされ、口癖に有難い〜と言ひ通じて居たさうで、妻の顔を見ても、子の顔を見
 ても、有難い〜といひ。母親の顔を見たときなどは格別に涙をこぼして、有難い〜と喜ぶ。
 それが吉事の時ばかりでなく、凶事があつても矢張り有難い〜といふて居た。或時、石に躓
 ついて膝を摺り剥き血の流れるを手で押へながら、有難い〜と言つて居るので下男の者が且
 那は膝に疵をなされたのに有難いとは、如何なる思召でありますかと問ふと與一兵衛は、我が
 粗忽であるのにかくいさゝかの疵ですんだのは有難いと言つた。何事であつても決して怒り腹
 立つことなく、たゞ有難い〜と感謝して居るので、時の人が有難與一兵衛と申したほどであ
 つたといふことである。實にこれらは喜無量心であります。

蓮如上人は、嘗て御自分の召される所の着物が疊んで座敷にあつたのに、何分八十餘歳の御
 高齡で足が鈍くなつたかして、御自分の着物に蹴躓つたことがある。すると上人は驚いて
 これは〜勿體ない佛祖の御用物と言ひながら、その着物を捧げて押し戴かれたことがある。

さうして決して「俺の着物」とは仰せにならぬ。

或時は廊下に紙の片が落ちて居るのを見て拾ひ上げてそれを戴き、佛法領の物を龜末にする
 と仰せられて、「俺の紙」とは言はれなかつた。

斯様に日用光中の爲ること作すことが、慈悲心孝順心、報恩謝徳の働きとあらはれて來れば
 歡喜の心に満ちた喜無量心であります。

その次ぎは捨無量心であります。捨といふことは總てのことを打ち忘れて、臭味の取れて
 しまふことである。味噌の味噌臭きは上味噌にあらず、悟りの悟り臭きは上悟りではない、學
 問しても鼻の尖きにぶらさがつて、學問臭いやうでは學者ではない。太陽は朝は東より出でて
 西に入る、これは善事か悪事か、權利か義務か。慈悲か無慈悲か。柳は緑、花は紅、權利も義
 務も、善も悪も、慈悲も無慈悲も、皆悉く超越したものである。人の臣となつて其君に忠義
 を盡すのは、善でもないが悪でもない。人の子となつて其親に孝行するのは、權利でもないが
 義務でもない、たゞそれが人の本分である。たとひ慈善を行ふても、新聞にでも出して貰ひた
 いとか、又は世間の者等から譽められたいやうな心が寸毫でもあつては、捨無量心ではないの

であります。

先年、百年忌に際して、國師號の宣下のあつた、彼の大川國師誠拙和尚が施主を誡められたことは有名な話であります。國師は鎌倉圓覺寺中興の大徳で、伊豫國宇和島高串村に生れた方であるが、幼少の時父を失うて、佛海寺の靈印和尚に投じて得度せられました。後世になつて天下の誠拙として道名を轟かすくらゐの人であるから、兒童の時から他の小僧連とは異なつて居た、時の宇和島藩主伊達村侯といふのは、春山公と稱する人の祖父に當り、英明の聞えある君公であるが、折々佛海寺に来て靈印和尚と道話を交されて居た或時公は小僧誠拙を召して肩を打たせながら、よい小僧である、按摩の禮として、明年江戸に行けば良い法衣を求めて持ち還つて呉れるぞと約束せられた、翌年公は江戸から歸つて後に佛海寺に来て、例の如く靈印和尚と道話をしながら、また誠拙を呼んで肩を打たせた。誠拙は肩を打ちながら公に向ひ、先年約束の法衣は如何でござりますかと問うた、公は失念いたしたと答へられる、言葉の切れるを待たず、武士にも似合はぬ二言の男だと言ひながら、小さい鐵拳を堅めて、伊達公の頭をたたか撲つて逃げてしまつた。

靈印和尚もこれには驚き、頻りにその亂暴を咎め、公に向つて謝して居ると、公はその小僧の偉器なことを賞し、靈印和尚に「この小僧こそ天下の大導師となるべき者であるから、善く導いて育てられよ」と言はれた。誠拙は果して公の藻鑑を空しくしなかつたのである。それから誠拙は京都に上り、相國寺天龍寺の間を往來して、彼の博多の仙厓、相馬の物光、正傳の竺源等の歴々と互に切磋すること十餘年、次いで江戸に出て麟祥院の峨山和尚の下に聖胎を長養し、隱山、行應の二人とも交り、圓覺寺の僧堂に多くの僧徒を傾するに至つて、淡海、清蔭、長海、泊船、拙菴、徽叟、東海等の神足を打出したのであります。

國師が圓覺の大伽藍を再興せられる時には、「大家各有黄金在。不妨各自點頭來。」の一偈を打して、有志の淨財を募集したのであつた。彼の有名な話はこの時のことである。深川の材木問屋、白木屋海津傳兵衛が、金一百兩を持參して國師の前に捧げ樓門改築の資に寄附をした。國師はその挨拶に「さうか其處へ置いて行け」と一言陳べられたのみであつた。傳兵衛は甚だ不快で、其日はそのまゝに還つたが、まだ翌日、圓覺寺へ来て國師に向ひ、昨日、寄附申せし金員は、不腆なりといへども自分に於ては過分の奮發でありますのに、一言の禮辭も給はざる

は、聊か物足らぬ感じがいたしますと言ふと、國師は其時に爐の前に安坐して豆粥を煮て居られたが、忽ち色を作して、鍋蓋を取つて傳兵衛の顔に投げつけ、貴様の福田を植ゑて、貴様が功德を積んだのに、老衲が禮を言ふ筈はない、善根を積みたくなければ、サツサと持つて歸れと喝破せられたことがある。

國師は圓覺を再興して更に京都の佛法を振作するの志を抱き、南禪寺、相國寺、天龍寺等の請に應じて、祖録を提唱して勞を厭はれなかつた。當時の京都五山は、至つて禪風競はず、連環結制といふ名の下に、三年乃至五年に一回の結制を修し、ホんに唯だ告朔の餼羊を存するに過ぎなかつたので、國師は大に之を嘆じて、先づ相國の僧堂を起して、連環結制を破り、拙菴は相國に、泊船は天龍に、巨海は南禪に、法嗣の三人が三山に據つて大法を擧揚して、京都佛法を振作したのである。京都五山の今日あるは實に大用國師の賜と申すべきであります。國師の海津傳兵衛に對して、密附金に禱辭を陳べられなかつたなどは、今日の僧侶が下手に恣意な真似でもすれば、それこそ鼻の下の食ふ殿建立は出来ませぬけれども國師の無礙解脱の御境界から出た手段は、直に傳兵衛をして捨無量心を發さしむることが出来たのであります。

第十座

攝衆生戒 (上)

法のため 國のためとて 身のかぎり つくして果てん 倒れふすまで

この四無量心を成就するには、四攝法を行するのであります。これに依つて次第に修行增長して行けば、前に申した佛の恩徳を成就して、應化身を獲得するの大功德が具はるのである。

四攝法とは、一には布施、二には愛語、三には利行、四には同時といふので。一應の解釋を施せば、布施とは財を樂しむ者には財を以て施し、法を樂しむ者には法を以て施し、是に因つて親愛の心を生じ、我に依つて道を受けしむるのである。愛語とは、衆生の根機に隨つて軟語を以て之を安慰し、我に依附して道を受けしむるをいひ。利行とは、身口意の善行を起して衆生を利益し、親愛の心を生ぜしめて、道を受けしむるをいひ。同事とは、法眼を以て衆生の根機を見、その所行に隨つて、形を分けて示現し、其所作を同じくして利益に沾はしめ、且に由りて道を受けしむるをいふのであります。

布施のことは、何れ十重禁戒の不慳法財の箇條で詳しくお話し申すこととして、今席では高祖大師の四攝法の御示の上から深長なる聖意を窺つて見たいと思ひますが、大師は先づ布施の眞意義を眞向から提示せられまして「法におきても、物におきても、面々に布施に相應する功德を本具せり」と仰せられ、また「布施といふは不貪なり」と定義を下され、その貪らざること「捨つる財を知らぬ人に施さんが如し」と申されましたが、如何にも尊いお示しであります。知らぬ人に捨つる財を施すならば、貪欲も執着もあるべき筈はありませぬ。

元來、お互人間といふものは、如何なる生物であるかといへば、國家社會のために義務を果さなければならぬ義務的生物と申してもよいのであります。

従來の倫理學の説き方は、多くは皆權利方面より見たものであつたのが、最近の倫理學の説き方は、人間を義務的生物として見るのであつて、歐洲の大動亂に當つても、總ての人類が其國家のために義務を果したのであつた。個人主義者も社會主義者も、皆各々國民的義務を果さなければならぬといふことを、あの大戰争に於て證明したのは、この義務的倫理學の結果が現はれたので、歐羅巴に於ける倫理學が近來義務的に重きを置くやうになつた結果、大戰争に漸

く間に合つたのであります。

義務的倫理から申せば、人間は母の胎内にやどり、母より受ける恩恵は實に言葉に盡されるものではない。生れ落ちてよりも、犬や猫などのやうに人手を借りないと生長する譯には行かぬ。生れたまゝでは、目も見えず、耳も聞えず、手にも握れず、足でも歩けず、哺育して一人前にするまでには、親の苦勞は如何ばかりであらう。たゞに父母に負ふのみならず、國家社會宇宙天體、總てのものに義務を負うて居る、試に太陽の光を電氣燈に換算して御覽なさい、到底代價を拂ひ切れるものではない、何れにしても人類としては非常に債務を負うて居る。これが領解れば多くの煩悶は解決が出来るのであります。己れに權利があると思ふからこそ不平も起るのであるけれども、義務的生物であるといふ倫理の根本精神の土臺に立つて見れば、たゞ何事も感謝報恩の念に住して、その義務を果さなければならぬといふ菩提心のみであります。己に義務を負担して居る生物である以上は、人類本然の目的は、この負債を返却するのが、人間の一生に於て爲さねばならぬところの本然の義務であつて、この負債を餘計に返すのが完全の人類と申すべきである。然るに世には、自分の親に盡さぬどころではない、國家社會にも

盡さずして、若い者が瀧に飛び込んだり、情死などしたり、不心得にも自殺するやうなものは、實に借金の踏み倒しといふものである。怠惰や墮落で身體を弱くするのも、矢張人類の義務を怠るもので、社會から見れば一種の犯罪者と言はねばならぬ。人間は本然の義務を盡すのであるから、高祖大師は「自を自にほどし、他を他にほどすなり」と仰せられ、「ただかれが報謝を食らさず、自らがちからをわかつなり」とも「治生産業もとより布施にあらざることなし」とも示されたのであります。

盤珪禪師は「おしやほしやと思はぬゆゑに、今は世界がわがものぢや」と唄はれたことがあるが、眞に蘇東坡の言ふ如く、江上の清風も、山間の明月も、おしやほしやの執着を離れたならば、耳に之を聞いて禁するなく、目に之を見て竭くることなく、實に是れ造物者の無盡藏とも申すべきであつて、宇宙乾坤皆盡く布施ならざるものはないのであります。

次に愛語といふについては、承陽大師は「凡そ暴惡の言語なきなり」と示し、また「怨敵を降伏し君子を和睦ならしむること愛語を根本とするなり、乃至、愛語は愛心よりおこる、愛心は慈心を種子とせり、愛語よく廻天の力あることを學すべきなり」と仰せられてある。この佛の

御心なる慈悲を種子として、赤誠の溢れ出る愛心からおこることの暴惡に涉らざる愛語ならば敵も味方も感動せずには居ないのである。

福島正則といふ人は、家臣を罰することなどには、甚だしい暴虐を加へることがあつたけれども、また能く人に動かされる美點もあつたものであります。或時、近習の武士を、僅かの罪を以て城内の櫓に押込め、食事を與へないで餓死させることにした。處が、この武士に恩義を受けて一命を救はれたことのある一人の茶坊主があつて、武士の身の上を案じ、夜分になると潜かに焼飯を持つて櫓の中へ行き、武士に之を進めて居た。すると、武士はその茶坊主に向ひ「自分は罪があつて斯く入牢したのであるが、お前は我がために慇懃な振舞をしたならば、殿に知れたときは、お前の罪は我れよりも重くなつて、如何なる憂目を見るか判らぬ。況して我は折角お前が飯を運んで呉れても、結局は命が助かる譯でもない、義の厚いお前の好意は厚くないが、無駄な骨を折つて、他人に見つけられると、忽を難儀はお前の身に降りかゝる、早く急いで人目にかゝらぬやうに彼方へ立ち去つて呉れ」と言ひ聞かせても、茶坊主は「たとへ貴殿と同じ罪に落ち、命を捨てる場合に立ち至つても、露程の後悔もなければ恨みに思ふこと

もありませぬ。何故ならば、拙者が殿の怒りに觸れ、已に一命のなくなる時、貴殿に助けられ失つてこそ、この身が今日までであると申すもの、御恩を報ずるは今より外になく、たとひ命をりともも、受けた御恩は報るすして、人と呼ばれて此世に永らへることは出来ませぬ、幾日なれば御飯は運びますから、氣強く時節を待つて居られよ」と。たゞ一途に武士の身の上を思ふ赤誠に動かされて、運んで呉れる飯を食べて居た。

正則は、牢内の武士は最早餓死したであらうと思ひ、一日、櫓に來て見ると、武士は少しも衰えた様子も見えないので、これは何物か食事を運ぶ者があるのであらうと、非常に怒つて居る所へ、件の茶坊主が出て來て「某が運んで居ります」と、恐るゝところもなく言上したので正則は烈火の如くに怒り「汝は何故に我が罪人に斯様なことをなした、覺悟をせよ」と膝を立て直した時、茶坊主は少しも騒がず「自分は以前、殿のお怒りに觸れ、水責めに遭はされて、已に一命はなきところ、これなる武士の申開きがあつたればこそ、今日まで思ひがけなく生きて居ることが出来ましたので、その時の宏恩を報るるため、殿のお怒りに觸れ、命を失ふ覺悟して、毎夜、食料を運んで居りました。御成敗下さるならば、お心に任かし、如何なる御處分

なさらうとも」と、至誠が色に現はれたので。

流石の正則も、今まで怒れる眼から涙を流し「汝の志は感心いたした、人の道を守るには左様なくてはならぬ、汝が恩を忘れざる行ひに免じ、その武士の罪を宥して遣はす」と、櫓の戸を開けて武士を放免したので、それなる武士も亦た大に感激し、死を賭して君に盡したといふことである。

「怨敵を降伏し、君子を和睦ならしむること愛語を根本とするなり」といふ聖語の意義もここに鮮明なることが領解ります。

利行といふについては、承陽大師は「窮龜を見、病雀を見しとき、かれが報謝を求めずただひとへに利行に催はさるゝなり」と、窮龜と病雀の故事をお引きになつてありますから、一通りこの故事を申して見ませう。

昔、晋の世に名は孔愉、字は敬康といふ人があつたが。或時遊歩して餘不亭といふ處へ往くと、漁父が龜を籠に入れて行くのに遇ひ、その龜を何にするのかと聞けば、殺して食べると言つたので、孔愉はそれを不惑に思ひ、相當の價を以て買ひ取り、之を携へて溪水に放つてやる

と、龜はさも嬉しうに泳ぎながら左の方へ首を傾けて、孔愉の方を四たび見回り、遂に水底へ潜り去つたのであつた。其後、孔愉は軍功があつて、餘不亭の領主になり、餘不亭侯の印を金にて鑄させ、紐に龜を附けたのに、その龜の首が左へ曲つて出来たから、四たびも鑄直させたのに、四たびながら左に曲つたので、かすかに記憶をたどつて見ると、先年放つた龜が嬉しさうに泳ぎながら、四たび見回つたときの姿と能く似て居るので、さては彼の龜が命の助かつた恩を報ずる心にて、かくも不思議を顯はしたのかと氣付き、曲つたまゝの龜の印を用ひたといふことがあるのであります。

また、病雀の故事は、後漢の揚寶といふ人が、九歳の時、華陰山の北に遊んだとき、一羽の雀が鳩鼻に搏たれて飛ぶことが出来ず、樹の下に墜ちて螻蛄に苦められて居るのを見たから、子供心にも可愛さうに思ひ、雀を懐に入れて家に還り、親切に籠で養うて百日も経ち、羽毛も舊の通りになつたから、飛び去らしてやつた。すると、その夜に黄色の衣装を着た童子が来て、揚寶に向ひ再拜して、我は西王母の使者、蓬萊山に生ぜる者、君が仁愛の深き介抱によつて一命が助かりましたから、聊かお禮の験でありますと言つて、白い玉の環を四つ揚寶に渡し

君の子孫の潔白なることこの玉の如く、また三公の位に登ること此環の數の通りであらうと言つて去つた。

其後果して、揚寶の子の揚震、その子の揚秉、その子の揚賜、その子の揚彪と、四代續いて三公の位に登つたことが傳へられてある。大師はこれをお引きになつて、孔愉にしても、揚寶にしても、元より彼が報謝を心に求めたのではない、たゞ單へに利己心の我慾を離れたる利行に催されて、それを救ふたのである。然るに「愚人謂はくは利他を先とせば、自らが利省かれぬべしと、爾には非ざるなり、利行は一法なり、普ねく自他を利するなり」と、能く凡情の機微を穿つて之を訓誨し、利行の眞精神をお示し遊ばされてあります。商賣するのでも、利他を先きにせざれば、自利は獲られるものではない。たとひ草鞋一足作るにも、之を賣らうと思へば、買つて穿く人の便利のよいやうに作らねばならぬ。總ての賣品は皆それを買ふ人の便利徳用を圖らねば買ひ手はない、品物を賣るよりも親切を賣るやうに心懸けたならば、その店は自然と繁昌するから、利行は一法なり普ねく自他を利するなり、賣る方でも買ふ方でも、共に利益を受けることになるのである。

二宮尊徳翁も、自を利せんと欲せば、先づ他の爲めに盡さねばならぬことを説いて、盥の水を先づ向うの方へ傾けて、それを平らに置けば中の水は自づと自分の方へ来るものであると説かれてある。

孔子も「夫れ仁者は己れ立たんと欲して而して人を立て、己れ達せんと欲して而して人を達す」と言はれ。明治天皇は

おのが身を かへりみずして 人のため つくすや人の つとめなるらむ

と仰せられましたのは「己れ未だ渡らざる前に一切衆生を渡さんと發願し營むなり」とか、また「たとひ佛に成るべき功德熟して圓滿すべしといふとも、尙ほ廻らして衆生の成佛得道に回向するなり、或は無量劫行ひて、衆生を先に渡して、自は終に佛に成らず、但し衆生を度し、衆生を利益するもあり」といふ聖意に合致して、その廣大深遠なる菩薩行を知ることが出来るではありませぬか。

次に同事といふのは、高祖大師も「事といふは儀なり、威なり、態なり」と注釋を施されてある。儀とは則るべきもの、威とは恐るべきもの、態とは學ぶべきものでありますから、威儀

態度を同じうすることを同事といふのであつて、これに定義を下して「同事といふは不違なり」と示されてある。不違とは背かず違はぬことであつて、何物に背かず違はぬことかといへば、「自にも不違なり、他にも不違なり」と仰せられました。他に違はぬといふのは普通に言へないこともないけれども、自にも違はずとの語が承陽大師の超越したお心である。なほ「人は人を朋とし、天は天を朋とし、神は神を朋とする道理あり」と示されてあります。

自己が自己に違はぬやうになるのが第一義である。鼻は鼻に違はず、眼は眼に背かず手は手に違はずして執捉し、足は足に背かずして運奔し。花は花に違はずして紅に、柳は柳に背かずして縁に、山は山に違はずして高く、海は海に背かずして深く、そこでこそ天地も位し萬物も育するのである。火は火に違はずして熱し、水は水に背かずして濕ふのである。人の行ひも、自に違ふから殺生も偷盜も邪淫も、犯すやうになるのではあるまいか。口に妄語を吐くのも悪口も兩舌も悉く自に違ふから犯すのである。

洒掃、應待、進退、左之右之、造次顛沛、盡く自にも不違なるのみならず、他にも不違でなければならぬ。飯臺に向つても、右の手は右の手に違はずして箸を把り、左手は左手に背かず

して茶碗を持てばこそ、右手は右手に不違にして、左手に同ずるのである。「他をして自に同ぜしめてのち自をして他に同ぜしむるの道理」があつて、自他一如の甚深の自由が現はれるのであります。

徳川中興の將軍と稱せられたる八代吉宗公は、七代家繼將軍の薨去の後、諸老の協議を以て迎へられたるも、再三辭退の上に、和歌山より入つて大統を承けられたのであるが、庶民の貢税を受くるに當り、

受けつぎし 國の司の 甲斐もなし 惠まぬ民に 惠まるる身は

と詠ぜられたほどの明主であるが、或日、鷹狩に城南品川の郊外に出でられた時、一人の壯夫が老婦人の背を撫でながら路傍に蹲り、衛士が警蹕の聲も耳にかけずに居たので、侍臣共は奇怪の至りと、それを捕へて糾明に及んだ。すると、その男は恐る恐る手をついて「私共は親子の者で御座りまする、今日は菩提寺へ參詣のため、老母を背負うて出でましたところ、老母儀、途中にて持病の癩を起し、俄に苦しみ出しましたるゆゑ、公方様の御道筋をも憚らず、介抱いたして居りましたる次第、何卒お免し下されませ」と、至誠が面に現はれて申し述べた

ので、その由を具さに言上すると、吉宗公は痛く感ぜられ「孝といふ字は、子が老人を背負ひたる態である、親をいたはつて、その身の科を忘れたる段、感すべきである」とて、白銀五枚を賜つた。

後に人々がこのことを聞き傳へ、品川の孝子といふ名が遠近に高くなつた。

かくて一二月の後、公がまた鷹狩のため城東の小松川に出られたところ、品川の孝子と同様の振舞をした者が路傍に蹲まつて居る。侍臣共は呆れながら、その偽りの孝子なることを言上に及んだ。然るに、公は少しも怒らるゝ色なく「それは答めるには及ばぬ、たとひ偽りであるにもせよ、孝行を真似るは善きことである、かゝる者が續々と出て來れば、眞實の孝行者も多く現はれるやうになるであらう」とて、また先きの如く白銀五枚を賜はり、且つ町奉行の大岡越前守に命じて、このことを普く市中に觸れさせられたところ、果して多くの眞實の孝子が現はれたのであります。

子が子たるの道に違はずして親に同ずれば孝行となる。その孝子の威儀態度に同ずれば、取りも直さず孝子である。若しも盜賊の態度を真似すれば、間違ひなく盜賊であつて、佛祖の威

儀を真似て、如實に修行して居れば即身即佛である。高祖大師は「同事は薩埵の行願なり、たまさに柔軟なる容顔をもて一切に對ふべし」と結ばれてありますが、吉宗公の僞孝子を賞せられたる如きも又同事行と申すべきであります。

大師は「この四攝各々四攝を具足せるが故に十六攝なるべし」とお示しになつてありますが布施の中にも固より愛語、利行、同事を具足せねば三輪空寂の眞實の布施は行ぜられぬは言ふまでもなく、愛語にも、利行にも、同事にも、互に各々四攝法を具足せざれば、菩薩行を圓成することは出来ませぬ。この四攝法を以て次第に修行増長すれば、佛の恩徳を成就して應化身を獲るのであります。

この三聚淨戒は戒律の根源であつて、人々一念の信心より現成して、如來常住の功徳を圓滿するのであるが、十重禁戒の一々の戒に盡く三聚淨戒の義があるのでありますから、戒相はその上で委しくお話しすることといたしませう。

第十一座

不殺生戒（上）

生命不殺 佛種增長す 佛の慧命を續ぐべし 生命を殺すこと莫れ

今席からは、十重禁戒の順を追うてお話いたします。十重といふのは、八萬四千の戒行の中に於て、取り分け重い禁制といふことで、一戒でも之を犯すものは、極重の罪業を造るを以て佛敎の法律では、波羅夷罪と申すのである。波羅夷とは、斷頭罪といふので、斬罪すなはち打首であるから、世間でもこの罰を受けたならば、忽ちに命根を失ふやうに、佛法の中に於てもこの禁戒を犯したならば、佛の種子、すなはち佛の慧命を斷絶するのであるから、佛果菩提を成就することは出来ぬのであります。

それゆゑ、この戒法は、たゞ佛敎道徳の箇條を並べたのではなく、本源自性清淨の佛性の光明であつて、一切道徳の根底となるべきものである。先づこの第一不殺生戒でも、端的に之をいへば、佛祖の慧命を相續するのが不殺生であつた。佛祖の慧命たる佛種すなはち佛性は、殺

さるべきものではない。牛を殺しても牛の佛性を殺すことは出来ず、馬を殺しても馬の佛性を殺すことも出来ず、たとひ罪人を死刑に處しても、罪人の佛性を如何ともすることは出来ぬ。ただに生きとし生けるものばかりでなく、有情非情同時成道の上からは、山川も不殺生、草木も不殺生。雨竹風松、牆壁瓦礫、大地乾坤皆悉く不殺生となるのであります。

犬の佛性を認めることが出来れば、犬に對する不殺生であるし、猫の佛性を認めたのが猫に對する不殺生ともなる。天地同根萬物一體、諸法實相唯一乘法の處には殺すものも殺されるものもないのである。梵網經に「一切の男子は是れ我が父なり、一切の女人は是れ我が母なり、我れ生を受けざるの處なし、故に六道の生類は皆これ我が父母たるなり。而るに之を殺して食へば、即ち我が父母を殺すに等しく、又た我が故の身を殺すに等し。故に常に生物を放ちて、生命を全うせしめよ、もし世の人畜生を殺すを見る時は、應に方便を以て其苦難を救護せよ」とお示し遊ばされたのは、實に博愛仁慈の極である。一切の生類に對してこの親しみを持てば、法爾と日常の行持が戒の光となつて行くのである。

一切衆生は千種萬類であるけれども、生を樂しみ死を怖るる情に至つては差別はありません。

ぬ。中にも人は三才に位して、天地の徳を助け、萬物をして皆その處を得せしむべき慈悲の徳を具へて居りながら、殺伐慘忍の心を起して、罪咎なきものの生命を奪ひ、それをして斷末の苦惱を感じしめるのは己れの佛性を傷ける大罪と申さねばなりません。

羅漢さまの側に、猛しい虎などが睡つて居る。己れの方に害心がなくして、これを愛護するの赤心があれば、禽獸にも感應するのである。牛でも馬でもさうであります。廣島縣には神石郡の一群だけ、神石牛と稱して牛の名産地で、一軒に十頭も二十頭も飼つて草山に放牧して居ますが、飼ひ手の方が牛に對して優しく非常に愛護するから、牛の方でも決して角を振り立てて突き懸けたり、足を上げて蹴るやうなことはないこの郡に限つて面白い慣例があつて、娘が他へ嫁するのに、箆笥や長持も持つて行くが、それと同時に愛牛を二頭とか三頭とか連れて嫁するので、よし箆笥や長持を持たなくとも、牛は大抵連れて嫁くといふやうな例があります。斯様に愛情を以て牛に向ふものであるから、神石郡に居る間は至つて柔順で、牛の名産地となつて居りますけれども、一たび他の郡へ連れて行かれると、甚だしい鞭撻を受けるものですか。忽ち悪性に變じてしまひます。

全體、日本の牛は鼻貫を通してありますけれども、満洲邊の牛は鼻貫を通さずに二三十頭も子供一人に追ひ廻はされて、至つて柔順である、けれども内地人の手に飼はれると、直に蹴つたり跳ねたりし出すといふことである。

馬でもその通り、名産地の南部邊では放牧してあつても實に柔順であつて、飼主の方でも非常に可愛がる、我が子を育てると同じやうに愛情を以て居るから、馬の方でも兄弟分のやうに仲がよい。子馬が育つて之を伯樂に賣り渡すときには、家内中の者が別れを惜んで村端れまで見送つて、涙を流して馬に頬づりなどして別れる。馬も馴付いて悲鳴をあげて行くといつたやうに、馬と人間と如何にも温かい情が通うて居るから、南部に居る間は至つて柔順であるが、伯樂がそれを南部から牽りて出ると、早やその途中から「畜生々々」と怒鳴りつけ、ビシビシと鞭打つ。この馬を關東邊へ連れて来て、馬車牽などに賣りつける。馬子の虐待は目もあてられぬ有様である、馬車へは重い荷物を載けて、馬はヘトヘトになつて喘ぎながら之を牽き、馬子は銜へ煙管で鼻唄を歌ふて鞭を振つて居る。馬が歩みを止めて放尿すると、性急な馬子は「コン畜生、放尿をたれるのに、ワザく立ち止まつてしないで、歩きながらたれアがれ」と

怒鳴つたら、馬はヒヒンと笑つて「馬子ぢやアあるまいし」と答へたことがあるさうだが、銜へ煙管で手鼻をかみながら、立小便どころか歩き小便するやうな馬子が、慘酷な使ひ方をするから、馬も柔順の性は何時しか變じて猛獸になつてしまふのであります。餘談であるけれども人間は自分の方でお行儀の悪いくせに、獸類の方へ傳架つけることがある。獸類の雌雄の交接は時に拘らず、年が年中不行儀なことをするものではなく、時が至らねば行はないのに。人間が時に拘らずお行儀の悪いことをするのを獸慾を逞しうするとか、獸慾を遂げたなどいひますがアレを獸類が聞いたならば「人間ぢやアあるまいし」と笑ふかも知れずまい。

兎に角人の仕向けによつて、鳥獸類でさへもその性格が變じてしまふ。性格のみではない形體までも變るものである。ダーヴキンが「種の起原」に、生物の形態を研究して總て飼養動物の耳が垂れてゐるのは、その動物が激しく驚かされることが稀れなので、自然耳の筋肉を使用することがなくなつた結果、耳が垂れるやうになつたのであるといふ意味のことを述べて居ります。なるほど飼養動物の耳は多く垂れて居ますが、然るに、犬の耳について觀察すると、ダーヴキンの説のやうに、西洋犬の耳は皆垂れて居るが、純日本犬の耳は、決して垂れてはるな

い、皆狼の耳のやうに立つて居る、是に於てダーヴィンの説も裏切られる譯であります、しかし、之をダーヴィンの學說に準據して考へて見れば、日本犬の耳だけは何故垂れないで立つてゐるかといへば、日本人に飼養される犬は、飼ひ主の家でさへも、悪戯な小供等には随分虐められるのであるが、若し外へ出ると、棒切れで撲られる、石を投げつけられる、犬を見たならば何とか悪戯をしないでは置かぬ。たび／＼激しく驚かされて、絶えず警戒の耳を聳てる結果、自然、耳の筋肉は發達こそすれ、退化する時期がなかつたから、純日本犬の耳ばかりは垂れないで立つてゐるのであると見なければなりません。すると、日本人の祖先以來、代々飼養動物を虐待したといふ證據を、犬の耳が示して居るといふ道理になるのであります。動物といへども、人間と同じく生命を惜むものであり、親子の愛情もある、これが動物の有するところの佛性であると申してもよい。

人は動物を愛護するの情がないやうでは、眞實の慈悲があるものとはいへぬ。動物を愛するといふことは、人間の道として、人間相互の愛といふよりも、一層進んだ道德觀念であるといふことが出来ます。昔の語にも「徳、禽獸に及ぶ」といふこともあるが、希臘のアゼンスの議

員が、郊外のアルマースといふ山の麓で會議を開いたことがあります。ところが、議事の最中に、一羽の雀が鷹に逐はれて逃げ場がなく、一人の議員の服の中へ飛び込みました。するとその議員は小雀を掴み出し、無慘にも大地に擲つけて殺してしまつた。この無慈悲の所作を見たる滿場の議員は、議事を中止して其議員を議場より放逐することを決議し、再び議會に列することを許さなかつたといふことであります。何故その議員を放逐したかといへば、小雀の一羽は何もその議員に害を加へたといふのでない、窮鳥が懐に入れば獵夫でさへも之を救ふといふのが人情であるのに、強敵に襲はれ逃げ場を失うて懐に飛び入つた哀れなる小雀を己れに何等の關係がないにも拘はらず、無慈悲にも擲殺すやうでは、萬一にも己れが一身に影響のあるやうな問題にでも出會つたならば、必ず國家も國民も忘れて、如何なる事をするかも知れぬ、かゝる危険極る非人道の行爲ある議員は、神聖なる議會に列せしむることは出来ないといふのであります。

凡ての動物に對する同情のない人は、物の生命を尊重しない、すなはち一切衆生の佛性を認めない野暮な人間で、野蠻人ほど殺伐で慘忍なものである。それゆゑ智慧の幼稚な兒童は、

蜻蛉を殺す、蛙を殺す、蟹を殺す、雀を捉る、蟬を捕る、誰れかは「小兒は小さき猛獸なり」と言つたことがあるが、小兒のやうな未開時代には、愛情が圓滿に發達しないから殺伐の所爲を何とも思はぬ。野蠻人は親子の愛情でさへ甚だ薄いものであるから、亞米利加のインデアの或部落では食物といへば鳥や獸の肉のみで、毎日弓や矢を以て山や林へ獲物をあさり歩くのであるが、親も子も皆弓矢を携へて出て行く。偶には更に獲物のないことがある。親父は悄然として何も持たずに歸つて、長男が何か獲て來るであらうと思つて待つて居る。長男も空しく弓矢を携へて歸る、次男も三男も一物も獲物がない。さうなると家内中空腹でたまらぬ、何か動物を捕へて來なければ、飢えてしまふ。其處へ外から頑足ない幼兒が遊びから歸つて、お母さん何か頂戴よツと言つて居ると、親爺は「野郎歸つたな、やつつけるか、まだ一番小さい餓鬼は何處にゐる。奥の穴に寝て居るが、小さい奴から片付けてしまへ」と、言つたやうな調子で、小供の小さい方から順に食料にしてしまふといふやうな、恐ろしい野蠻人もあるさうであります。

親子の愛情ですら斯様に打算的で、純潔なる愛情など元より成立して居ない、隨つて同情仁

慈の念は薄い、それが次第々に同情の範圍が廣くなり、夫が妻を愛するやうになり、兄弟を愛し姉妹を愛し、家族を愛し、段々に擴まつて世界人類より、一切の生物、有情非情にまでも慈悲の及ぶのが人道の究極であつて、そこに不殺生の戒も現成するのでありますが、この戒は生命不殺、佛種増長で、常住の佛性は不殺であつて、コロサナイのでありますから、實は如何なる人にもこの慈悲の徳は具はつて居る。

先代の岩崎男爵が洋行せられた時の面白い談が傳つて居ます。男爵佛蘭西に滞在の時であつたさうですが、或日のこと食堂に出ると、食品の皿に子鳥の如き形をした料理が一品あるのでそれを食べて見ると非常に美味い、給仕に向つて、この食品は何といふ料理であるかと問はれると、給仕は「第二の卵」と申しますと答へた。男はこの料理が非常に氣に入つたので、料理人に委しくその料理法を尋ねられると、料理人は「これは鶏卵を孵卵器に入れて、二十一日目に孵化するとその日にその鶏子を料理したのであります」と、その方法を話したので、男は大に喜ばれ、到る處で「第二の卵」の馳走を注文して食べて居たが、亞米利加へ渡つた後も、矢張りこの第二の卵を注文して料理させ、イヨク歸朝するに當つて、男は「自分が出立の時に見

送て呉れた知己友人や親戚故舊は言ふまでもなく、歸朝すれば歓迎して呉れる人々のために、一度は交驩の宴會を設けねばならぬから、その時にこの美味なる第二の卵を馳走して展待することゝしたい」と。亞米利加より孵卵器を三百基餘り買ひ求めて歸朝せられ、早速それに數千個の卵を入れて、それより二十一日目に當る日を期して案内狀を發せられた。その當日になると之に應じて集る客は、自動車、馬車、人力車數百臺の市をなし、一同が食堂へ集つたとき、料理人に直に第二の卵の料理に取懸らうとして、三百の孵卵器を一度に開くと、數千疋の雛が殻を割つて出たところ、その可愛らしいさまを見て、料理する前に閣下に一度お目にかけてたいと思ひ、そのことを男に言上すると、男はその場に行つて見られると、愛らしい數千の雛が可憐な聲を出し鳴きながら、黄色の脚で飛ぶさま、今恰も殻を割つて出かけて居るのもあれば、いたいけな脚に卵の殻が引つからまつて、脚をぶるゝと振つて居るものもあり、いつまで見ても見飽きもせず、男は暫くは恍として見惚れてしまつて、覺えず「ア、可愛い、これを何んでムザムザ殺して料理など出来るものか、早く餌を與れよ殺すなく殺してはならぬ、一疋も残らず飼へよ」と叫ばれたので、料理人も手のつけやうがなく、第二の卵の御馳走はそのまゝお

流れとなつて、數千の雛を飼養することとなつた。これが岩崎養鶏所の設けられた始めであります。

岩崎男爵が、「殺すなよく、殺してはならぬぞ」と叫ばれたのは、眞に其聲を聞いて其肉を食ふに忍びず、この惻隱の心は決して他より借り入れたのでも、雇ひ込んだのでもなく、男爵の已むに已まれぬ衷心から溢れ出た佛性の聲なので、そこにも生命不殺、佛種増長の不殺生があるであります。

海軍大將八代六郎閣下は、少壯士官の當時は、非常に殺生することが好きであつたさうで、休暇の日には銃を携へて山に獲物を探すが恒例になつて居たくらんであつたと申します、或日例の如く銃を携へて山に獵せられたが、丁度、谷を隔てゝ向ふの山腹に山鳥らしきものを見つ、直に之に向つて發射、慥に命中したのであるが、鳥は依然として同一場所の元の姿勢を崩さない。奇態であると思ひながら、谷を越えて其場に行つて見ると、鳥は其處に翼を以て地を覆うて居るから、八代さんはその鳥の首を握つてズツと持ち上げられると、翼の下には孵化したばかりの雛鳥が五六羽、黄色な背を開けて鳴いて居る、八代さんは母鳥の首を持つたまゝ

その雛を見て「オ、可愛い、子よ、お前達が其處に居るために、おツ母さんは死んでもお前達を抱いて居たのか、まだ目の見えぬお前達は、おツ母さんに離れては育つことは出来まい。ア、悪いことをした、今からは決して無益な殺生はせぬ、許して呉れよ」と涙を流して雛鳥にあらまされ、その場で獵に携へた銃を打ちつけて、斷然殺生を止められたのでありました。爾來、累進して大臣大將にまでなられましたけれども、無益なる殺生は家庭に於ても嚴禁せられて居る。申すまでもなく、日清戦争、日露戦役に偉効を奏せられたけれども、我國に宣戰の詔勅を煥發あらせられましたのは、人間の身體に瘍とか疔とかのやうな悪性の腫物などすれば、醫師はその身體の健康を保全するためには、その妨害となるところの腫物を截開せねばならぬと同じやうに。大日本といふ丈夫の身體の健康を害する腫物に對して手術を施すのでありますから、勿論、殺すのが目的でないのはいふまでもないことで、明治天皇の

國のため 仇なすあだは 壞くとも いくしむべき ことな忘れそ

と仰せられました大御心の如く、御國に仇なす敵を討ち敗つても、慈悲仁愛の心を忘れてはならぬ。その忘れやうにも忘れることの出来ぬ常住佛性は、元より殺不殺にあづかるもので

はないのでありますけれども、達磨大師の御文言の如く「自性靈明、常住法の中に於て、斷滅の見を起す」ものであるから、「生命を殺すこと莫れ」とお示しになつたのであります。

第十一座

不 殺 生 戒 (下)

世の中に 生とし生ける ものはみな たた玉の緒の なかかれとこそ

常住佛性は元來生命不殺であつて殺すべきものでも、殺さるべきものでもなく、それが直に佛祖の慧命であるから、從劫至却相續不斷であることは如上に演べた通りであります。

然るに、これが分々段々に受け具へて居るところの生きとし生けるもの、生命について申せば、殺生の手段方法や、また、殺されるところの生き物に従つて、種々の差別があるのであります。人の命根を斷ずるのは大殺生、畜生を殺すを中殺生といひ、同じ畜生といふ中でも、生物學者の説によれば、下等の生物は高等生物の食物として存し、高等生物の精神生活を可能ならしむべき運命を有して居るがゆゑに、苦痛の感覺がなく、たとへその感覺がありとするも極

めて微弱である。魚類の如き下等生物といふ譯ではなく、寧ろ高等生物といふ方であるけれども、他の生物の食餌となるべき運命を有するものであるから、其感覺は極めて微弱にして、言ふに足らぬほどのものである。若し他の生物があつてこれを食餌にしなかつたならば、忽ちに繁殖過剰の禍にかゝり、海には魚類が充滿して船を運ぶことも出来ず、陸には昆虫が瀰漫して足の踏み入れ場もなくなるであらうといふことであるが、兎に角、苦痛の感覺の少い最下等の生物を殺すのを小殺生といふのであります。

大殺生の中でも、君主、父母、師長、聖賢、君子、發菩提心の人を殺すのは上品の罪、すなはち大逆罪である。次に己れに恩のある人を殺すのは中品の罪。凡庸の人を殺すのは下品の罪といふのであるが、またその輕重は、快き心を以て殺すのと、止むなき事情に依つて殺すのと、同じ凡庸の人といふ中にも、罪のない人を殺すのと、悪人や罪人を殺すのと、皆それ／＼に輕重の差があるのであります。

また、殺生するにも、梵網經には六通りに説かれてある。初めに「自ら殺し」とあつて、自分

手を出して殺すことである。次に「人を教へて殺さしめむ」とは、すなはち教唆し、煽動して他人を殺させることであつて、鳥獸類にしても、何處の山に隠れて居るとか、どの樹の枝に止まつて居るなどのことを他人に教へて殺させることである。次に「方便して殺し」とは、他人が自殺を遂げねばならぬやうに仕向けたり、病人の看護をするやうに見せて置いて、計略を廻らして病人の神經を痛めるやうに仕向けたり、或は服藥などへ悪戯をしたりするやうなことが、鳥獸に對しては、罠で他の鳥を誘うたり、獸に良を施し、又は陷阱を設けなどして殺すことである。次に「殺すを讚歎し」とは他人が殺生することを見て、それを讚めるのである。次に「作すを見て隨喜し」とは、他人が殺生することを見ては、普通の人情としては決して快いものではない、痛ましい心が起るものであるのに、他人の殺生することを見て、大に之を賛成しうまく適中した、上手に殺したなどと、氣味よく感じて喜ぶことである。次に「咒して殺さむ」とは能く世にある丑滿つの時まるとか、神木に釘を打込んだり、薬人形を造つてそれを敵に擬して祈り殺すといふやうなことをいふのである。

また殺すには種々ありまして、その動機をいへば、正法念處經には「貪りて生ける者を殺

し、嗔りて生ける者を殺し、癡にして生ける者を殺せば殺生の罪あり」とありますが、貪慾から發るのは、追剝や強盜が物を掠奪するために人を殺す如きは、貪りて殺すのであることはいふまでもなく、美味を貪りて鳥獸を獵殺したり、魚類を釣つたり網打ちしたりするなども貪殺である。次に嗔りて殺すとは、意見の相違や、感情の衝突で喧嘩口論の結果、決闘とか撲合ひとかにて殺すことがある。近來は戦後のため人心が何となく殺伐になつたのか、小學兒童にまで殺人沙汰のあるのは慨はしきことである。次に癡にして殺すといふのは、情死のやうなものまた多くある癡情より妻を殺すとか、猫いらすで繼子を殺さうとしたとかがそれである。

前の六通りの殺生も、その動機は何であるかといへば、この貪慾嗔恚愚癡の三毒に外ならぬのであります。貪慾は意志の不完全なるもの、嗔恚は感情の不完全なるもの、愚癡は智慧の不完全なるものであつて、この智情意の三方面が完全圓滿であれば決して殺人などの出来るものではありませぬ。

智情意の三つの働きに強弱があるために、悔過の念が起るのに遅速があつて、それで罪を構成することに上中下の三犯の差を生ずるのであります。

地持經、善戒經の說に依れば、初中後の三義があつて、先づ殺さうと殺意を起したるが初て殺し遂げたときが中、本望を遂げた悦びは後である。この初中後の三時が皆揃うて缺けぬときは上犯の重罪を構成するのであるが、初めに殺さうと思ひ、殺してしまつた後、悪かつた悔めるのは、三時の中の一が缺けるから中犯の罪。初めに殺意を起したれど、さて悪いことであるといやくなから殺し遂げて、後からも悔めるのは、三時の中の二つが缺けてゐるから下犯の罪。この中犯と下犯は軽いから懺悔すれば本戒に復するのであるが、上犯は至極の重罪であるから懺悔を通ぜぬゆゑに、重ねて改めて殺生戒を受けたならば成就するといふのが經說であります。

しかし、昔の復讐などは殺すのが目的で、殺さねば本望が遂げられないのであるから、殺して止めを刺したときの喜びは得も言はれぬほどであつたに相違ない。大石良雄でも吉良の首級を擧げた時は「今は早や心もはるゝ身もはるゝ、浮世の空にかゝるくもなし」と詠んだやうに殺した後でこそ喜ぶのでありますけれども、通常凡夫が貪嗔癡より殺人に及んだ時は、後悔の念の起らぬものはないさうである。獄裡に囚はれて居る殺人の重罪犯人について調べて見ると

如何に慘忍非道な悪人でも、殺すときは氣も逆上して夢中に斯つたり撲つたりするけれども、相手が落命したのを見た一刹那には「悪かつた、殺すのではなかつた」といふ念がチラツと發るが、最早殺してしまつたから成るべく犯跡を暗まらうとして、屍を斬り苛んだり、行李へ詰めたり、川へ棄てたりしたのであつた。初中後の三時では後の一つだけは抵缺けて居るから懺悔を通せぬほどの極悪罪業は滅多にないものである。

その悔過の一念が常住佛性の閃きであります。久しく獨房に囚はれて居る罪人は、誰れか相手をみつけて對話したくてたまらず、時には隣りの獨房に居る罪人と、何か音をさせて、此方でコツ／＼と音を二つさせると、彼方でも二つ鳴らせるとか、或は三つ打てば何、四つ鳴らせは何と、合圖をして置いて音で話をするやうなこともある。又、時には自分が殺した者でもよいかから、生かして相手にして話したいやうな想ひも起る。偶に郊外へ作業にでも出た時には、蠶をソツ、捉へてそれをポケットの中へ入れて獨房に歸り、その蠶を放つて室内を跳ね廻らせて、それを伍としてやる瀬なき寂寥を自ら慰めることもあり。窓の軒端に網を張れる蜘蛛までも吾が友の如くに親まれるやうになり、生物を殺すところではない、何も彼も皆生けるものと

見なければ、己れの寂寥を慰めて呉れるものはない。空吹く風にも、流るる水にも悉く意味があるやうに思はれ、一莖の草にも一輪の花にも、尊き生命を認めることが出来るやうになるその時に至れば、眞實の物のあはれといふことが知られて、物の生命を奪ひ、殺生することが天理人道に悖り、神佛諸天の御意に違背することが領知せられるのである。

往昔は地方の俗習に尊い人命を害し、それを犠牲にして神を祭るといふやうな豎風さへ行はれたことがある。

支那杭州の蓮池大師は、博く經論を研究して念佛往生の教義を宣傳し、その徳化は天下後世に及んだ人であるが。未だ出家せられざる在俗の時から、至つて慈悲心が深く總ての生物を愛護して居られたのであつた。杭州の俗として神を祀るには、豚や羊を殺し、或は猪や鶏などの類を用ふる例でありましたが、大師は俗間に在つても不殺生戒を受けて堅く之を持たれて居たから人民のかゝる所業を矯め直さうとして親切に之を諭し、生物の命を取る代りに、蔬菜や果物を用ひて神を祀らせるやうにした。すると大師の父母でさへも、之を見て大いに心配し、「幾百年となく犠牲を以て神を祀ることになつて居るのに、今更その舊來の慣例を改めるのは

甚だ宜しくない、若しも神の崇りを受けるが如きことありては、一般郷黨に對して相濟まぬから、是非従前の例に習ふやうにせよ」と言はれると、大師は香を焚き靜かに告げて「某は不殺生戒を受けて居る身であるから、若し殺生して神を祀つたならば、たゞに自分に罪業を造つて地獄の苦を受けるばかりでなく恐らくは神に於かせられても福德を損じたまふであらう。神は聰明にして正直なる魂と聞いて居る、若しも罪なき有情を殺すことを好むのであるならば之を神とは稱し難い。もし某の爲すところにして神意に副はぬものならば、願くは罰を我が身に下せよ」と言つて泰然として居られたので、家人は皆之を危んで居たが。そのまゝ何の祟りもなく、人民が悉く歸服して、それよりは神を祀るに蔬菜や果物を供へるやうに改めたのであつたといふ。出家するに及んでは、一層廣く人々に勸めて殺生することを戒めて、更に放生せしめられ。それよりは大師の作なる戒殺放生文が廣く天下に行はれるやうになつたのであります。

其住地なる雲棲寺に放生所を建立し、衆僧を減じて粟を二百石餘し、それを以て處處に捕へられて殺される運命にある生物を贖ひ、それに對して誠めの文を作り、時を定めて鳥畜類等に

授け聞かせるやうにし、大師が導師として放生の法式を修行せられる時には、今まで鳴き騒いで居たところの鳥や獸が、皆寂然として黙して之を聴き、その作法が終れば、また元の如くに鳴き騒ぎ喜びの狀を現はしたといふことである。實に大師の徳は畜類まで及んだものであります。海龍王經に「殺生せざる時は一切の寂法を得、一切の有情に常に安穩を與へ、常に慈悲を樂しみ、嗔恨の心を起さず。此人は常に疾病なく、常に命長く臥しては安く、寢ては歡ばしく又悪き夢を見ず、惡趣を畏れず」と示されてある通り、不殺生戒を持てば、その慈悲心が一切の有情非情までも感動せしめ、その人は常に喜悅に満ちて、寢ても覺めても安穩快樂にして無病長命を獲るのであります。

これに反して、殺生の惡業を造れば、華嚴經に「殺生の罪は、衆生をして地獄畜生餓鬼に墮せしむ、若し人中に生ずれば二種の果報を得、一には短命、二には多病」とお示しになつてある如く、物の生命を取る時には、先づ己れの佛性を殺すのである。佛の心を具へ、佛の手を以て殺生の出来る道理はないのである、殺生する時が己に成佛の功德を失ふのであるから、三惡道に墮落して居るのであります。たとひ人間世界に生を受けて來ても、衆生の健康長壽の願ひ

に乖ひ、天地育生の道に背きたる大悪業であるから、他の身を惱まし、他の心を苦しめたる業が己れの身心に付き随うて来るゆゑに、多情短命の報を受けて、我が身を惱まし、我が心を苦しめ、我が天地生育の道を妨げらるゝことを遁れることは出来ませぬ。それゆゑ、梵網經に「一切有命の者故らに殺すことを得ざれ菩薩は應に常住の慈悲心孝順心を起し、方便して一切衆生を救護すべし、而るに反つて自ら恣なる心、快き意を以て殺生するは、是れ菩薩の波羅夷罪なり」と仰せられたのである。「一切有命の者、故らに殺すことを得ざれ」の御文は攝律儀戒であり「常住の慈悲心孝順心を起し」は、攝善法戒に當り、「一切衆生を救護すべし」とは、即ち攝衆生戒であります。十重禁戒の一々に皆この三聚淨戒の義が具はつて居ることを領得せねばなりません。

今、この不殺生戒も、だゞにコ、ロ、ス、ナ、ヨといふ消極的の戒めであるとのみ思うてはならぬ。コ、ロ、サ、ヌの意もあれば、コ、ロ、セ、ヌの義もあり、更にイ、キ、ルとかイ、カ、セ、ルといふ積極的の意義をも存するのであつて、畢竟するに、佛祖の慧命は生命不殺、不殺生戒といふの外はないのであります。

第二義門に下つて、先づ殺すといふ意義を婆説すれば、殺すとはいふまでもなく命を奪ふこととであります。狭く己れの一身について考へて見ても領解することである。眼の命は何であるかといへば、眼識が明かで能く色を見分けることの出来るすなはち見るところの働きを以て眼の命とするのである。して見れば色が見えねば、眼の命はないので、眼は死んで居る。眼を以て物を見ないのを、眼を殺すものと言はねばならぬ譯である。四肢五官これに準じて申せば分明であります。鼻の命は嗅ぐことであり、耳が聞けねば耳の命がなく。手の命は握ることであるから握れねば手の命がなく、握らねば手を殺すのである。足の命は歩くことであるから、歩けなければ足の命はなく、歩かなければ足を殺すのである。

足を殺すまいと思へば歩かねばならず、手の命を全うするには握らねばならず。眼耳鼻舌、悉くその分を守つて働くとところに生命があるのであります。それゆゑ、生物が死んだことを無くなつたと言ふけれども、物體が無くなつたのではない。四肢も五官も皆有ることは有るけれども、握ることの出来る手や、歩くことの出来る足や、見えぬ眼、聞けぬ耳、嗅げぬ鼻言へぬ舌、つまり働けぬ身體のみ残つたのを死んだといふのであります。

すれば握るのが手の不殺生、歩くのが足の不殺生、見るのは眼は不殺生。聞くのは耳の不殺生。この身體が如來に活動するのが全身の不殺生である。若し足に實地を踏まず、手に不正の物を握り、耳目は聲色の繫縛に囚はれるやうなことがあれば、たゞに自分自身を殺して、不殺生戒を犯すのみでなく、父母の生命を奪ひ、祖先の色身を殺すといふ大罪を犯すのである。お互がこの日々の生命を等閑にせず、私に費さざればこの一日の身命は尊ぶべき身命であり、貴ぶべき形骸であつて己れの努力に依りて、父母の生命を續け、祖先の事業を繼承することになります。

出家の身分でありましても、佛を殺し大罪を犯してはならぬ（佛に逢うては佛を殺し祖に逢うては祖を殺すの提唱は別として）佛を殺すとは佛の生命を奪ふこと祖を殺すとは祖師の生命を奪ふことであるが、佛祖の生命とは何であるかと申せば、如何に伽藍だけ立派に調うて、莊嚴が燦爛たるものがあつても、僧侶の行持が缺けて居たのでは、佛祖の生命はありませぬ。「我等が行持に依りて諸佛の行持見成し、諸佛の大道通達するなり」と、高祖大師の御示しあらせられたる如く、我等が日々の行持さへあれば、佛祖の大道は通達するのである。太祖常濟大師

も「この會はこれ靈山會たるべし、靈山はこれこの會たるべし、今日も頻りに辨道し、仔細に通徹せば、釋尊直に出世なり。たゞ汝等すでに佛子たり、なんぞ佛を殺すべけんや。ゆるに急に辨道して、速に慈父と相見すべし」と懇切丁寧に仰せられてあります。今この授戒の道場ならばこの道場はこれ華藏世界である、今日も頻りに辨道し仔細に通徹するのは、四衆諸共に身口意の三業を揃へ、身には合掌禮拜し、口には佛の名號を唱へ、意業には誠心を専らにして加行せられる處である。この道場には、得戒本師釋迦牟尼佛は直に現成遊ばされるのであるから、我等の行持のある處に佛が現成遊ばされるとすれば、若し行持を怠れば佛を殺すこととなる、すでに佛の子となつて居りながら、佛を殺すの大罪を犯すべきでない。それゆゑ急に辨道修行して大悲の父上と相見せねばならぬとの御示しであります。慈父如來と相見することが出来たらば、佛祖を殺さぬばかりではない、佛を活かし祖を活かすのである。這裏に至れば、巍峩として聳ゆる山も清淨身、潺湲として流るゝ水も廣長舌、雨竹風松も禪を説き、牆壁瓦礫も佛事を作し、其起す所の風水の利益に預る輩までも、皆甚妙不思議の佛化に冥資せられて親き悟を顯はし、有情、非情大地乾坤悉く不殺生の露堂々にして、執提運奔、造次顛沛、不殺生

の戒光ならざるものはないのであります。

第十二座

不 偷 盜 戒 (上)

心境如として解脱門開くなり

第二不偷盜戒は、通途世間の法律上の語などでいふところの偷盜にして、たゞヌスマナヨといふことなれば、在座の戒弟の方には更に用のないことである。入戒するまでは、折々は他の物を盗んだであらうが戒法を受けた上は、盗みをしてならぬぞよとでも申したならば、皆容易に承知せられぬでありませうが、この戒法は恣んな簡易なことではありませぬ。

戒文の聖意をうかゞへば、心境如々として解脱門開くなり、盗まうとする心も、盗まれる所對の境も、畢竟觀來れば如々不動にして花もそのまゝ無罣礙の解脱なれば、柳もそのまゝ無罣礙の解脱。江上の清風は颯々として如々不動、山間の明月は皎々として如々不動。これを見るの眼も遮ざるものなくして解脱し、これを聞くの耳も禁ずるものなくして解脱し。實際は心の

外に境なく、境の外に心なく、一切諸法はそのまゝ如是實相の脱體であるから、之を境として盗まふとしても盗むべきものもなく。三界唯一心、心外無別法であれば、たとへ一賊を盗んでも三界は動搖し、一草を掠めても諸法は潰倒するのである。手にあつては執捉して如々、足にあつては運歩して不動。金が欲しいといふ思ひも如是實相、盗み取らうとする心も自性靈明の端的に言へば、盡大地盡乾坤皆是れ明々歴々たる解脱門であるから、百姓は鋤耨把つて解脱自在、商人は算盤弾いて解脱自在であれば、十方法界は一顆の明珠、主なく盗なく面目なく、盗む心も、盗まれる境もなく、全く不偷盜戒の露現にして、ヌスマナヨといふよりは、ヌスマナイ、ヌスママセヌ、不の偷盜、不偷盜、不なり、偷なり、盜なり、皆是れ如々解脱の當體であるのであります。

それゆゑ、各々その果報分齊は、それ〴〵に定まつて居る、働けば資財は獲られ、惰けると貧窮に陥る、衛生に注意すれば健康、學問研鑽を積みば學者になれるといふやうに、果報は定まつて居るけれども、たまには、働きながら貧乏に陥り、正義を踏んで居ても不幸の出來事が累なるやうなこともあるが。そこは三世因果の理に依つて解決せねばならぬ場合もあります。

れども、それは別の問題として、今は不偷盜戒の戒相を説き明かすことゝいたしませう。

その的意と申せば、銘々自分／＼の果報分齊を一毫たりとも犯せば直に偷盜となるのであります。世間の法律では、盗んだ贓品の多少や盗む方法手段の相違に従つて輕重を斷するのであるし。また小乘聲聞の戒などでは、三錢以下を盗んだ者には其罪を問はぬといふやうなこともあるが、今この大乘菩薩戒では、盗んだ物の分量で罪の輕重を論ずるのではなく、前に申したやうに、たとひ一鍼を盗んでも三界を動搖し、一草を掠めても諸法は潰倒するのであるから梵網經には盜の因、盜の緣、盜の法、盜の業と示されてある。盜の因とは盗まうとする心。盜の緣とは、竊盜するに用ひる合鍵とか、強盜の脅喝に要する刃物やピストルの如き物。盜の法とは、盗みをする方便手段、盜の業とは、正しく盗むことである。この四つのはたらきに依つて「一切の財物、一針一草までも故らに盗むことを得され」とあります。

然るに盗むといふことには種々の別があつて、たゞに他の所有物を竊盜したり強奪したりすることのみではなく、戒法の中にも諸種の偷盜を説かれてあるが、世間でも梅園叢書の中に擧げられてあるのは、別に講釋せずとも讀めば分るが、その文を讀めば「盜人には種々の數あり

壁を穿ち垣をこえて人の財を盗むは、これを穿踰の盜人といふ、或は人の家に押し入り、或は往還に待伏して人を斬り衣裳を剥ぎ取る、これを野伏強盜といふ。

上君に事ふるの忠なく、下國を治むるの術なく、中自らの職分を怠り、座に大祿を食む、これ位を盗むの盜人なり。謀をめぐらし偽を行ひ、君を弑し國を奪ふ、これ國を盗むの盜人なり。詩書を腰にし、口法語を絶たず、而も退いて其隙をうかゞへば、父子相争ひ、兄弟相闘ぐ、これ儒を盗むの盜人なり。頭をまるめ三衣を纏ひ、我慢偏執の心つよく財利に耽ける。これ法を盗むの盜人なり。人のよき言をぬすみ自らの利口とし、我が行ひの悪きを言ひ廻して愧る事を知らず、これ言を盗むの盜人なり。ひそかにあらゆる悪心を起し、顯に示して外面堂々たる君子あり、これ善を盗む盜人なり。心に無量の僻言をふくみ、色をかいつくり肩を聳かし詔ひ笑ふ、これ色を盗む盜人なり。人の志の在所をばかり、其人の機をかんがへ、その喜ぶべき事をなし、忌む所をさけ、父子の樂しき情をさかせ、兄弟の恨みを起し、夫婦恩愛の中をやぶり、朋友の交りを失はしめ、その惡至らざる所なく、猶自ら人の腹心と思はるゝ如き、これ心を盗むの盜人なり。

「盗人の至つて大なるものは心を盗むの盗人なり、その次は國を盗むの盗人なり。穿踰の盗人の如きは盗人の至つて小さきものなり」とありますが、この中でも位を盗むの盗人とか、國を盗むの盗人といふのは、舊幕時代の時勢について述べたのであるけれども、これを現今の制度から申しても、職分を怠り大録を食み、其上に收賄贈賄、疑獄々々と日々の新聞紙上を賑はして居るのは皆位を盗むの盗人と言はねばならぬ。

また、盗に四種がある。一には劫盜、二には嚇取、三には偷取、四には不與取といふのでありますが、劫盜といふのは「對面して與へざるに取るを劫といひ、潛匿して與へざるを取る之を盜といふ」といふ釋がある通り、通途に夜盜とか強盜といふの類で、人の家に凶器など携へて押し入り、所有の主に向つて、與へざるに強ひて奪ふのである。嚇取とは、物凄い文句を並べて脅喝したり、何時までに何處の樹の根に幾百圓の金を埋めて置かねば處殺にするぞといふやうな手紙を出して嚇したり、または夜叉鬼神の假面などを着て、怖れしめて奪ひ取ることである。現今では國際の上にする、この劫盜や嚇取はなかく／＼に行はれるやうになつて來ました。偷取といふのは、主を避けて私に竊むと釋してありますが、常にいふところの竊盜で

あるから、最も多く行はれる偷盜である。現在でも監獄に居る囚徒の八九分は竊盜の犯罪者であります。次は不與取といふのは、その所有の主が心から許して與へたものではないのを、種々の方便を回らして取ることである。尤も與へざるにそれを取つても罪にならぬこともありまゝす幼児が危険な刃物を持つて居るのを、ソツト知らぬ間に奪ひ取つても、または人を毒殺でもせんとするのを、方便してその毒藥を盗み取るが如きことは、與へざる物を取つても罪にはならぬ。

時にはその反對に、與へられた物を取つても偷盜罪を犯すことがある、他より數を錯つて多く與へたのを、自ら知つて居ながら黙して受けるが如きは、與取盜と言つて與へられた物を取つて偷盜となるのであります。

また梵網經には「自ら盜みし」「人を教へて盜ましめ」「方便して盜み」「咒して盜む」の四通りが擧げられてある。前の三つは讀んで字の如くにその意味は明かに分つて居るが、咒して盜むとは、盜心を以て物を咒して己れの所有に屬せしめること、または神の託宣であるとか、佛のお示しであるなど、言つて他の物を巻き取るやうなことである。

また、偷盜の中でも三寶物を盗むのは最も重罪であります。佛物を盗むといふのは、涅槃經や毘奈耶論、又は十誦律等に委しく出て居りますが、佛寺を造立して寶珠や華鬘などを用つて供養してあるものを盗んだり、佛塔の中の旛華の如きものを盗めば、それを供養したる施主の信心までも破壊するから重罪を結するのである。また、佛像を盗んでも淨心を以て供養するのでなくて、これを骨董物として轉賣するが如きは大重罪を犯すことになるのである。

法物を盗むことも、四分律、十誦律、正法念經等に委しく示されてありますが、經卷を借りて還さぬとか、または他の秘法を竊盗むとか、或は暗に他の經卷を取つて、一句一偈を讀んでさへ、盜竊文句罪を犯すことになる。

僧物を盗むといふのは、五分律、寶梁經、大集經等に出て居りますが、觀佛三昧經には「僧の鬘物を盗む者は八萬四千の父母等を殺すの罪にも過ぐ」と示され。方等經には、華聚菩薩の言く「五逆四重も我亦能く救ふ、僧物を盗める者は我れ救ふこと能はず」とある。諸經論に僧物を盗みし罪に依つて、惡趣に生を受けて無量の苦報に遇ふたことが擧げられてあります。

猶其上に、三寶物互用盜といふのがある。佛物、法物、僧物、各々その屬するところがあつ

て、互用するのは罪である。佛物を以て法物に用ひたり、法物を以て僧物に用ひたり、信者から佛像造立のために上げた淨財を以て、互用して袈裟を求めるとか經卷のために納めた淨財で佛具を造つても、何れも互用盜たるを免れず。同じ佛像といふ中でも、藥師如來の物を觀音菩薩に用ひても、地藏菩薩の物を文殊大士に用ひても、皆互用盜と申さねばならぬ。委しく言へば、總ての物が一毫頭ばかりも、その分齊を越えたならば盜罪を免れないのであります。

梵網經には「菩薩は應に佛性の孝順心慈悲心を生じて、常に一切の人を助けて、福を生じ樂を生ぜしむべし、而るを反つて更に人の財物を盗むは、是れ菩薩の波羅夷罪なり」と示されてあります。菩薩大戒を相續する身の上は、上に向へば孝順心を起し、下に對しては慈悲心を生じ、一切の衆生を濟度して、福樂を生ぜしめねばならぬ身でありながら、苟にも人の財物を盗むのは、斷頭にも相當すべき重罪であると申すのであります。

在家止住の者でも、この孝順心慈悲心を生ぜる者は、己れが偷盜の罪を犯さざるのみならず偷盜の罪を犯せる惡人までも感化改悛せしむるものである。

後漢の陳寔字は仲弓といふは、潁川の許といふ處の人で、若年の時より縣の官吏となつて

居ましたが、職業には忠實に、學を好み、徳を修め、道を行つた清廉の士であつたから、家庭の教訓が頗る嚴肅で、父の人格の反映ともいふべき子女の行爲の一端を擧げて、陳寔の人の爲りは分るくらゐのものである。

陳寔の子に元方といふ者があつた、父に似て伶俐なることは大人でも恥づるほどであつたが元方がまだ七歳であつた。或時のことである、父の陳寔がその友人と日中に自宅で會することを約したのであつたが、日中が過ぎても友人が來ないので、陳寔は他用のためにそのまゝ外出してしまつた。陳寔が出た後で、その友人が尋ねて來て門外で遊んで居たる元方に向ひ、お父さんは御内ですかと問ふと、元方は、先刻まで貴下のお越しを待つて居ましたが、見えないから他用で出ましたと、キツパリ答へた。すると、その友人は怒つて、お前のお父さんは他と會ふことを約束して置きながら、外出するとは不都合ではないかと詰ると、元方は之を聞き咎め「貴下は父と日中に會ふことを約して置きながら、その時間を過ぎして來なかつたではありませぬか、それで信と言はれますか、然るに自分の悪いことを棚に上げて置いて、我が父を罵るとは間違つた考へではありませぬか、それで禮と言はれませうか。信と禮とを失つて、それで人

の行爲と申されますか」と言つたので、友人はこの幼少の元方に言ひ伏せられて心から大に慚ぢ、態々車から下りて元方の頭を撫でに來たか元方は、サツサと門へ這入つて、後をも振り向かなかつたといふことであります。

此父にして此子あり、これほどの麒麟兒を打出したのであるから、父親たる者の人格は大抵讀まれるのである。この陳寔が大丘の令長となつて、訴へがあればその曲直を判じて仁政を施すものであるからたとひ負けても理に服して怨む者はなかつたといふ。

其頃飢饉の年が續いて、貧窮の餘り所々に偷盜する者が多くなつた。或夜陳寔の家へ一人の盜人がしのびこみ、梁の上に匿れて家人の寢靜まるを待つて居たが、陳寔は室内の梁上に盜人の匿れて居ることを知つてゐながら、更に苛怪まず知らざる風をしてその室内に皎々と燭を照らし、家内の子孫を呼び集め前に坐らせて、自身は端坐して色を正し、聲を和かに諄々と教訓を始めた。梁の上に居る盜人は身が縮むやうでガク／＼震ひ出したが、家内の者等は少しも氣がつかぬ。陳寔は語を續けて「人は常に自ら職業には最善の努力を拂はねばならぬ。世には自ら勤めずして他人の膏血を搾り取らうとするやうな不心得を起して、盜みを働く者もあるが

慙ニん麼んな不善ふぜんの人ひとと雖いも、本来ほんらいの惡人あくじんではない、梁りやう上じやうの君子くんしの如ごときもさうである」と言いつたので、梁りやうの上うへに潜ひそんで居ゐる盜人たうじんは慚ざん愧きして身みの措かきどころなく、下したに飛とび降おり地上ちじやうに平へい伏ふくして陳ちん謝しゃすると陳ちん寔じは更さらに怒おこれる色いろもなく「君きみの容貌ようまうを見るみるに惡人あくじんとは思おもへぬ、定めし貧困びんこんに迫せまつてかく己おのれが身みを危あやくして命いのちを輕かろんずるに至いたつたのであらう、良よに痛いたましいことである」と言いつて、絹きぬ二疋ふたひを能あたへたので、その德とくに感化かんくわせられて縣下けんかに一人ひとりの盜人たうじんもなくなつたといふことである。これは取りも直たださず、陳ちん寔じの慈悲じひ心しんを以もつて、一切さいの人ひとに福樂ふくらくを生しやうぜしめたるものに外ほかならぬのであります。

彼の踊念佛おどりねんぶつの開祖かいそである空也上人くうやしやうじんが、京都きやうと紫野むらさきのの片かたほとりに引籠ひっこり、不斷念佛ふたんにんぶつを稱なへて居ゐられた頃ころのこと、或年あるとしの暮くれ、日頃上人ひころしやうじんの教しよへを受けて、如來にょらいの慈悲じひを喜よろこびつゝ念佛ねんぶつを申まをして居ゐるところの田舎信者いなかしんじやの大工だいくが、節季せつきのことであるから懸かけ金を集あつめて諸方しよほうを巡めぐり、財布さいふにはお金かねが満みちたのに、日ひが暮くれれたので、大工だいくの思おもふには、この年の暮くれの物騒ぶつさうなとき、今いまから歸かへるに山道やまみちを通とおらねばならぬが、盜賊たうぞくに出遇であつては、折角せつかく集あつめた財布さいふは空虛くうこになつてしまふ、今夜こんがは上人しやうじんの庵室あんしつに行いつて一宿しゆくお願ねがひすることにしやうと、庵室あんしつを訪もとつて事情じじやうを述のべて宿泊しゆくはくを願ねがふと、

上人しやうじんは慈愛じあいの眸まなこを垂たれて申まをされるには「そなた一人ひとりに宿まを貸かすことはいと易やすいことであるけれど、この物淋ものさびしい節季せつきに、そなたが歸宅きたくせぬと、家うちでは妻子さいしが心配しんぱいするであらう。懸かけ取りに出でかけて歸かへつて來こないとすれば、何か途みち中で災難さいなんに逢あつたのではあるまいかと、必かならず心配しんぱいして安眠あんみんも出來できまい、それを想おもへばそなたを止宿とどむわけには行いかぬ、是非ぜひ今夜こんがは歸かへるがよい。若もし途中とちゆうで盜賊たうぞくに出遇であふことを恐おそろしく思おもふならば、衲わの法衣ほふくを着きて歸かへるがよい」と言いつて、上人しやうじんは着きて居ゐられる法衣ほふくを脱ぬいで大工だいくに着きせられた。

大工だいくは家内かないの者ものが心配しんぱいすることを上人しやうじんから聞きかされては、今夜こんがの内に歸かへらねばならぬ。そこでお金の財布さいふを懐ふところにして、かね々かねかね聽聞ちやうもんして居ゐる「踊念佛おどりねんぶつ」を申まをしながら出懸でかけました。やがて山道やまみちに差蒐さしかいると、果はたして五六人じんの盜賊たうぞくがあらはれて「どつこい遣やらぬ、この世智せち辛い年としの暮くれに、一人ひとりの旅たびでこの繩張なはまりを通とおるとは、生命いのちを粗末そまつにする野郎やらうだ、神妙しんめうにあるだけの物ものを置おいて行ゆけつ」と怒鳴おどりながら駈かけて來きた。大工だいくは素知そしらぬ顔かほで、その言葉ことばを耳みみにもかけず、踊おどり念佛ねんぶつを申まをしながら歩ありて居ゐると盜賊たうぞくが段々だんぜん近寄ちかつて、法衣ほふくを着きて踊おどりりながら念佛ねんぶつ申まをして居ゐるのを見みて「これはこれは骨折ほねをり損あんであつた、空也上人くうやしやうじんだつた、還かへれ〜これも今夜こんがのお慰なぐさみだ」

と、ドット笑つて散らばつてしまつた。

大工は法服の威徳廣大なることをよく感じて、嬉し泣きに泣きながら家に歸ると、妻子は上人の慈悲深い思召しを感謝して、紫野の方面に向つて禮拜したさうである。

その翌日法衣を上人にお返へししに庵室へ行き、お禮を申述べ勿體なくも、「この賤しい身に上人様の法衣を着て、念佛して居りますと、盜賊共が空也上人であつたと言つて間違へましたのは如何にも不思議であります」と言へば、上人は「我も人間なればそちも人間である。我も念佛すれば正定聚の菩薩、そちも念佛すれば正定聚の菩薩である、少しも不思議なことはない、ただ不思議といふは、念佛すれば凡夫が佛になることが、不思議の中の不思議である」と示されたことがあります。上人が故らに口に戒とも律とも唱へずして、別に行ずるといふの名なくして行じ、持つといふの名なくして持たれる身は、眞に戒法の凝固であるから、その徳風は周圍を感化せずには居らぬのである。そしてまた、堯舜の服を着て堯舜の行ひを行へば堯舜である、佛祖の服を着て佛祖の行を行すれば、取りも直さず佛祖である。盗人の眞似をして、他人の巾着に手を入れて他人の財布を盗む眞似すれば、その身そのままの盗人と言はねばならぬ。

第十二座

不 偷 盜 戒 (下)

山守のゆるさぬとは 谷蔭に 落ちたる粟も 拾はざるへし

道徳上の行爲は、時代に從つて善惡の標準が違ひ、場所に隨つてまた異なるところがあるから、戒律も居處によつては之を犯すも、法律上の罪惡と認めざることがありますけれども、不偷盜戒に限り何れの國に行つても、罪となさざることにはないのである。大智度論に「若し餘戒を犯するが如きは、異國の中に於て以て罪と爲さざるものあらん、偷盜の人は一切の諸國罪を治せずといふことなし」と示された通りであります。

他人の信用を失ひ、人格を傷けることも、彼人は手癖が悪いと批評せられるほど甚しいことではない。酔ふて覺えず暴言を吐いたとか、一朝の憤怒に乗じて亂暴を働いたといふくらゐのこととは、非を悔いて後事を慎みさへすれば、いつしか他人も恕するところがあつて、信用の恢復することも出来るけれども、手癖が悪いといふ評判がひろまれば、何時まで経つても信用を挽

回することは出来ませぬ。これほど見易い道理は誰でも理解つて居るのに、世に盗人の種が盡きぬとは淺間しい次第であります。

人は財物に執着して、生命よりも重んずるやうな貪慾煩惱の深い者もある。釋尊は「不知足の者は天堂に處すと雖も猶心に契はず」と仰せられました。世間の財産家は、如何に百千萬の金を持つて居ても、最早これで澤山だとは思はない。富者と貧者の階級闘争は、近來の社會に於ける重大問題となつて居るやうに、富豪といはれる人達は、まだ欲しい／＼でその心理状態に至つては、實に貧中の貧、立派な家に住む貧乏人と申さなければなりません。これ等は經濟上からは順境であるけれども、精神界には逆境にある人である。兎角常に順境にある者は信仰に入ることが難いものであります。

或先生が言つたことがある。富者は經濟的順境に居る人であつて、貧者は經濟的逆境に居る人である。賢者は智識的順境に居る人であつて、愚者は智識的逆境に居る人である。健康者は衛生的順境に居る人であつて、病者は衛生的逆境に居る人である。善人は道德的順境に居る人であつて、悪人は道德的逆境に居る人である。

その順境に居る人は多く現狀に安んじて居る人であり、寧ろ現狀に囚はれ易い人である。逆境に居る人は現狀に安んじて居ない人であり、寧ろ現狀を打破しやうとして居る人である。現狀に安んじて居る人は、多くは有限相對の幸福に耽つて居る人といふことが出来る。此種の人が無限絕對の大幸福境を望むことは至つて稀である。

現狀に安んじない人に二種ある。一は現在の自己の逆境を厭うて、早く世の順境に入らうとあせつて居る者。他は順逆二境ともに有限相對の儚ない世界であることを知つて、早く無限絕對の大平安境に入らんことを望んで居る者であります。

その順境に居るところの智者、富者、健康者、善人の中には、無限絕對の樂地に憧憬してこれに進み入らうとして居る人は極めて稀であつて、逆境にあるところの愚者、貧者、病者、悪人の中には無限絕對の、大平境に望みをかけて、進んで之に突入し得る人の比較的に多いのは此故である。親鸞聖人の「善人ですら猶救はれるものを、悪人について救はれぬ筈はない」と、悪人止機を示されたのは、即ち道德的順境に居る人よりも、道德的逆境に居る人の方が、進んで無限絕對の極樂境に入り易き事實を見て、其事實通りを叙述せられたものに過ぎないか

といへるのであります。

経済的の順境に居る人も、眞に現狀に安んじて、進んで精神界に大平安の境に突入すればよいのであるけれども、却つてその現狀に囚はれ、猶限りなき貪慾のために、遂に一生の守銭の餓鬼界に投入して、有るが上にも欲しいくで過すに至るのであります。

戒を受けた者は「縦ひ賊の爲に劫奪せらるるとも之を以て彼を論して入道の心を發さしむべし」とも、また「何ぞ己れが勢力を以てし、或は官の權命を頼み、之を還し奪ひ、彼を桎梏するに堪へんや」と戒められてある。全身が戒法の靈現ともいふやうに、正戒の相も取らず亦邪念の心もなしといふべき境界に至れば、造次顛沛が戒法の光明であるから自然に盗人でも感化せられるものであります。無戒の宗といふところの淨土眞宗の近世の大徳七里恆順上人にも美談が傳へられてある。上人が博多の萬行寺に居られた時のこと、或夜三人の強盜が拔刀でツカツカと上人の寢臺に草鞋穿きのまま踏み込み、物凄いな文句を並べて脅喝した。上人は少しも驚かず靜に起きて、その強盜に向ひ「お前さん達はお金がなくて、檀施で生活して居るこの寺へ貰ひに来たのか、それはよい時に來てお前達も仕合せ者である、寺には金の少々ある時も

あるが、ない時の方が多いのであるが、幸にこゝに八拾圓だけ貯蓄がある。丁度都合よく金のある時に來て呉れてよかつた、持つて行け」と言ひながら、その八拾圓を出して賊に與へられた。賊はそれを持つて行かうとすると、上人は呼び留め「待て、考へて見ると商人に月末の拂ひが拾圓ばかりあるから、その内から拾圓だけ残して置いて呉れ」と言はれると、賊も柔順く十圓だけ上人の前へ置いて、そのまゝ出て行かうとすると、上人はまた呼び留め「これ、拔刀したまゝで外へ出ては人が驚くであらう、その兇器を納めて、ちよつと其處へ坐て禮の言葉を陳べて行くがよい、さうすればお前も衲が呉れたのを貰つたことになるから罪はないぞ」と言はれると、さすがに賊も其場に坐つて禮をのべて去つたさうである。その後に至り賊が遂に捕縛せられ三人が萬行寺へ強盜に行つたことを白狀したので、上人は裁判所に召喚せられ、證人として行つて見ると三人は縮み上つて居る。其處で上人は「衲はこの三人から金を強奪せられたことはありませぬ、金七十圓は三人に呉れたのである、その證據はその夜三人は丁寧に座つて禮を陳べて去りました」と陳述せられたので、その當時は證據不十分で、三人共に無罪放免となつたので、三人は上人の慈悲が心肝に徹して、眞に改過遷善の身となり、無二の佛法

信者となつたと申すことであります。彼を諭して入道の心を發さしむとは斯様なことである。高僧方にのみかゝる徳化があるといふ譯ではない。在家止住の方々でも、修養の出來た人格には一言一行が人をして入道の心を發さしめるだけの徳はあります。儒者の中でも、彼の學徳兼備の伊藤仁齋先生の如きは、門下の學生を教化せられるばかりではなく、周圍の風物までも悉く感化を受けたのである。盜賊をして入道の心を發さしめられたこともあります。或夜、一人の盜賊が先生の家に忍び入り、家内の者の寢靜まるのを待つて、物置の間から窺つて居た。先生は深くまで燈を挑けて讀書して居るし夫人は次の間で裁縫をして居るから、賊も這入ることが出來ぬ。其内に先生は夫人を呼んで夜食をたべたいと言はれると、夫人は膳を恭しく捧げて給仕すること大賓を取扱ふやうである。誰も外には居ないでの夫婦差向ひであるけれども、互に禮義を正しくして、一も亂れたところがない。賊はこの様子を見て忽ち懺悔の心を生じ、先生の前に名乗り出て「私は何を隠しませう今夜は御當家に忍び入り、先程より御夫婦の正しい禮義を見て、我が身の淺間しき心根を、よく／＼なさけなく思ひまして、今日までの迷ひの夢が覺めました。何卒今より如何なる苦役でもいたしますからお召使ひ下されよ一

と。それから専心に聖人の道を學んで、相應の儒者になつたといふことであります。また或年のこと、一夜郊外に出かけられた時、盜賊が四五人路に要して劍を按じ「俺等は酒がなくては夜も日もあけぬ代物だ、近頃廻り合せが悪く、程のよい鳥がかからないので、今朝からまだ一水も祝酒が頂けない始末だ。見ればお前さんも男の一疋ぢやないか俺等のためにその懐中のお鳥目を残らず此處へ出して貰ひたい、おあしがなければ着て居る衣裳を脱いで行つて貰はふぢやないか」と、威脅しかけた。すると先生は「其方等は何を渡世とせられるか」と問へば、賊共は「俺等は毎夜この山道を横行して、往來の人を捉へて剽掠ぎして生活する業である」と答へた。先生は「剽掠が職業とあらば、之を拒む要はない」と言つて、着て居る衣服を脱いでそれを賊に與へ、一禮して其場を過ぎ去らうとせられると。賊等は先生を呼び留め「吾等は數年來かゝる恐ろしい所業をして居るが、まだ貴下の如き舉止動作の尊き人に出逢つたこととはない、全體貴君は何を業として居られますか」と問へば、先生は「自分は儒者である」と答へられた。賊共は「儒者とは如何なる仕事を爲るのでありませう」と聞けば、先生は儒者とは人道を以て人に教ふる者、人にして道なきものは禽獸に等しきものであると諄々と説き示さ

れると。賊等は頓首して、ああ吾と君とは同じく人にして、その業は斯くまで異なるは恥かしい次第でありましたと、遂に改心して先生に罪を謝し、それより門に入つて教を請ひ、皆正業に就いたといふことがあります。

盗みをするやうな浅ましい者を諭して、入道の心を發さしめた實例は元より随分澤山ありますが、戒律の上から言ふところの盜賊はまだ、なか／＼大きな賊があります。毘那耶律には「唯だ壁を穿ち牆を越ゆるを以て盜となさず、恩を知つて恩に報いざる之を大賊と爲す」と誠められてある。

知恩報恩は元より佛敎道德の根本主義と申すべきであつて、報恩はたゞに道德の一種類であるとか、又は倫理の一部分として見るのではなく、取りも直さず道德の根本であり、また全體であつて、他人が好意的に、又意識的に吾が爲に恩恵を與ふる時に限つて生ずるやうな打算的の報恩でなく、全く差別に囚はれ自己を中心とするやうな小我を没却して、我他彼此の見をとめざる平等大我の念に住する無我でなければ道德の基礎とはなりません。その無我平等の大道より説かれたる恩徳が即ち四恩となつてゆくのであります。「世間出世間の恩に四種あり一

には父母の恩、二には衆生の恩、三には國王の恩、四には三寶の恩なり、是の四恩は一切衆生、平等に負へり」と心地觀經に御示し遊ばされたのであります。

世間の恩は、父母衆生國王の恩であつて、出世間の恩は三寶の恩であります。この四恩に順序をつけていへば、大小や廣狹の別でなく、直接と間接の順を立つれば、直接中の直接なるは父母の恩、直接中の間接なるは衆生の恩、そして間接中の直接なるは國王の恩、間接中の間接なるは三寶の恩となりますから、如來はその近いところより漸次に之を敷衍して順序を立てられたのであります。今これに秩序をつけると、父母の恩は個人的、衆生の恩は社會的、國王の恩は國家的、三寶の恩は宇宙的と申さねばなりません。

三寶を宇宙的の恩といふのは、この天地の間には一の動かすべからざる根本眞理がある、それを法といふのであります。天地覆載し、人類生物其間に存在し、柳は綠、花は紅、そのまゝ法である。しかしながら、單に法があるといふのみでは、たゞ天地あるのみ、生物あるのみで、何等の尊嚴も、何等の價値もあるものではありません。その尊嚴、その價値はこの法を覺るところにあるのであります。

大覺世尊は、即ち其眞理を覺り、自ら覺れる如くに他をも覺らしめやうとして、横説豎説遊ばされたのである。眞理があつてこれを覺り、其上に他に示す人があり、更に之を信じ之を修行する者がなければ、如何に動かすべからざる眞理も光を放つことは出来ぬ。そこで法あり、之を覺る佛あり、更に修行相續する僧あり、そこに宇宙の法則顯現するのでありまして、佛は宇宙の妙體、法は宇宙の妙相、僧は宇宙の妙用とも申すべきものであつて、この宇宙の體相用が、國家の上にも、社會の上にも、家庭の上にも、一身にも悉く行はれて居るのである。これに報答するのが三寶の恩でありま。

社會的の恩とは即ち衆生の恩のこと、心地觀經には「衆生恩とは、無始より以來一切衆生、五道に輪轉して百千劫を經、多生の中に於て互に父母と爲る、互に父母と爲るを以ての故に一切の男子は即ち是れ慈父なり、一切の女人は即ち是れ慈母なり、昔生々の時大恩あるが故に猶現在の父母の恩の如く等しうして差別なし」と示されてあります。現在お互が世間の人々を父母であると觀じて、和合和睦の顔を以て相交るほど深い親しみはない、共同生活の眞意義は其處にある。この最も尊嚴慈愛の赤誠を以て一切衆生の恩を報ずるの心得がなければ偷盜の

罪を犯すこととなるのであります。

昔、石見國邑智郡口羽村に田中道哲といふ醫者がありました。この醫者は非常に信仰の厚い好妙人でありましたが、昔は今は違ひ、藥と申しても皆草根木皮の乾物で、それを紙袋に入れて藥種屋で賣つて居たのでありますが、何事も質朴な時代で、今日のハイカラに較べると、全く隔世の感があります。殊に石見と備後の國境なる口羽村でありますから、彼の道哲先生なども、自分で大きな風呂敷を持つて、備後の三好町の藥種屋まで藥を買ひに行かれたさうであるが、不思議なことには、藥種を買つて歸りがけ、何時でも、人が見ぬやうな處で後へ振り向き、途に土下座をして掌を合せ藥種屋を拜まれるさうである。或人が先生に向つて「先生は何故藥種屋を拜まれますか」と問ひますと、初めは何とか彼とか言つて別にその理由は申されなかつたが、度々尋ねられるので、遂に其實を答へられるには「アノ藥店が藥を賣つて呉れますればこそ、私の醫業も出来るのであります、若しこれがなければ營業は出来ませぬ。して見れば藥店の恩を思うと拜ますには居られませぬ」と申されたさうであります。又、自宅で病人を診察し藥を與へて病人が暇乞ひをして歸ると、その歸る背後から掌を合せて拜まれる。それを

人が尋ねると、「醫者でも病人が来て診察させて呉れねば、私の一家は立ちませぬ、この御恩のある病人を拜ますには居られませぬ」と言はれたさうであります。

道哲先生は實際に於ては、御飯を食へる時は百姓を拜み、家に居ては作つて呉れた大工や左官や建具屋までも拜まれたであらう。この通り藥種屋からも醫者を拜み、病人からも醫者や藥種屋を拜み、大工も左官も互に拜み、草木や田畑までも、牛や馬にまでも感謝の念を運び、總ての恩を報ずるやうになれば社會的に道徳が實行せられて居るのであります。

國家的の報恩とは、即ち國王の恩で、自愛經には「國に君なきは猶體に首なきが如し、以て久しく立ち難し」とあり。華嚴經には「國に君主ありて一切安きことを獲、是故に王は一切衆生の安樂の本とす」と説かれ。勝軍王所問經には「王は慈心を以て諸の人民を視ること既に子の如く、彼の一切の人民も亦復王に於て、其父母の如し」と仰せられ。また、佛爲優填王正法論經や、金光明最勝王經等に帝王道が説かれてあるのは、我が日本國の國體を最も明確に解釋せられたものと申してもよいのであります。

個人的の報恩、即ち父母の恩といふに至つては、直接中の直接であつて、四十二章經にも

「凡そ天地鬼神に事ふるは、其二親に孝するには如かず、二親は最上の神なり」と説かれ。大集經には「若し佛なくんば善く父母に事へよ、父母に事ふるは即ち是れ佛に事ふるなり」と示されてゐる。佛教に於て、個人的の報恩、社會的の報恩、國家的の報恩、宇宙的の報恩を説くことは上來の如くであつて、畢竟この四恩を知つて報答せざるものは、天神地祇にも見棄てられ、天地に容れられざる大罪人であることを示して、華嚴經の中には「地神の言ふことを聞かずや、我れ大地を負ふ一切の所有、及び須彌山の重きをも厭はず、然れども三種の人に於て、我れ恒に厭ふ心あり。一には叛逆の心を懷いて人王を謀害せんとするもの、二には親の恩を棄て父母に孝ならざるもの。三には因果を撥無し、三尊を謗り、法輪の僧を破り、善を修むるものを障ふるものなり。是の如き人は、一念の間も此を保持つを欲せざるものなり」と説かれてある。すなはち、四恩を知つて之を報せざるものは、賊といふ中でもこれほどの大賊はありませぬ。父母劬勞の宏恩を報いなければ、その身は父母から盗んだ者となり、國王恩を知らざれば國賊、三寶の恩を知らねば法賊、衆生の恩を知らねば盜賊である。

元來三輪無所住、畢竟空寂、盜む者も盜まれる物もなく、人法二空の理を觀じ、一法多法、

無智無得、諸相非相、諸見を容れず、山高く水長く、そのまゝ不偷盜の一戒光明なることを領得せねばなりません。

第十三座

不貪婬戒（上）

三輪清淨にして希望する所なし諸佛同道なる者なり

今席は第三不貪婬戒の相をお話いたします。この戒法は一應は男女の間に於ける行儀を顯示せられたものでありますけれども、慈雲尊者が示されたやうに、法性より等流し來つて、近く人天を利益し、遠く無漏の聖道に達するの大道でありますから、ただ男女間の婬事を戒めたものとして胡亂に聞き流してはなりません。

古徳もこの戒めの相は精細に示されてある。法性が亡びてしまへば縁起の法も息む譯であるけれども、苟も法性が等流するかぎりには諸法は必ず縁起する、諸法が縁起すれば先づ動いて陰

陽と現はれる。陰陽と現るれば陰は内に收縮して形をなし、陽は外に發散して氣となる。形氣相別かれてここに天地と爲つて現はれる。天地となれば天氣は降り地氣は昇り、互に交錯はり鬱結ほれて萬物となつて現はれる。其中に於て最上の善根あるものが靈長となつて人間世界の男女となる。男子は天の徳を全うして夫となり、女子は地の徳を全うして妻となる。

この天の徳を全うして男子の身を受けたのも、地の徳を全うして女子の身を受けたのも、何れも元より同等の尊いことであつて、その徳を徳の通りに用ひ行つてゆけば、男子は其の性が剛直にして、女子は自ら柔和に、夫は外に活動して妻を愛し、妻は内を整理して夫に順ひ、家にあつては家が齊ひ國にあつては國が治り、陰陽もその燮理を失はないのであります。

それ故男子も女子も天と地の徳を全うして受け得たる尊い身、それ自身を敬ふことを忘れてはならぬ。經律諸論に男子にも女子にも、不能男不能女と言つて、不具者を排斥せられてある。不能男は齋戒を得るに堪へず、沙彌已上の位に堪へず、定慧の徳を發する能はずと示されてある。その例は或る愚痴の男子が自ら婬心の強くして制し難いところより痛くこれを憂ひ、遂に大決心して己の男根を截斷してしまつた。すると衆僧がこれを世尊に白しますと、世尊は衆僧

に向つて「その愚痴なる者が、若し少しく傷けたくらのものならば、懺悔の法を教へてやれよ、若し全分切り取つてをれば直に擯出してしまへよ。根不具足の者は、解脫幢相の袈裟を着する器ではない、清淨僧中に在つて王公大人の供養、信心施主の禮拜を受くるに堪へぬぞ」と仰せられたことがあります。して見ると根具足の丈夫にして天の徳を全うしてゐることは、尊い身であると申さなければなりません。

女子の方でも不能女は八齋戒を受くるに堪へず。沙彌尼、式叉摩那、大尼の位に堪へず、無漏道を發するに堪へずと示されてある。その例は一人の石女があつて尼寺に入つて出家したいと願ひ出たので、諸尼はこれを衆僧に告げ衆僧が世尊に白し上げると、世尊は「根不具足の者は、正法の中に入つて其利益がない、未だ出家して居なければ出家を差止めよ、若し已に出家して居れば直に擯出してしまへよ、彼類の者は解脫幢相の袈裟を着するの器でない、また清淨尼衆の中に在つて、王公大人の禮拜を受け、信心施主の供養を受くるに堪へぬ」と仰せられてある。すれば女子も根具足して生れ出たのは宿福深厚の身と喜ばねばなりません。

それ故に、男はこの戒相のままを護持して天徳を全うし、女もこの戒相のままを護持して地

の徳を全うし、各々性徳の通りに行ふてゆくときは、天地の道に順ひ陰陽の理に稱ふのであります。

かくの如くにして夫婦の大倫が正しく行はれその間に子が生れる、そこで親子の關係を生じ、その子が幾人もあれば兄弟姉妹の友道がなくてはならず、父子、兄弟姉妹が次第に數を増せば、伯父伯母あり、甥姪あり、従兄弟あり、再従弟あり、親族、外戚、本家、分家、我が家の如くに他の家もその通りであり、そこで同志の者は互に相往來交通して朋友の信も行はれる。従つて之を統理する君長もあつて君臣の義も現はれてきます。

この人倫の大本は夫婦の間であつて、夫婦は實に天地陰陽の始終であり全體であるから、閨門が正しければ日月星辰の行度も違はず、風雨も順に施し、山川草木も時を得て天地も位し、萬物育するの大功德が圓成するのであります。

この不邪婬戒はこの通り天地和合の義に順じて居るのでありますから、定まれる妻、定まれる夫の外に閨門が亂れたならば、忽ち天地の義に背くのである。天には天象あり、地には地理あり、地理は必ず天象に應するのであるから、この戒めに「非支」の制といふことがあるので

あります。

天地の間には春夏秋冬の順次は少しも違ふところなく行はれてゐるのである、それゆゑにこの戒法には「非時」といふ制が定められてあります。

天地の間には東西南北の四方といふ位が定まつてゐる。それでこの戒法の中には「非處」の制があります。

天地の間には如何なる事物にも数が定まつてゐる。それ故にこの戒法の中には「非度の制」といふのがあります。

かくの如く非支、非時、非處、非度といふやうな制に至つては、今此の席では詳細しく申しすには忍びませぬけれども、夫婦の間の關係は全く天地と徳を同じうする最大事であつて、現今の新しい女や新しい男などの、たゞ徒に輕卒なる戀愛論を口にしてゐる者達に諒解するものではありませぬ。

それで戒文には三輪清淨にして希望する所なしと示されてある。三輪とは經豪禪師の御指南では、身口意の三業、若しくは貪瞋癡の三毒に當る。是等清淨なるべしと示されましたが

身の行ひも亂れず、口に發る言語も正しく、意に思ふことも清淨であるのがこの戒の本體であるけれども、たゞ肉慾の衝動に驅られて醜き關係を生ずるのは貪慾であるし、その欲望を満たすことが出來ずして妬嫉の焰を燃やすのは瞋恚、遂には墮落したり心中などするやうになるのは愚痴である。かゝる三毒を離れて、法身、般若、解脱の三徳を成就すれば、すなはち諸佛と同道なるものである。這裡に至れば畢竟するに男女の相を絶したる境界であるから、貪瞋癡の見るべきものもない。何等の執着も憎愛もなく、全く三輪清淨であつて互に希願も慾望もなく、天は覆ひ地は載せ、陰陽和合して夫婦の貞操は法爾として正しく行はれてゆくのであつて、それがそのまま不貪婬戒の露現なのであります。

大般若經には「三輪清淨とは、一には我れ能く戒を持つて執せず、二には所護する有情に著せず、三には戒及び戒果に著せず、是を菩薩摩訶薩、此戒を受時する時の三輪清淨となす」と説かれてありますが、我れこそ戒を持つて不義の所爲はないと誇つたり、男子は女人に、女人は男子に何れに對しても、先方を保護する上に執着をしたり、またこれだけの戒を持つてばどれだけの結果を得られるなどと報酬を期するやうでは三輪清淨とは申されないのである。

梵網經の「持戒して心高ぶらず、專精にして放逸ならず、正戒の相をも取らず亦邪念の心もなし、是を清淨の戒と名く」とあるのはこの事でありませう。法然上人が「持たて持つ戒あれば、持たぬに持つ身となる。行ぜずして行ずる行あれば、行ぜぬに行ずる身となる。」と仰せられたのは、渾心戒徳の凝固にして、造次顛沛が戒光の左之右之であることを道破せられた親言親句であります。

然るに節操を持つことを、如何にも持つらしく誇るに至つては言語道斷であります。持つことを故らに自慢するやうになれば最早墮落して居るのである。男女節操の墮落の順序を川柳體にして四期に言ひあらはした人がある。先づ女の節操墮落の順序は第一期か「間夫をさせぬを女房は鼻にかけ」といふのである。即ち是が我れよく戒を持つと執するのであります。第二期「間男をしてしらぬのを鼻にかけ」第三期は「間男をしてしらさぬを鼻にかけ」第四期になれば「間男をするを女房は鼻にかけ」といふまでに至るのである。これまでに道德的良心が麻痺して仕舞ひます。

男の方の節操墮落の経路は最初の第一期は「間夫をせられて亭主腹を切り」といふ程の律義

者が第二期に「間夫をせられて亭主縁を切り」とまでになり。第三期には「間夫をせられて亭主金儲け」それが第四期には「間夫をさして亭主は金ねだり」といふに至つては呆れ果てて物も言へないが、何れにしても戒法を持つのは人間自然の法則であつて、取りも直さず人道を踏み行ふのであるから改めて誇示すべきものではない。

俺は今日に至るまでただの一回も泥棒したことはないが感心な者ではないかと言つても、別に感心する程の價値はない、それが當然である。妾はまだ結婚以來ただの一度も不義姪亂をしたことはないが褒めて頂きたいと言つても、誰も別に驚きもしますまい、それが妻たる者の當然の道であります。

昔或男が自分の妻に秋風が立つて、理不盡にも三行半の去狀を渡すとその妻は涙ながらに、着のみ着のままでゆくから亭主は「これく、自分の持物は皆取り片付けて一纏めにしてをけよ、さすれば人夫を雇ふて後から送らせる」といへば女房は涙をおさへて「ハイ妾は今天にも地にもかけ替へのない一人の亭主さへ残して出てゆくのに、金で買ふことの出来る衣裳や箆筒のやうな品物が何の役に立ちませう」と言つてサツサと出てゆく有様を見て、其の男も感じ入り再

び呼び戻して一生を日出度連れ添ふたと申すことではありますが、眞に是等の如きは大概若經の所護する有情に着せすと申すべきものでありませう。

この三輪清淨の所行に於て、感すべき事例の二に紅蘭女史の如きを舉げて見たいと思ふ。女史は彼の有名な梁川星巖先生の夫人であります。星巖は美濃國大垣市外會根村の人であるが、年齢十六の時慨然として志を立て、苟も男子に生れて碌々として郷里に老い去るべきでない、祖先傳來の財産は悉く之を弟の仲健に譲り笈を負ふて江戸に遊び、古賀精里、山本北山等を師として經史を講究し、詩に至つては最も得意とする所であつた。學成つて一旦郷里に歸り伊賀國名張の人なる紅蘭女史を迎えて妻としたのである。女史は時に十七歳であつたが、何れも變つた夫婦でありますから、婚儀がすんでから二三日經つと星巖は紅蘭に向ひ「今から暫く近國を漫遊するから我が不在の間には、手藝に従ふ傍ら勉めて學問するがよい、先づ三體詩を暗誦して見よ」と言つて三體詩の絶句の部を授けて置いて飄然として家を出てしまつたのである。

女史は夫の不在を守り晝は機を織つたり裁縫等に餘念なく、夜は燈下に三體詩を研究して居たが、三十日の後には絶句は己に暗誦して、その作法さへ自得するに至り、その頃吟じたものに「階前栽芍藥。堂後蒔當歸。一花還一草。情緒兩依依」といふやうな詩もあります。然るに星巖は尙歸らず音信杳として尋ぬるに由もない。女史は絶句より段々と進んで律詩の部に及び、反覆吟誦して遂に三體詩の全部を通じて悉く暗誦されるやうになつた。而かも未だ良人よりは依然として消息がない、かくて其年も暮れ春を迎へたが、花晨月夕たゞ天の一方を望んでゐた。時には鶯聲に夢を破られて「流鶯喚夢起憑欄。午日晶々池水寒。一寸紅霞落。三體詩。三體詩。三體詩。」と口をついて誦出したこともありませう。

三年を経過したる秋、星巖は突然歸つて女史に三體詩絶句の暗誦を試みたところが絶句どころではない、三體詩の全部を一字一句も誤らず通誦して、其上に金玉の文字を列ねたる自作の詩を示したものであるから、星巖もその文才には少からず驚かされたのであつた。

星巖は此三年の間に頼山陽を訪ふて意氣相投じ斷金の交りを結び、或は菅茶山、頼杏坪等と交り、就中山陽との交情は最も深く、肺肝を披瀝して歡然相得るの時に及んでは、必ず談國事に及び王室の式微を慨し幕府の專横を憤つたのであつた。後に紅蘭女史を伴ふて諸國を巡遊

し、或は梅田雲濱と國事を論じ、或は藤田東湖と唱和訂盟し、かくて二十年の後天保五年に江戸に還つたが、まだ居が定まらないので大窪天民の江湖社を尋ねて、此處に居らうと思つたけれども己に荒れ果て、跡形がないから、その近傍の地を買求め、別に一の池を開いて竹樹を環植し、居を其中に築いて玉池吟社と名けたが、其の名は都下に鳴り渡り、其の社に集つた者の中には大沼枕山、小野湖山、鱸松塘、遠山雲如、森春濤などの俊才があり、佐久間象山も其の社に參じて弟子の禮を取つたのであります。

玉池吟社に居ること十二年間にして、弘化二年に江戸を去り家を京都の東北鴨川の上に占め、これを鴨近小隱と名け、香を燒き書を讀んで優游自適、跡を雲霞に托し、影を林壑に滅し世を相忘れて詩を吟じ獨り楽しんでゐたのであつた。其詩は實に清奇高趣にして風骨あり、一詩一篇聲に應じて成り、如何なる險韻難題といへども、嘗て思慮を費さず、而かも譬喩、寄托、婉曲、深淵、世道を補ひ人心を裨益することは多大でありました。頼山陽は元より一世を蔑視して名聲を檀にして居たけれども、詩に於ては星巖を推してゐたのである。星巖も嘗つて言つたことがある。余が名を成すものは子成なり、子成が詩を成す者は余功なしとせずと、當時評

文に於ては則ち山陽を宗とし、詩に於ては即ち星巖を斗とすと言つたものであります。

嘉永年中には亞米利加から屢々互市を請うて來たが、その時幕府は詔を矯めて失政のことも尠なからず、安政五年の秋には關老の間部詮勝が幕命を帯びて京都に上り、勤王攘夷の論者を捕へやうとした。時に星巖は慨嘆して二十五首の詩を作つたこともある、既にして病に罹り、年七十にして遂に歿し南禪寺中の天授庵に葬られたのであります。

歿後三日にして尊王攘夷の論者は悉く幕府の爲に捕はれた。例の梅田雲濱が「妻在二病床一兒叫レ飢」の詩を詠じたのも、頼三樹三郎が「檻車動レ夢度二函關」と言つて函嶺を越えたのも此時のことでありませう。

然るに幕吏は星巖を以て其巨魁であると爲して、其妻たる紅蘭女史を捕へて獄に投じたのであつたけれども、明治天皇の御代となり明治元年十二月には星巖の誠忠を嘉みせられて

浪士 故 梁川 星巖

右舊幕府執政の頃より勤王の志厚く鞠躬盡力の内病死致候方今王政復古の時節至り候に付生前の刻苦忠勤を追慕し十五日靈山魂を祭祀する者也

といふ御沙汰があつた位でありますけれども、其當時は紅蘭女史を獄に下す前に幕吏は女史に向ひ「其方の夫たる星巖は常に何人と往來し、また如何なる書簡の交換などして居たのであつたか」と問ふと女史は幕吏を睨みつけて「お前さん達は皆家には女房があるか」と反問したので役人は「何事ぞ無禮者奴、我等に向つて女房があかるとは我々とても一個の男子、家に妻のあるは當然である」と怒氣満面で咎めると女史は「然らばお前さん達は、今日この紅蘭を捕へて詰問することは、家の女房に相談してその許可を得たのであるか」と意外の反問に役人は益々怒り聲を荒らげ「苟も堂々たる一個の男子がその日の爲すことを、一々妻に相談するやうな愚鈍があるものか」と怒鳴りつけると、女史は「然らば今自分に向つて我が夫の日々の所行を詰問するのは何事ぞ、お前さん達ですらその日の所行を妻に相談せぬものを、天下の士たる我が夫が日々書簡の往復まで妻たる紅蘭に相談あるべき筈はあるまい」と言はれたので幕吏はその理に伏して問ふことが出来ず、次には方面を替へて「汝の夫は今いつこに居られるか」と問ふと女史は直に自分の胸をさして「此處に居ます」と答へたのであつた。たとひ如何なる苦境に在つても、妻たる者は我が夫を胸より離す譯はない。我が夫は此處に居ますと答へられ

る程の妻に亂れた行ひのある筈もなく、また我妻は此處に居ますと答へられる程に夫にも亂れた行ひのある筈はありません。この星巖先生と紅蘭女史の如くに、異體同心、相敬し相愛して、妻は夫と離れず、夫は妻と離れず、別に貞操を持つとか、犯すとか形式的の言句を絶して、持戒にして心高ぶらず、專精にして放逸ならず、身口意共に邪なるところなく、三輪清淨にして更に執着の念なく、夫は天の徳を全うして妻を愛し、妻は地の徳を全うして夫を敬するところが、取りも直さず不貪姪戒の相であります。

第十三座

不 貪 姪 戒 (下)

おみなへし 匂ふあたりは 心せよ 色香に道を 忘れもそする

前に申しました通り、男女は天地の徳を全うして互に相敬愛するのであるから、貞操は婦人のみの勤めではなく、夫たる者にも同様大切にすることはいふまでもないが、女子の貞操はより大切なのであります。この戒法は男性や女性に對する特別の問題ではなく、言はば社會の

生命問題であつて、何れの國でも其國民がこの貞操を閑却するに至るの日には其國家は滅亡なのである。我國でも藤原時代の如き社會腐敗の根源は、ここに萌してゐたではありませんか、健全なる貞操の堅守は實に一家の基礎で隨つて國家の基礎と申すべきであります。

然るに現代は自由とか、解放とかの語が盛んに行はれるやうになつて、履き違へた戀愛至上論者もなかなか輩出して來ました。過日も仙臺の女藥劑士坂榮子とかいふお嬢さんは、名門伊達男爵の嗣子から結婚を申込みられた時、不健全な結婚をして榮華を極めるよりも、眞に愛すべき男子と結婚して裏長屋に住む方がよいと主張して、潔く家出して仕舞つたさうであります。白蓮女史の問題などは今ここで彼是と申すべきではないが、兎に角自由とか解放とかいふことは、貞操から自由なる意味や、貞操から解放せらるる意味ではない。貞操の大切であることは今猶古の如く古猶今の如しであります。

さりながら今日の如く急激なる時勢の變遷と共に、思想の變遷も殊に顯著でありますから、獨り婦人社會のみが何時までも超然としてこの圏外に孤立して行くといふ譯にはいけません。殊に西洋文藝の紹介に連れて相當に教育を受けたる婦人の心を刺戟し、いはゆる新しい女といふ

やうな者が出來て、昔時の服従主義一天張の婦人に立返らすことは難いことでありませう。

元來此の婦人問題は眞面目な問題であつて、西洋で盛に唱られて居るのは經濟的原因と精神的原因から來てゐるので、經濟的には近時の産業革命に原因し、是れがために婦人の經濟上の地位が一變したのと、是れに精神的には十九世紀の個人的自由思想が加つてここに婦人運動が起つたのでありますけれども、それが遂に極端に走つて婦人の特有の道德、即ち貞操の如きものから、何とかして脱出しやうとするやうになつたので、これでは道德の綱常を紊り人倫の大經を破壊するやうな惡傾向を呈して來たから、西洋でも心ある人達は之を矯めたいと苦慮して居るくらゐであります。

是れをそのまま日本に引用してゐるのが一部の新しい女達ではありますまいか。現に眞新婦人會の聯盟運動には經濟的、精神的の兩方面から婦人問題を提起して、今期の第四十六議會に持ち出して實現を期するなどと言つて息まいて居るやうである。第一婦人の市町村選舉權の獲得、第二妻の財産權の確認、第三姦通罪の削除、第四私生兒庶子の差別撤廢、第五治警五條の撤廢と言つたやうな要求であります。是等が日本全體の婦人の内部の自然の要求として起

るのでなくて、ただ外部の皮相を真似て騒ぐのであつたならば、家庭を破壊し夫婦の關係を無視するやうなことになるであらうと思はれます。

若しも單に奇を好むものが婦人問題の皮相を真似て起つたものであつたならば、病的思想なることは當然であります。病的思想といふものは實際よりも餘程大きく見えるもので、丁度火事の騒ぎのやうなものであります。火事はホンの薪小屋が一棟焼けても、役場も警察も總出の騒ぎをして、警鐘を聞いては誰でも安閑としては居られない。何故騒ぐかと言へば焼けてゐる小屋は多寡の知れたものであるけれども、其火は次第に他へ延焼するから騒がねばならぬ。病氣でも傳染病ならば小兒一人の病氣でも、矢張役場も警察署も棄てては置けぬ、總がかりの騒ぎであります。

新しい女達が世間の問題となつて、新聞や雑誌に書き立てられるのは、その女が偉いから問題にするのではなく、病的思想は火事や傳染病のやうに他に悪影響を及ぼすからであります。女性であるから絶対に盲従せねばならず、男性であるから女性の上はその権力を奪うて服従を強ゆべきものといふやうな、舊い思想は元より現代に通用はしませぬけれども、縦し男女に

對する階級的差別的の觀念を去つて、一列平等なものとして見たところで男女の間には、そこには人爲的ならぬ天然自然の別がある。明治天皇が「正しくも、生ひしげらせよ、教へぐさ男をみなの、道を別ちて」と仰せられました通り、自然に異なつてゐる男女の道を分けねば、教へは正しく行はれるものではありません。

この男女の相違そのものが、重大なる意味を有するものであつて、この天賦の相違が自ら男女が世に處し、社會に生活を遂げる上に於て、劃然たる二大方向を別つものであつて學問知識の點は兎も角も、男女の相違點より生ずる體質、能力、性情等の不同を輕々に看過することは出来ぬ、生理學上、解剖學上、明らかに證明出来る男女の相違あることが領解れば、男女の任務の違はねばならぬことは當然であります。

今魚と鳥とを比較してこの階級の何れが上であるとか、下であるといふことは出来ぬが、これが同じ階級であるとしても、同階級なるが故に魚が鳥の如くに空中を翔けることも出来ず、また鳥が魚の如くに海中を泳ぐことも出来るものではない、鳥と魚とは元來が自然に異つて居るから孰れも其性に従つて、一は空中を飛翔し一は水中を游泳するのであります。

人間に於ても人間としての價値は男女の間に少しも差別はないけれども、其の天性に於ては異つて居るのであるから、其の爲すところ向ふところも自然に相違を生ずるに至るので、其間には何れも他より犯すことの出来ぬ領域が嚴存して、雙方共に越ゆべからざる道理であります。一身の上に於ても右の手と左の手には、權利の上下や價値の差別はない、共に同等の階級であるけれども任務は自然に相違がある。右の手に箸を持てば左の手に茶碗を持つ、右の手に手綱を持つから馬手といひ、左の手に弓を持つから弓手といふ、各々任務を盡すまでのものである、然るに右の手で箸を持つから左の手でも箸を持つたり、左の手で弓を持つから右の手にも弓を持たねばならぬと威張るのは間違ひである。男女の間に於ける問題も男子は外面的女子は内面的と、任務は一應差別はついて居りますけれども、現代の家庭にはここには未解決の問題が三つ程そのままに浮いてゐるのであります。それは第一に近代の生活の壓迫から婦人も外に出て働かねばならぬといふこと。第二には家を司る主婦は如何にすれば今日の苦しい生計を切りぬけると共に、よりよい住心地のホームが作られるかといふこと。第三には如何にして舊い家族制度から解放されて新しい男女の關係が成り立つかといふことであります。

何と申しても已に家庭といふものがあるとするれば、婦人の天職は家庭の中心でなければならぬ。新しがる人達は小さい家庭より出でて社會的に活躍する時機は到來したなどと煽動的の言語を弄して居りますけれども、家庭といふ上からは婦人は結婚せねばならぬが當然である。結婚はしてもしなくても自由であるといへばそれまでなれど、苟も國家を愛し社會の進歩發達を念とし、また大和民族の將來を期待せんとするならば、男子も結婚を人生の一大條件と考ふると同時に、婦人も亦結婚すべきは申すまでもないことであります。女子は男子と違ひ乳兒を育つに用ふるより外に必要な乳房を持つて生れ出で、年齢頃になれば其乳房が膨脹して幼兒に銜へて貰ひたくて待つて居る、これが已に人の母となる爲に生れてきた證據であると申してもよろしい。

人の母なれば子を養育するの大任があるから、外に出て働かないでも、夫をして國家的に社會的に大活動をなさしむるのが功勞である。我國に古來使用されてゐるところの、奥様、女房、家内などの言葉はいふまでもなく婦人が一家を主宰する意味で、屋内に在つて主人に對し後顧の憂ひなからしむるの言ひであります。時としては主人に代りて老父母に孝養を盡すのも、

また或は祖先の追善祭祀を営むのも婦人の任務であり責任であります。これは決して夫から使役せられるといふのでもなく婦人自身の一般的任務であります。

婦人の聯盟運動で唱へてゐるやうに、男子と同等権利を獲得したいといふならば、矢張義務の方面に於ても、同等に之を果さなければならぬ譯であるが、兵役の義務の如きは果して其任に堪へるでありませうか、これが如何しても分業でなければならぬ、即ち男子は外面的にして戦闘員であり、女子は内面的にして非戦闘員である。一朝戦争といふ場合に立ち至つても、男子は出でて戦闘に従ひ、女子は縦し外に出ても救護事業に従事し、内に居れば後援の任に當ればよい。かく男女の別が整然として相侵さず、任務の分擔が出来て行けば國民皆兵の主旨に背戻るところなく、男女が夫れぞれの本分を盡すことが出来るのであります。

軍神乃木大將が第十一師團の新設せられた時、召されて其師團長となり、妻子は悉く東京に残して單身讃岐の善通寺町へ赴任せられて、町から一里ばかり北方にあたる善通寺村の金藏寺の庫裡を借り受け、此處に従卒や馬丁と共に老書生としての簡易生活を営み、頗る謹嚴な態度を以て新設師團の爲めに努力して居られた。

東京に留守を守り二人の子を教養してゐた靜子夫人は、大將の男世帯の模様を聞いて安き心もなく遂に大將には無断で東京を出立し、はるばる四國まで渡り善通寺町に入ると旅の埃を拂ふ間もなく、いそいそとして金藏寺の庫裡に大將を訪れた。従卒は直に此旨を大將に通じると大將は「一體誰の奥様が來たと云ふのぢや」と以ての外の不機嫌なので、従卒は「はなはたら閣下の奥様かはるばると東京からお見えになりましたので」と言はせも敢へず大將は「人の妻たる者が夫の許しも待たずに勝手に旅行するといふことがあるか、面會ならぬ直ちに還れと言へ」と恐ろしい權幕である、従卒は豈夫さような取次も出来ず、もじもじしてゐるのを見て、大將も一寸心を和け、言葉穩かに再び「早く妻に其事を言へ」と申付けられた。

そこで従卒は止むを得ず其由を夫人に傳へると流石に氣丈な夫人も目を沾ませて、暫しは當惑してゐるが、やがて従卒を通じて、女の淺き心より唐突に訪れたことを謝しここに一考を廻らし「子供の事に就て一寸御相談申上たいことがありますから、暫時なりとも對顔をお許し下さるやう」と赤誠を罩めて懇願すると、大將も子供のことに聞いては逢はないでは居られぬ、漸く座敷へ通し、絶へて久しき物語を交はし最後に懇々と將來を誠めて其の日の中に東京へ還し

てしまはれたのでありました。

此のことを或人がそれは情ある武士の仕業とも心得られぬ、せめては一夜なりとも宿らせた上ならばまだしものこと、其日の中に追ひ返すとは無情にも程がある」と詰ると、「此寺は女人禁制の禪寺で若い坊さん達もようよとして居るからのう」とカラカラ高笑ひせられたさうである。後に静子夫人は人に語つて「自分が眞に婦人たるものの本分が解つたのはあの金藏寺の庫裡で誠められた時程痛切に感じたことはなかつた」と申されたさうであります。

天性に相違ある男女の分業的任務は、大將の夫婦の間に於ても明らかに看取することが出来ます。價値も階級も同等ではあるけれども、妻たる者は夫に對してはその全身心を捧げてこそ、そこに神聖なる愛情は湧き出づるのであります。しかしその弊に陥つたことを挙げ理屈を並べては限りがない。彼の印度などの習慣としては子がなくて死ぬる者は宗教上の葬式が出来ぬ、また未婚にして死ぬる女子の靈魂は永く救はれぬとしてあるから、女子が三四才に達すると親は五六歳の男子を選んで結婚の約束をしてをき、長じて十歳にもなれば實際の妻として夫の家に入るのだから、十二歳位にして子持となり二十五歳にして祖母となる者が多いといふ。

そして此幼兒の婚約は事實上の結婚と同一の効力を有して居て、嘗に之を破ることが出来ぬのみならず婚約したる男子が死亡すれば、女子は一生後家として其日を送り再婚することは許されぬ。それ故四歳、五歳の後家があつて本人は婚約が結ばれてあることも知らず、また後家となつたことを知らぬやうな後家もある。その後家は飾りの衣服を着て父母や親戚から擯斥せられ、宗教上の特權までも奪はれ後家の生涯は實に言語に絶したる苦痛なもので、其苦痛に堪へずして自殺する者も少なくないといふことであります。

かくの如き特殊の弊は元より問題外であります、貞操は無論女子のみに強ひる譯のものではなく、男子も同様なることは前にもいふ通りであります。然るに我國では下層社會よりは却つて上流の人々に男子貞操の缺けてゐることは甚しいものである。水も上流が濁つては下流が澄むことはない。社會の上流を澄まして男子の貞操を堅守せしむることは實際は妻女の献身的努力、即ち全身心を夫に捧げて神聖なる清められた純愛を以て之を矯めて貰ひたいのである。

婦人は道德的根基の根ざす素土である。社會道德を産み出す母である、取りも直さず世に言ふところの胎教であります。人生に於て是程大切なるものは無い。眞に懷妊の期間こそ女子道

徳の出発点であります。端的に言へば親達が身心不具の子を産みさへしなければ世に罪惡はないのであります。異常な兒童が産れるのは妊娠中に於る母親の精神の激動が重なる一因であるといふことであります。

大阪の兒童相談所の鶴川富尾氏が、その學園部に預つて居る精神薄弱の兒童中に珍らしい例のあることを話された。それは子供は女の子であるが頭が禿けてゐて一本も毛が生えないといふ低頭兒でその妹も同様の禿けた頭である。母親は可成りの資産家で質屋の妻君である。或時一人の婦人が鼈甲の笄を質草に持つて来てそれを以て幾許かの金を借りて行きました。

質屋の妻君はその笄が實に美事なものであつたから欲しくてたまらなくなつたので、外から安つばい笄を買つてきて、その立派な品物と摺替へて置いた、債務者はそれとは知らず金を工面して笄を受け出しに來ると、自分の物とは違つて居るから私の物を返して貰ひたいと責めると、質屋の妻君は血相變へて言ひがかりをするのは怪しからぬと、無法にも表向きの沙汰にまでなつたが質屋の方に信用があつたと見え質を入れた貧しい人が負けたのであつた。

その笄は母親から譲られた大切な物を、一時苦しまぎれに暫く質に入れたのであるから、

非常に質屋の妻君を怨み母親の靈前にお詫びをしてゐるが、遂に病氣にかかり段々と重くなつて臨終に及び、寢床の上につき上り質屋の方向を睨み「ヨクモヨクモ大切な品物を奪ひ盜つた、この上はお前の家には子を産んでもその笄を使ふことの出来ぬ子を産ましてやる」と最後に怒鳴つて死んでしまつたが、妻君は間もなく子を産むと頭に髪が一本もない、その次に今度の子にはと思つたがまた妹にも頭髮がなかつたと言ふことを。鶴川富尾氏は確めて、實に因果か天罰か、何れにしても妊娠中の精神激動は異常な子を産む一因となる事實であると申されましたが、實に注意すべきことであります。

胎教は實に道德的根基の根ざすところの素土であつて、大和民族の將來は全くこの素土の良否に存するものといふべきであります。然れば婦人こそ國家の中堅で、貞操の紊れるのは國家滅亡の因をなすものである。然るに世尊も四十二章經に「愛欲は色より甚しきはなし、色の欲なる其大なること外なし、頼に一あり、若し二をして同からしめば、普天の人能く道の爲にする者なかるべし」と仰せられた通り、性欲は實に天地間に二つとなき至重の煩惱であるから、これを三輪清淨にして男女の相をも立せざる戒徳に依つて淨化し、男子は天の徳を全う

し、女子は地の徳を全うし、天地同根萬物一體の上に自然に男女の道を分ち、一念この戒法を守らんと決心すれば直に一心に薰習し、未來永劫、生々世々正しき果法を得、その功德は在々所所に増長し、山の高きも海の深きも盡天盡地不貪婬戒の光明は盡天盡地であります。

第十四座

不 妄 語 戒 (上)

法輪本より轉じて、剩ることなく缺くることなし、甘露一潤して眞を得、實を得るなり。

今席は不妄語戒の戒相を説くのでありますが、この妄語とは實を稱するにあらざるを妄となし、他をして諒解せしむるを語と爲すと釋してあつて、即ち嘘を言ふことであります。不妄語とは何事も偽らず、ありのままそのまままで實は怎麼な如是相、天地萬物ありとあらゆる物柄事柄はみな不妄語戒の露現なのであります。

勿論一應は口の上についての誠めであつて、口には悪口、兩舌、綺語、妄語と四通りあるけれども、妄語が最も重罪を犯すものである。殺生しても偷盜しても不義をしても如何なる罪を犯しても、罪を造る位の惡黨ならばそれが露見して糾明せられる時には、必ず殺生もせぬ、偷盜も不義も働いた覺えはないと詐るに極つて居る。總ての造罪を覆ひ隠さうとするには妄語をつく、妄語を以て一切不善諸惡の墻壁とし、また干とも城ともして防禦しやうとするのであります。

智度論に「妄語の人は先づ自ら身を誑き、然して後に他を誑く、實を以て虚となし、虚を以て實となし、虚實顛倒して善法を受けず、譬へば覆へる瓶に水の入ることを得ざるが如し」とあるやうに妄語を以て他を欺くには己の良心に背き、先づ自身を欺かねばなりません。たとひ他を其場に於て欺くことが出来ても他から信ぜられるれば信ぜられる程己の良心、即ち本性から責められて天地神明の照鑑に背き、佛陀大悲の冥助をも失ふて仕舞ひますから、虚を以て實となし、實を以て虚となし、虚實顛倒して慚愧の心がなくなれば、覆れたる瓶の如くにして善法の水は入らなくなつてしまふのであります。

戒文にあります通り、法輪本より轉じて剩ることなく缺くることなし、天は覆ひ地は載せ日月星辰、森羅萬象皆悉く不妄語の眞實相であつて、正法輪は常恒不斷に轉じて居るのである。法輪とは如來の説法は輪寶の能く物を摧くが如く、一切衆生の煩惱妄見を打破して、翻邪歸正せしむる妙用があるから法輪と申すものであります。如來は眞語者、實語者、如語者、不誑語者、不異語者であるからその御説法は常説であり、熾盛説であり、剩ることなく缺くることもなく、從切至切少しの間斷もないのであつて、有情も非常も偏くその廣大の御徳に浴し一乘實相の法門に潤ふことは、甘露一潤して眞を得、實を得、一色一香悉く正法輪を轉じて居るのである。梅に嚙る鶯の聲音も櫻に戯れる蝶の風情も、霞める空の雲雀の聲もぬるめる池の蛙の音も、柳の枝の繁れる川面にさはりもあへず飛ぶ螢も、千歳の緑を占める老松の下に一朝の榮を呈せる槿花も、千草に啣く蟲の音も時雨に散れる紅葉の色もみな嘘もなく偽りもなくそのまゝ正法輪の常轉である。東坡居士が溪聲山色を見聞して八萬四千の偈となしたのも、芭蕉翁が古池に蛙飛び込む水の音を聞いたのも、皆是れ天地に満つる不妄語の眞實を會得したのであつて、甘露一潤して眞を得、實を得たのであります。

正法念經の偈に「甘露及び毒藥皆人の舌の中に在り、甘露は實語を謂ふ、妄語を即ち毒となす、若し人甘露を須れば彼の人の實語に住す、若し人毒を須れば彼の人の妄語を説く」と説かれてありますが、人の舌には毒藥もあれば甘露もある。その甘露を實語といひ毒藥を妄語といふので、實語に住する人には法界悉く甘露となり、妄語を吐く人には世間が残らず毒藥となるのである。毒藥の前には一切の善根功德は皆枯れ果てて、善人は遠ざかり悪人は力を得、禽獸蟲魚までも逃げ叫ぶのである。これに反して甘露一潤するときは飢えたる者は飽滿し、病める人は平癒し、鳥畜類は力を得、草木は繁茂し國土は安寧に、墻壁瓦礫までも光を放つのであります。眼を横にして眞、鼻は楯にして實、雀はチウ／＼と鳴くのが眞、鴉はカア／＼と鳴くのが實、柳は緑に花は紅に、宇宙乾坤は眞如實相の不妄語ならざるものはないのであります。この不妄語戒と一如になつて一生犯戒の所爲の無かつたがためにその靈驗の傳へられてゐる人には、支那で宋の時代に明教大師といふ高僧が居られました。この大師は彼の歐陽永叔が「思はざりき僧中に此人あらんとは」と賛歎した程の高徳なる人であるが遷化せられた時、茶毘に附したところが不思議にも、大師の舌と平常御所持の珠數とは焼けずして舍利となつて光

を放つたと申すことであります。

智度論の偈には「實語は第一の戒なり、實語は天に昇るの梯なり、實語は小なれども大の如し、妄語は地獄に入る」とあり、また慈雪尊者も愚痴なる者は火というても口を焚くものでなく、食といふても飢を療するものでなしと思ひ、言辭を容易にする、謬りの甚しきじや、肉眼にこそ見えぬ、天命爰に定つて身の吉凶となる、業種爰に成じて永劫の苦樂昇沈となると仰せられた、また眞實語が直に佛語なり、外に佛語はなし、この佛語を法と名く、外に法はなし、この法を精勤に護持する人が菩薩なり、外に菩薩はなし、ただ悪く心得て佛は及ばぬことと思ふものが、いつがいつまでも迷ひの凡夫となるなり、外に向つて求めて自身の光明をくらます者が、いつがいつまでも本然具足の佛心を見ることならぬものなりと示されました。明教大師の如きはこの本然具足の佛心が、不妄語の戒徳と表はれて、舌や珠數までも舍利の光明を放つたのであります。

妄語と言ふについてもこの戒相には大妄語、小妄語との別がある。見ざることを見たりといひ、聞きしことを聞かすといふやうなことはこれを不妄語といふのでありますが、大妄語と申

すのは道のことまたは法のことについて、天下公衆を誑るのをいふのである。佛名を稱へるのも眞言を誦するの、皆名聞や利養の爲にして佛の相好を拜したとか、神の宣示を受けたとか靈驗を説き利益を談じて、自己の利を射たり、財を貪るが如きは大妄語であります。怪しげなる御筆先とかを種にして、良の金神様は天地の根本、三千世界の大本ぢやなどと言ひ觸らし、遂に増上慢を起して、不敬にわたるやうな言論を發表したために、御神殿を政府から取毀されてしまふやうになつた、すると二代様とかの言葉に「御神界の三千世界の御様子はお上の役人などには解らんと見えます、こんなことになると、大先生も良の金神様のお祟りが恐ろしいと言ふてゐるやばる間もなく、一週間も経つや経たぬ間に總理大臣の原敬さんが東京驛で殺された方といふのが、全く一刀のもとにグウの音も上げずに倒されたといふがナ、こんな早業は到底人間業ではなうて神業とすがナ、それから政府がコロット變りはつた」といふが如きはなか

巧みなる大妄語であります。或は社會教化の先達者の氣取りで貧民窟の神様となりすましたり、勞働者の王様の如き振り

をして指導するのではなくて煽動したり、お門違ひの學説を振り廻して小作人を騒がせたり、主義だとか正義だとか表面上の名だけを美にして、流麗なる筆を以て親不孝の小説などを書いて、天下の浮薄な青年を誑らかして、妙な方面から甘い汁を搾り取り内實は王公の如き贅澤なる生活などして居るのも、無論大妄語の冠といふべきであります。またたとひ教育家、宗教家、實業家、軍人、文士でありましても銜名のために奇矯な言論や、謬まれる主義宣傳の文章などを發表して、天下公衆を惑はせるが如きも大妄語たるを免れないのであります。

しかし不妄語といふのは、ただにありのままを口に出すといふのではない。醒睡笑の中にある話に、或人が或日のこと不圖自分の室の前に出て、何をするといふでもなく茫然と立つてると、知會の男が其處を通りかかったのでこれは珍らしい、久しく會はなかつたまあ立寄り給へ」と呼べば「折角ではあるが今日は急用を帯びて隣村へゆかねばならぬから失敬する」と過ぎ去らうとするのを「兎も角一寸寄りたまへ、別に何も待遇はせぬ、是非」と勧められて件の男は迷惑なれど立寄つたのであつた。すると主人は格別用事があるのでもなく、變つた興味ある話をするといふのでもなく、またお茶を一杯饗應するのでもなければ煙草盆一つ持ち出

すのでもない、一時間ばかりもボンヤリと坐つてゐるのに何の愛嬌もないから、側の男も餘りのことに癪に障つたものと見え「人を馬鹿にするも程がある、急ぎの用事で行くところを強いて呼びとめてをき乍ら、お茶さへも一つ出さずして徒らに時間を費した」と怒鳴り出すと、主人は「だから始より別に何も待遇はせぬと言つたではないか」と答へたと云ふことである。これはまた餘りに味も卒もない馬鹿正直といふもので不妄語にはなりません。

それ故にただ口業の上の妄語ばかりでなく、身業の妄語、意業の妄語すなはち身口意三業の妄語あることを知らねばならぬ。身の妄語とは無學なものが學者の眞似をしたり、貧乏人が財産家らしく見せたり、近來は贗物の刑事や贗物の學生が非常に多くなりましたが、虚榮心にかられる婦人には最も身の妄語が多いやうであります。

意の妄語とは一旦自分の心の内に於てかうすべしと定めてをき乍ら、利欲や榮譽のために改めたり、または神佛の前に誓つたことを妄想分別のために變へるのは意の妄語であります。この三業は皆是れ法性の顯れたる姿であつて法性が緣起して五根五體ともなり、音聲言語ともなり、思慮分別ともなつたのであるから、三業清淨に偽らず飾らず、法性の理に隨順して行けば

勝妙無上の佛にもなれるのであります。

今その三業清淨の妙果報の例を挙げると、東京に小林組といふ人力車の帳場があるが、その開業の由来を尋ねると、維新の元勳、黒田清隆侯と言へば誰知らぬ者もない、内閣大臣の椅子に在つて飛ぶ鳥も落す程の勢のあつた殿様であるが、侯は鰻が大好物であつた、それも大抵は兩國の川榭屋から取よせられるのであるが、三田の邸までは距離があるから、途中で冷へては肝腎の鰻の香氣が失せるといふので、多忙でないかぎり自身でわざ／＼川榭屋へ出かけられることもあつた。

或年の十二月の末雪は晝過ぎから降り始め、北風は骨にも徹る程の寒さである。侯は少しの閑があるといふので例の川榭屋へ出かけて、獨り正宗を傾けて居られたが、いつの間にか冬の短い日は日影も落ちてイザお歸りといふことになつた。今日ならば自働車といふところであるけれども、其頃は自働車などは夢にも見られぬ、東京市の本通りに漸く鐵道馬車が出来て人力車も充分なかつたくらいである。

豫てより川榭屋の女將は黒田御前の時間は正確であることは知つてゐるから、前から帳場へ

特に立派な腕車を申しつけて置いていたのにまだ車夫の姿が見えぬ。時間は切迫する、女將は氣がきででない。すると侯は懷中時計を見て「サア歸る車夫を呼べ」と直ぐ身支度をして二階から降りられる、女中は申すに及ばず女將までも板場に兩手をついて低頭してゐる、侯は聲を揚げて車は怎うした、車夫は居らんかと言はれたので、ハイ前々から申付けて置きましたのにまだまゐりませぬ、今暫くお待ちをと、女將は恐縮して揉手をしながらお詫び申して居る。

侯は硝子障子を透して橋の袂に破れ毛布に腰を捲いて居る車夫を見て、アレ彼處に居るのは車夫ではないかと問はれると、ハイ御前様あれは人力車ではございますが、辻車で御座りまして、御前様のお乗りになるやうなものでは御座りませぬと申上げると「イヤ辻車でもよいから構はん呼べッ」甚だ穢々ございます、「穢々でもよい呼べ」と強ひて申しつけられるのであつた。

女將は止むなくその辻車を呼び、「三田の黒田様のお邸までお供を申上げて貰ひたい」と頼めば車夫は「へイ慥うも有難う御座います」、車に乗り込んだお客は大きな體格で、二重廻しを着て帽子を目深に冠つた身分のあるらしい方である、途中で粗相があつてはならぬと、急ぐうちにも氣をつけて駈けて居りました。

やがて三田のお邸といふへ着いた。門前に梶棒を下ろすと、候は門柱につけてあるベルを押されたかと思ふ間に大門が八字に開く、澤山の雪洞が點て、書生や家扶や女中等皆玄關に平伏して、お歸り遊ばせと口々に繰り返したので車夫は吃驚仰天した。黒田様のお邸までといはるるものの眞逆殿様とは思はなかつた。

家扶か書生ぐらゐであらうと思つてゐたが御大將であつた。剛氣なものだ、昔なら指一本見ることの叶はぬものを斯麼穢い辻車に乗つて下されたのか、勿體ないことであつた、これで俺の運も向いてくるであらうなどと考へながら、空車を引いて道の一二町も戻らうちに、何だか車の上にかたくするやうに思はれるのでフト振り向いて見ると、立派な鱧皮の手提鞆が残つてゐる、車夫はああ殿様のお忘れ物だと叫びながら、又車を引いて邸へ参りその鞆を差出すと候は其正直に感じられた。國家の一大事を封じてあるこの鞆をよくも返してくれたと紙包を取出して、これを車夫にやれと言つて書生に渡されたので、書生がそれを車夫に渡すと、車夫は受取つて開いて見て驚いた、手の切れるやうな美事な拾圓札が十枚ある、滅相もない斯麼ものが頂戴出来るのですかと言つて、如何しても受取らない、書生もそれに感心して今の世に珍

らしい男だ全體貴様の家は何處だ、へい下谷の御徒町二丁目十九番地小林庄吉と申す者で御座います。さうか委細は御前へ申上げて置く氣を付けて歸るがよい、有難う御座います、左様ならと正直車夫は空車を引いて我家へ戻り、一伍一什を女房に話すと女房の不機嫌は一通りではない。翌朝になると怒鳴り出した。現在百圓のお金を遣らうと仰しやるにそれを受取ぬとは阿呆にも程がある、正月が来るのに雑煮の餅さへも買ぬではないかお前のやうな意氣地なしと一緒に居るのはつくづく嫌になつた、今日限り離縁してお呉れと亭主を罵ると、庄吉はこれに對して手前も考へて見よ殿様の鞆を殿様にお返し申したのだ、その禮ならば半紙一帖とか手拭一本とかならば氣持もよいが、百圓の金は分不相應だ、俺はたとひ明日の食物がなくなつてもそんなお金にや見向きもしないのだそれがどうしたと言ふのだコノ糸瓜奴と、長屋中に響くやうな夫婦喧嘩に花が咲いて居る、それを最前から戸口でチツト聞いて居られたのは三田の御前黒田侯である。聞く毎に感心なのは庄吉の言分である、黒田侯は書生をつれてツカ／＼と中へ入り庄吉許せ昨夜は御苦勞であつた。庄吉は今や拳を固めて女房を撲たうと振り上げた矢先、ハツト土下坐して、へいこれは何とも恐れ入ります、申しやうのないお恥しい次第で、イヤ謝る

には及ばん、今日は禮に參つた、一人乗の俵百臺、二人乗五十臺、合せて百五十臺の人力車を進上するから、氣兼ねずに納めて呉れ、庄吉は夢かと驚き、へいあの一人乗を百臺二人乗を五十臺、候はさうぢやこれだけの車で帳場を開き十分精出して働いて呉れ、そんなものを頂戴しても置場ありません、イヤ心配するに及ばん、神田の連雀町、東京の目拔場所に家も調べてをいた、其處へ引越して貰ひたい。夫婦は涙を流し兩手を大地について、ただ有り難うござりますとお禮を申すより外なかつた。これが東京で小林組の帳場が出来た所以であります。「人はただ誠の道を守らなん、高き賤しきしなはありとも」身口意三業清淨にして、正直一途、不妄語戒と一如になれば、求めずともその功德は現成するのであります。

第十四座

不妄語戒 (下)

いつはりて 活けられんよりは 白露と 身は潔よく きえも果なん

上來の如く身口意の三業が揃つて不妄語であれば、古徳の申されたやうに「大地有情悉く不妄語なり」であつて、不妄語ならざる山もなく、不妄語ならざる河もなく、手は不妄語にして握り足は不妄語にして歩む、口にあらはれるものは自ら不妄語となつて光明があるのである、明治天皇が「曇りなき、心のその知らるるは、言葉の玉の、光りなりけり」と仰せられたのはこの事であつて、心の信が現れて言の葉の光となるのであります。

元來この信とは「人言欺くべからざるを信と爲す」といふので信の字が人偏に言といふ會意の文字であり苟も人間といふことには嘘はない筈のものであるから、人の言と書いて信と讀ませるのであります、佛教では元より「佛法の大海には信を以て能入とす」と申すのであつて心地觀經にも「人も手なければ寶の山に至ると雖も終に所得なきが如く、信の手なき者は三寶に逢ふと雖も所得なし」とか「佛法の海に入るには信を根本となし、生死の河を渡るには戒を船筏となす」と示されてあつて、信がなければ佛法も戒法も領得せられるものではない。

孔夫子は申すまでもなく子孔の門では一體この信といふことが非常に重んぜられてあつた。曾子の三省の中にも「朋友と交つて信ならざるか」と省みるといひ、また子夏の語にも「朋友

と交りて信あらば、未だ學ばずと曰ふと雖も吾は必ず之を學びたりと謂はん」といふやうに、社會的共 同 生活の上にて、相互に約束の嚴守が出来るならば、學問の精神を實行するものといふのであると、如何にその信を重んじたかといふことが判る。

しかしながら信といふことを、ただに言葉や身の行ひだけに止めて、意を以て之を制裁することが出来なければ、いはゆる馬鹿正直となつてしまふ。孔子の言はれた「言必ず信、行必ず果、硜々然として小人なる哉」とある通り言つたことを必ずその通りに行ひ果すと極めるのは愚と申さなければならぬ場合もある、孔子が子路に向つて六言六蔽のことを示された時「信を好んで學を好まざれば其蔽や賊」といはれ、また門人の有子も「信、義に近づけば言、復むべきなり」と言つたことがあります。

義理の正しい正義に順することならば、約束の言を尊重すべきであるけれども、その約束が一時の感情に支配せられたことで、義に遠ざかつたことなれば必ずしも行ひ果すには及ばない。それ故その正義に従ふ約束を最初からせねばならぬが、そこが學を好んで知識の必要ある所以である。史記にある話に、微生の信といふことが出てゐる。微生といふ學のない馬鹿正直

な男が、或る女子と橋の下に會合することを約した、微生は約束の通りに橋の下へ行つて待つて居るのにその女子は約束に背いて、時刻になつても橋の下へ来ない微生は固く約束を守つて其處に待つてゐると、潮時であつたものか段々に水がふへて脚下を洗ふやうになつたが動かない、そのうちには水は益々多くなり腰から胸にきても立つた儘で、遂に頭を超えたので微生は溺れ死んでしまつたといふことが出て居ります。

橋の下で會合するといふ約束であるから、何れ正義になつたことではあるまい。義に近ついた約束であるならば、何も態々橋の下で會合しなくとも、正々堂々と座敷の真中で面會が出来る筈である。たとひ家の中でないとしても大道の真中で會合してもよいのであるが、橋の下ならば無論義に適つた約束ではなくて、不義の密會であつたに相違ない、遠ざかつた約束を強ひて守つた爲に溺死するやうな微生は、世の物笑ひとなるのが當然であつて、孔子が「言必ず信、行必ず果、硜々然として小人なる哉」と批評せられたのは、微生のやうな場合に當る言葉である。

近來は世の中の少年少女達が不圖したことから、不良少年などに強要せられて詰らぬ約束な

どして其約束に背く譯には行かぬと、遂に深淵に陥るやうであるがこの信と義に近けば言復む可しの意味が徹底して分りさへすれば、青年達も身を過るやうなことはないのではありません。

信義を尊重するとか妄語をいはないと申しても、信を好んで學を好まざるの弊は、例の葉公が孔子に語つたやうなことになる、葉公とは楚の國の葉縣の尹、字は子高といふ者が僭して公と稱して居た人であるが、或時孔子に向ひ吾黨に正直な者が居ります。自分の父親が羊を盗んで來たことを其の子が證人になつて訴へ出ましたが、何と正直な者ではありませんかと言へば孔子は葉公に對し、吾黨の正直といふは其れとは違ふ、父は子の爲に隠し、子は父の爲に隠すその隠すのは親子の至情であつて、隠す内に直き處があるではないかと答へられたことがある。學問に依るところの智慧を以て判斷せねば正直も馬鹿正直となることが多いのである、併しながら學問のみを以て智慧を磨いても、この信が土臺となつてなければ狡猾となり、佞者となり即ち巧言令色となつてしまふから、何れにしても信なるものが一切道德の根本、人格の基礎であることは申すまでもありません。孔子も「人にして信なくんば其可なるを知らず、大車輓無く、小車輓なくんば其れ何を以て之を行らんや」と言つて、人に對する信といふものは、

大きな牛車に於ける輓の如く、小さな馬車に於ける輓の如きもので、大車に輓がなく、小車に輓がなければ車を行ることが出来ぬやうに、人にして信がなければ他に如何なる善言嘉行があつても、それは一時的の動作であつて信を措くことは出来ぬ。

明治天皇の陸海軍人に賜りし勅諭に於て忠節、禮儀、武勇、信義、質素の五ヶ條を示され、「右の五箇條は軍人たらん者暫くも忽にす可らず、さて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ、抑も此五ヶ條は軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり。心誠ならざれば如何なる嘉言も善行も皆うはべの裝飾にして、何の用にかは立つべき、心だに誠あれば何事もなるものぞかし」と仰せ出だされましたが、元より之は限られたる軍人にも仰せられたのではない。國民皆兵は日本建國の精神であつて、國民全體がその大御心を奉戴すべきは申すまでもないこととであります。「鬼神を泣かすものは世の中の、人の心の誠なりけり」とか「目に見えぬ神の心に通ふこそ、人の心の誠なりけり」の御歌に於ても大御心を拜し奉ることは出来るのであります。

大集經の中にも不妄語戒を持つもの十種の功德が擧げられてある。「一には衆人保任して言ふ

所皆信す」内心に誠があれば、外必ず色に現れるものであつて、誠の心が内にあればその人格は自然に周圍を感化するの力があり、人々が皆保證し保任して言ふ所を嘘とは思はぬ。「二には一切處乃至諸天に於て發言するに中を得」心に誠があつて言へば何れの場所でも口を開いても、喜怒哀樂に於て偏することなくして中道を得られる。「三には口に香氣を出すこと優曇鉢羅華の如し」青蓮華の臭氣なきが如く、妄語のない言葉は香ばしく人を薰化するの力がある。「四には人天の中に於て獨り證明を爲す」如何なる場所に在つても正々堂々と公言することが出来る。「五には衆人愛敬して諸々の疑惑を離る」誠意のある言語は誰でも之を愛し、之を敬ひ、言ふ方でも聞く方でも疑惑はない。「六には常に實語を出す」過つても虚言は言はぬ。「七には心意清淨なり」貪慾も瞋恚も愚癡も悉く離れて居るから、一點も心にかかる雲はないのである。「八には常に詔語無し言必機に應ず」己に心意が清淨であつて、名を求めるともなく利を貪ることもないから別に他に阿ねる必要を感じぬ、言ふ事は機に臨み變に應じて自在無礙である。「九には常に歡喜多し」嘘も詐りもないから、人々が皆信任して其間に何の疚しいこともなく、疎隔するところもないから何時も法悦に満ちて居る。「十には身壞れ命終りて善道に生ずることを得」

現世安穩の日暮しが出来れば、後生は必ず善處に生を受けられることは疑ひないのであります。斯様に不妄語戒を持てば十種の福德が必然の結果として獲られるのであるが、その反對に妄語する時は、罪禍を受けることを免れませぬ。大智度論の中には妄語の十罪が説かれてあります。「一には口氣臭し」といふのである。内に誠意がなくて、自分自身を欺いて物を言ふやうな者の言葉は、臭氣芬々として迎も堪へられるものではない、貪名の臭もあれば、愛利の臭もあり毒瓦斯の氣もあり、五臟六腑の腐敗し切つた氣が口から出てくるから、近づくことは出来ませぬ。「二には善神之を遠ざけ、非人便りを得」非人とは惡魔鬼神のことである。心だに誠の道にかなひなば祈らずとも神や守らんとあるが、心に誠がなくて口に妄語をつけば諸天善神の守護を失ふから、惡魔鬼神が隙を覗みて魅入るやうになる。「三には實語ありとも人信受せず」平生に妄語することの常習になつてゐる者は、何等利害得失に關せざることまでも嘘言を言ふものであるから、偶に眞實のことを言つても、其言葉に權威がなくて人が之を信じない。

「四には智人の謀議に常に參與せず」妄語するものには責任の觀念がないから、自分の利害のために他人を傷けることもあり、大事を議するに當つては或時期の秘密を嚴守せねばならぬことあるが、輕々にそれを洩らすこともあるから、謀議に參與して確乎たる言論を提起することも出來ず、また信じて參與せしむる譯にも行かぬ。

「五には常に誹謗を被り、醜惡の聲周く天下に聞ゆ」言論自由の立法府などでは、内閣大臣でも誰でも若し少しでも妄語らしいことがあればそれこそ口々に誹謗して、二枚舌の大臣であるとか何とか醜聲は周く天下に聞える。

「六には人に敬はれず、事ありて教勅すれども人承けず」人が信ぜなければ輕蔑するから、大事があつて命令的に教へても誰もそれを信用して承け入れない。

「七には常に憂愁多し」如何なる悪人であつても、見ざるを見たりと言ひ、聞かざるを聞きたりといひ、自分の心を欺かねば嘘は言へないから、その嘘が發覺することはあるまいかと心配は一通りではあるまい。

「八には誹謗の業因縁を種ゆ」眞實のことさへいふて居れば、批難を受けるものではないのに

妄語の爲に他より誹謗せられるやうな業因縁を種つけるのである。

「九には身壞れ命終れば當に地獄に墜つべし」正報頌にも「妄語は人を誑かすこと巧みなれども地獄に罪を受くること拙し、鐵鋸其形を解き、熱鐵其舌を耕す、之に灌ぐに洋銅を以てし、之を磨するに剛鐵を以てす、悲痛骨髓を碎き、呻吟常に嗚咽す」とある如く元來妄語が人道に脱れて居るのであるから、人間道の外に墮落するのである。

「十には出でて若し人となるも、常に誹謗を蒙る」幸にして人間世界に生を受けることが出來ても、妄語の餘習があるから兎角人に誹られるのである、能く世間にあることで彼の人は別に悪いところはないのに人に好かれなるとか、怎うも徳のない人であるとかと評せられる人があるものである。

妄語にはかくの如く十罪がありますが、これに反して前に申したやうに、身を修め意を制し口を守り、身口意の三業が悉く不妄語の露現であれば、求めずとも幸福は自然に與へられるのである。意に思ふことは身に表はれ、自然にその口にも出るのは免れぬ、その意は爲る仕事にも所持する携帶品にまでも現はれるものである。

豊臣秀吉公が五大老の帯刀を言ひ當てたと言ふ奇談がある。五大老とは徳川内大臣家康、前田大納言利家、宇喜田中納言秀家、毛利中納言輝元、上杉中納言景勝の五人のことであるが、太閤が或時伏見城の一室で、偶々この五大老の腰の刀を立てかけてあるのを見て戯れて試みにその刀の持主の名を言ひ當てられたが、一つの間違ひがなかつたので侍臣等は皆驚いた前田法印玄以も其場に居て「誠に神智の仰せにござります」といふと太閤は笑つて「この五人の腰の物を當てるのは何の仔細もないことである、秀家は殊の外綺麗好きであるから、其黄金を鑲めたのが即ちそれである、景勝の性質としてはそれにある長いのに違ひない。利家は今は大國の主であるが昔を忘れずに質素を守る人物であるから、それなる柄に革の巻いてあるのが利家の刀と見たは僻目か、輝元はなかくの數奇を好む癡り屋であるから其處にある風變りのものがそれであらう。家康は大勇であつて敢へて刀劍などに依頼するやうな心はなく、人心を收攬するの大志がある人物であるから、それにある一向取締ひのないのが、彼の心を現はして居ると思ふ、凡そ人の心といふものは携帶せる物を見ても、大抵は知れるものである」と言はれたことがあります。

形が正しければ影は必ず正しいものである。影が曲つて居るのは、即ち形が曲つて居る證據である。心が正しければ身が修まり身が修まれば家が齋ふ、家が齋へば國も治まり國治まれば天下は平かである。身口意の三業が正しく清淨であれば、森羅萬象悉く正しく、清淨なる不妄語戒の露現となるのであります。

慈雲尊者は「身業真正なれば一切世間が其身業について回るといふことちや、世尊六年苦行満じて菩提樹下に趣き給ふ時、吉祥烏空中に翱翔し、白鹿前導し、風神を拂ひ、雨神微雨をそそぎ草木まで偃したりとあり。意業真正なれば、一切世間が其人の意業に就いて回るといふことちや、律藏の中にも、淨持戒の人は所念皆成就すとあり、此を諸佛の真正言と名づく」と申されてありますが、身業、意業、共に真正清淨であれば「其心淨ければ國土淨し」であつて、尊者のお示しの如く一切世間はついてまはるのであります。この真正の言教が不妄語であるから一切世間は皆此の不妄語の言教に隨ふのである、世尊の言教には山中に在つて獅子が隨ふこともあり、心なき草木や河水までも皆從ふたことは申すまでもなく、羅漢尊者や古來の高僧方の言教に猛き虎の如きものが從ふたことなどは元より珍らしくないことで、日本でも一首の歌を

詠んで、その不妄語の信力に依つて、早天に雨を降らした試しもある。しかしながら今、皆様は日日語られる言葉の中に於て、特に改めて不妄語を使ふには及ばぬ、今日この道場で淨心を専らにして、身には合掌禮拜しつつ、口に佛の御名號を唱えられるのは、それがそのまま不妄語戒の眞實相であります。

第十五座

不 酤 酒 戒 (上)

未だ將來せず 侵さしむること莫れ 正に是大明なり

今席は不酤酒戒に就てお話し申します。酤酒とは酒を酤ることであるがこれも五戒では不飲酒戒となり、十重禁戒は不酤酒戒といふのであります。今は飲むとか酤るとかいふよりも先づ酒とは何であるかといふ根本問題を考へなければなりません。勿論酒といふ上は一應は五穀で造つた白鶴や正宗、ビールやブランデーの如き酒精性を含んだ物をいふのであります。しかし飲酒自身が必ずしも罪惡であるとは言へぬ。元來戒法には性戒と遮戒の別があつて、性戒とは

前の四戒の如き殺生も偷盜も貪婬も妄語もそれ自身が罪惡であるからこれを性戒といひ、飲酒の如きはそれが因縁となつて罪惡を犯すのであるからこれを遮戒といふのであります。

酒もよく人を慰め、人を勵まし、人を喜ばせ、また社交を圓滑に進め、種々の疾病を治療し或は神を祀る等の方面から言へば、寧ろ人間世界に必要なものとも言へないことはありません。若し酒を絶対に禁ぜよといふのは、人生から花や詩や戀や美術や音楽を亡くせよといふのと同じく、人間心理の機微を知らない感情の乾いた、思想の偏固な人達の言分であるともいへないこととはありませぬ。

元より如何なる趣味の高級な享樂でも、度を過せば害のあることは申すまでもない。米を食ふのが人體に必要であると言つても、三度三度量を過せば酒の害よりも猶甚だしい。菓子でも茶でも過せば其害は激烈である。美術でも音楽でも耽溺すればその害のあるのは碁や將碁に凝るのも同じで、善くないことは知れて居る。遂に短見者流に藝術亡國論の口實を與へるやうになるのであります。

それゆゑ酒には素より善い方面もあれば、また悪い方面もあることは萬人の認めるところで

ありますから、過度の飲酒は衛生學の上からも倫理學の上からも、また佛教經典の示すところからも、成べく精細に酒の害毒的方面を力説することも必要であるし、また未成年者や、或種の體質を有するものに對して酒を禁ずることは宜しいことでありませう。

酒が悪いといふのは飲んで心が狂ふからである、梵網經に是れ酒は罪を起すの内縁なり、而かも菩薩は應に一切衆生の明達の智慧を生ぜしむべし、而るに反つて更に衆生顛倒の心を生ぜしむ」と示されましたやうに、心を暗まし明達の智慧を失はせるものは酒であります。

花が心を昏ますならば花も酒であり、月が智慧を失はせるならば月も酒である。無明煩惱を酒と言ふのであるから迷ひが酒であるのみではない。悟りに酔ふのも酒である、酒の根本は無明の煩惱であつて、酒そのものは罪を起すの因縁であります。迷悟の分際に暗らく、生佛の邊量にかかはるのが顛倒妄想であつて、迷悟生佛の論量を超越すれば、直ちに明達の智慧を生ずるのであるから、達磨大師は「自性靈明、清淨法中に無明を起さず」といはれてあります。

戒文には「未だ將來せず、侵さしむること莫れ、正に是れ大明なり」とある。自性靈明なる淨清法中には酒といふのも無明の相はとれて、解脱無礙の酒であるから法々塵々酒ならざる

ものはないのである。禪戒鈔に「迷悟も酒なり、生佛も酒なり、法界も酒なり、山川も酒なり大地も酒なり」とある如く盡地盡界酒ならざるものなく、酒の外に何物もなければ、將來すべき人もなく、將來するも亦酒であるから二物はないのである。

淨國禪師は「未將來とはマダ持つて來ぬといふ詞ぢや、併し未だと言ふても後に持つて來るといふのではない。後に對して未だといふのではない故に、未將來と捧讀みにする方がよい。將來せずといふものは、其自性あるものは本來靈明で無明の持ち來りやうがない。無明が顔出しのしやうがない、無明の實性即佛性といふ時は、煩惱も妄想も少しもない、自性は元來靈明なものである」と申されてあります。

かくの如く靈明清淨なる自性であるけれどもこれを覆うて明達の智慧を喪失せしめ、顛倒の心を生ぜしむるものは、この酒が罪を起すの因縁となるのでありますから、諸種の方面より考究せねばなりません。成實論には「飲酒は衆生を惱ます爲の故に罪因となる、若し人酒を飲む時は則ち不善の門を開きて、以てよく定め及び諸の善法を害ふこと、衆果を植ゑて牆障を作らざるが如し」とある。

酒によりて不善の門を開き平生の謹慎も破れてしまふことは珍らしくはない、昔一人の佛法信者があつてその性質は至つて慈悲深く、理性も發達して善惡邪正の事理も辨へ、五戒を受持して専心に嚴守して居たが、一時甚だしく渴して堪へられなくなつた、何か渴を醫するものがあるまいかと、頻りに周圍を探して居る時、其處に一個の器があつて中に清冽な水がある、これ天の賜物と、渴いた口に器の水を飲み乾した、何ぞ圖らん、その水と見たのは誤りで、正しく芳醇なる酒であつたのである。五戒受持の優婆塞が遂に不飲酒戒を犯してしまつた。

己に不飲酒戒を犯して心性大に亂れ、朦朧たる眼を庭の方に向けて居ると、隣家の雞が戸迷ひして庭の柵根を越えて來た、するとその鶏を捕へて盗み取つた、それで不偷盜戒を犯したのである、そして遂に鶏を殺して食つたから不殺生戒を犯してしまつた、肉を食ひ酒を飲み、充分に酩酊して居るところへ隣家の娘が雞の行方を尋ねて來た、それを誘ふて室に引入れ無法にも迫つて凌辱したから不貪姪戒を犯した、そこで隣家より官に訴へたので召喚して訊問せられると、悉く事實を否認してさることなしと詐つたのは不妄語戒を犯したのである。

かくの如く飲酒のために五戒受持の優婆塞が、五戒を悉く犯したものであるから如來は諸の

比丘に告げて、今より以後は茅葉の端を沾すばかりの酒滴をも飲んでではならぬと誠められたことが毗婆娑論に出て居ります。

それゆゑこれを誠められた場合には絶対に禁せられてある。梵網經にも「若し自ら酒器を手にして人に與へ、以て酒を飲ましむる者は五百世の中手なからん、何に況んや自ら飲むをや、一切の人に飲むことを教へ及び一切の衆生に酒を飲ましむることを得ず、況んや自ら酒を飲むをや」と説かれてありますが近來はこの酒については諸種の方面から、一の社會問題として禁酒を主唱する向きもあるやうになつてきました。

何れにしても禁酒を主唱するのは、第一に社會生活の上に於ける道德問題として論ずるのである、我國の犯罪人、刑務所に收容せられてあるものは、その七八分は酒の爲から身を過つた人達であるが、何れの國でも同じであつてフランス政府の發表してゐる統計表に依れば、犯罪事件總数の四分の三は飲酒に起因し、そしてその犯罪の發生は、土曜日の晩と日曜日が最も多いといふことである、その外英國でも獨逸でも監獄囚徒の五割強は直接間接に酒が原因になつてゐるといふことである。

毎日新聞に傳へられる三面記事に、酒に呪はれた犯罪行爲の掲載されぬ日はありませんが、中にも先年神戸市に於ける三番町五丁目柳田喜代次といふ濃厚實直な二十歳の青年が、父親の毎日の酒亂のために祖母や母親が堪へかねて、幾度か自殺を計るまでの慘事が演ぜられるので、この不幸なる家族全體を救ふために、身を挺して酒亂の父を殺した事件の裁判が大阪の控訴院で開かれた時、宮本裁判長、浦川検事、岡上大橋の兩辯護士を始め、數百の傍聽人が悉く泣かされてしまひ、傍聽の實母が卒倒した騒ぎのあつたことなどは、當時記事を読んでさへ慄然としたのであります。

當時我が子の運命を氣遣ふ被告の母きぬは、數名の町内有志に圍れて、曇つた顔を傍聽席に出してゐると、被告の喜代次は二名の看守に護られ、獄中の生活に滅切り瘦せた身體に、洗酒しの白緋の單衣を着て深編笠を被つて悄然として法廷に引出された。

これを見た母親の眼は早や眞赤に腫れて居る、やがて審問が始まると、喜代次は今日が今まで忍んできた長らくの苦勞、父の庄太郎が酒に魂を奪れて母の手内職の賃金や、自分の月末の勘定まで飲み倒し、一家は食ふことも着ることも出来ぬ始末、その上酔ふて家へ歸つては母

や祖母まで打擲して虐め抜く、その亂行に堪へ切れず、母も祖母も幾度か自殺を企てた程であり、兇行のときも三日も四日も居酒屋で飲みつづけであるから、何とかして連れ歸らうと思つたがためと、その當時の狀況に就ては喜代次は涙を呑んで語るには、決して父を殺す考へで短刀などを持つて行つたのではなく、ただ手段を以て酔つた父を脅して連れ歸るだけのつもりでありましたが、二人は何事もなく歸りかけました。其時父から預けられて手に持つ罐の中の酒を見ると、アゝまた父はこの酒を飲んで暴れ出し、母や祖母さんまで虐めるのか思へば父が悪いのではない、何も彼も皆此の酒の罪だ、この酒さへ世の中に無ければ何事もない、此の酒のためにお母さんは自殺までも企てられたが酒は我等家族の怨敵だ、この壘の中の酒が悪いのだと思ひ急に其の酒が憎くなつたので覺えず地上に投げつけたので、父は大に怒り私を捕えてさんぐに殴りつけ倒れた私を足にかけ、踏んだり蹴つたりせられたので、私もカツと逆上せて、とうとう取かへしのつかぬことを致しました、父に對しては何とも誠に相すまぬことをしましたと、喜代次は聲をあげて泣き伏したので、滿員の傍聽席からはすすり泣きの聲が八方から起つた、調べが終ると浦川検事は「事情は如何にも同情すべきであるが父を殺した罪は重

い一とて無期懲役を求刑せられたことは何れもまだ記憶に新たなることでありませう。

道德問題として酒に呪はれた犯罪事件は到底一々これを新聞紙上に掲げられるものではない。飲酒の悪癖として其人の品位を破り、權威を失墜することは言ふ迄もなく、飲めば飲む程狂態を出して、高位高官の人でも紳士豪商といはれる人でも、他より輕侮を受けるやうな狂態は、何かの宴會が開かれる毎に見られることである。

誰か白隠禪師に倣つて禁酒宣傳の阿呆陀羅經に「無い物づくし」といふのを作つた者がある。能く其の惡癖をあげて禁酒の必要を感じしむるやうに出來て居る「木魚の頭を無闇に叩いて唱へ上げますお經の文句、之を何よと尋ねて見れば、無い物づくしの禁酒の宣傳、サテモないないものづくし、何が無いかと尋ねたら、酒を飲むやつア意氣地がない、飲まなきや一向元氣がない、その癖飲んだらだらしがない、とんと仕事に極りががない、當にならない便りががない、家内子供はやり切れない、だから言ひごと絶えまがない、マダくはないくものばかり酔つたら態ない見つともない、しつこい繰り言ききともない、足元あぶない力ない、大事な約束あてがない、トント秘密が守れない、そこで相手にし手ががない、それも實際無理もない、ホン

トに仕様がなない仕方がない、一生出世の望みがない、望みがないから自棄が出る、自棄の癖八噺ン噺ン太郎、喧嘩口論切れ目ががない、その上身體も弱くなる、飲んであたりぬためしはない、四百四病の其の元も、酒でないとは言はされない、百害百毒百厄の長といわるる酒飲んで一つもろくなことはない、早に禁めるに越す事アない、禁めたらホントに世話はない、何處へ行つても借りはない、腹も立たない喧嘩もない、悪く言ふ者一人もない、妻や子供の喜びは實に譬ふるものもない、一家の幸福限りない。眞に禁酒の効能は、筆にも口にも盡せない、サアサ皆さん片時も早く禁酒をして見なさい、禁酒するには譯はない、思ひ切つたらそれでよい、覺悟一つで何のちつとも六ヶしい事アない」といふのであるが、卑近な俗語であるけれども、道德問題の上から酒の害を指摘して、餘蘊なきまでに道破してゐる。

ただに道德問題より酒の害を叫ぶのみでなく、近來は社會の保健問題より、遺傳といふ立場から論究せられるやうになつて來ました。癡狂院、精神病院等に於ける患者の病源に就て、詳細な研究をするやうになつて能く調査すると、患者の五割位は父母の飲酒家であるといふことである。

白痴や低能児の如きはいふまでもなく、小學校や中學校などで、度々落第する學生の頭腦には兩親の飲酒が少なからぬ影響を及ぼして居ることは明かであります。また飲酒は自然に生殖に影響を及ぼすものであつて専門學者の説に依ると、飲酒家に隱萎病者の多いのは睪丸の分泌が滅却又は消失するからであると言つてゐる。變な話であるけれども精液を檢して見ると、精子の全くないのがあるといふのである。ババリヤの婦人は麥酒を過飲するが爲に、乳腺が脂肪化してしまひ乳汁の出ないのが澤山あるといふ。

婦人自身に酒を飲まないでも、其父が大酒豪家であると娘に乳の出ないのが随分多いといふ第一産兒の数が減する、一夫婦は平均四人一分の子を設けるのであるさうなが夫婦の一方が大酒家であると一人三分となり、夫婦共に大酒豪家であると一人しか子が出来ぬ、また飲酒家の子は早世するのが多く、二歳までに死する子供の数は不飲酒家に比すれば約二倍であるといひ若し代々大酒すると四代目には全く子供が出来なくなるとまで言つてゐる。

或國の大學では豚について試験したことがある、豚の夫婦に酒を飲ませて子供を生ませた例であるが、先づ牡だけにアルコールを與へて牝には與へない、その場合に交尾十二回で十二匹

生れて、七匹は直ちに死んで五匹だけ生きてゐた、その五匹も體格が矮小で内氣で神經過敏であつたさうである。次に牝にアルコールを與へて牡に與へず交尾四回の後に五匹生れて出産後に死んだのが三匹生存してゐるのが二匹である。次に牡にも牝にも與へて交尾十四回で漸く一匹生れたがその一匹も死んで生れた、今度は兩方に與へないで九回交尾させて十七匹生れて皆元氣であつたといふやうな統計があるのであります。

子としては如何に自由を重んずる世の中でも親を擇んで生れて來る譯には行かぬ。人の親たる者は我が身の一時の情欲を満すがために、子孫の末までも禍根を残すといふことは實に人道問題として論究すべきほどのものでありませう。また貧困問題より酒の害を考へなければならぬ點もあります。飲酒の爲に消費する金額を調べると驚く程である、酒の爲に潰す米は一年五百三十萬石、麥酒の爲に潰す麥は五十餘萬石これで出來上つた酒代は十億萬圓以上に達してゐて、その酒を飲む爲に金錢を湯水の如くに使ひ流す遊蕩費から飲酒が原因となつて費やす金は、矢張十億圓に達するさうであるから、兎に角酒の爲に費やす總額は一ケ年に二十億萬圓より少くはないのであります。直接に酒代を拂ふだけの損失ばかりでなく、飲酒の爲に活動

力の能率を殺滅して貧困の原因を作るから、如何しても酒は貧困の母と申さねばならぬ、即ち經濟問題から言つても飲酒の悪いことはいふまでもないことであります。

かくの如く第一道徳問題より申せば勿論のこと、保健問題の方面よりも、また遺傳問題、善種學問題、能率問題、經濟問題何れより考へましても、飲酒の及ぼす悪影響は常に人體を弱らせるのみでなく、心的方面に多大の害を與へて、人種を墮落せしめ國民の品質を次第に低下せしむることは、何人もこれを拒むことの出来ぬ實際問題であります。

第十五座

不 酤 酒 戒 (下)

盃を 手にはやどさじ 竹の葉の つゆも袂に そへぬ身なれば

酒の有害なる方面を挙げれば、上述の如くであつて、世尊は分別善惡所起經に「人世間に於て喜んで酒を飲みて酔へば三十六失を得」と三十六の失を挙げられましたが、大智論にも三十

五失を示してある。何れも大差はないけれども大智論の方が現代には領解り易いやうでありますから、繁雜ではあるけれども酒の三十五失を挙げて見ませう。

「一には財物枯竭す」酒を飲めば下物を要するのみならず敵手を求めて淫蕩に陥り、時間を徒消し能率を減じ金錢を費すことは言までもない。「二には衆病を引越す」飲まない時は謹慎の深い人でも酔へば自暴自棄となり、遊里に足を踏み入れて、悪性の病に罹れば己れの健康を害するのみでなく、子子孫々の末までも禍を残すに至るのである。「三には鬪諍の本なり」繩簾の居酒屋などでは毎日の事である、初めは互に杯の交換などして權を盡して居るが、酤酎すると幾組も、喧嘩が起るのである。「四には裸露となりて恥することなし」正氣を失へば慚愧も外聞もなく隠さねばならぬところでも隠さず、醜い物までも出して躍つたり跳ねたりするやうになる。「五には惡名流布す」評判のよい筈はない。「六には智惠漸く減す」酒の力を以て考へ出す智惠などは惡策邪智に極つてゐる。「七には福德轉た減す」身につくべき福も心に備はる徳も次第に減じてくる。「八には秘密を顯露す」折角匿して置いた大事も酔に乗じて僥舌べり出すのは珍らしくないのである。「九には事業成らず」酒のために能率が減ずるから自然業務が捗らな

くなる。「十には憂愁の根本なり」酔中に放言したことも亂暴したことも、醒めて後には良心に責められて後悔することが多い。

「十一には身力衰弱す」酔つたがために無理な精力を消費することが多く、飲んだ時には元気がよいやうであるけれども、衰弱の度は激しいに相違ない。「十二には諸根暗昧す」酒毒のために頭腦の働きが鈍くなつてボンヤリしたものになつてしまふ。「十三には父を敬まはず」何處かの酒好きの伴は毎夜グテ／＼に酔つ拂つて、遅く歸つて来るが定まりであつたが、或夜消燈の後に歸つて自分の寢床に行く途で父親の禿頭を踏んで亙つた。父親はそれがために眼が覺めると伴は頻りに謝言つてゐる。日頃お世話になり乍ら足にかけたのは相済みませんと、父親は暗中にそれを聞いて其の心掛けを感心して翌朝になつて昨夜のことを話すと、伴は意外な顔をして踏み亙つたのは親爺の禿頭であつたか、俺は平生恩顧を受けて居る徳利を足にかけたかと思つたから謝言つたのであつたが、親爺の禿頭ならば、それには及ばなかつたものと言つたさうである。酒を飲んで父を敬ふ者はないであらう。「十四には母を敬はず」父を敬はぬ位であるから母を敬ふ筈はない。「十五には沙門を敬はず」善を勤め惡を息めるのを勤息といひ之を沙

門といふので出家のことである。酔へば佛衣も佛袈裟も敬ふ念はなくなつて仕舞ふ。「十六には婆羅門を敬はず」印度に於ける在家の修道者で、教師とか先生とか言はれるやうな人を婆羅門といふのである。「十七には尊長を敬はず」郷黨に於ける長者や、又叔父叔母とか親族中の專屬の者を敬ふ心もなくなる。「十八には佛を尊敬せず」十九には法を敬はず」「二十には僧を敬はず酔へば敬虔の念は失はれてしまひ不謹慎に陥ることは免れない。一杯氣嫌で佛様に參詣したり酔つた調子にお經を讀んだり、浮かれて和尚を相手にするのは決して尊敬する所以のものでない。酒は明かに人を不眞面目にして信仰心を薄からしめるものである。「廿一には惡人に徒黨す酒の上で親しくなるのは、善人でないことは無論である。「廿二には賢善の人を疎んじ遠ざく」惡人と徒黨を組む者は善人を疎んずるは言ふ迄もない。「廿三には淫慾熾盛となる」酔狂に乗じて男女猥褻の行爲を憚らぬやうになり、遂には身を持ち崩すに至るのである。「廿四には慚愧あることなし」内には心に慚づることなく、外には身に慚づるところを知らぬやうになる。「廿五には六根を守らず」慎みの心がなくなるから所行が放埒になることは免れない。「廿六には衆人喜ばず」熟柿のやうな臭ひの息を吹きながら、惡相を現じたところを衆人が喜ぶ筈はない。「廿

七には多く語笑を増す」醉へば言葉の多くなることは萬人一様であつて平生は至つて慎しみ深く無口な人でも、酒を飲むと執拗深く過ぎ去つたことを饒舌り出し笑つて騒ぐのはまだよいけれども不平でもないことを不平らしく繰り返し繰り返し同じ言葉を並べ出すのである。「廿八には眷屬に嫌ひ棄てらる」如何に親しい妻や子でも愛想を盡かしてしまひ、下女下男に至るまで蔑視するやうになる。「廿九には所有悪事をなす」前にお話したやうに酒のために五戒を一時に犯した者さへある。「三十には諸善を棄捨す」身口意の三業を守るのが善であるけれども、飲酒は身口意の守りを自然に失はしめるから、爲すことが皆悉く悪となるのである。「三十一には智者賢人を信用せず」自分が放逸無慙にして、言語動作總て條理の整然たるところが無いから頭腦明晰な人や品行方正な人に接することを好まないのも尤もである。「三十二には淫繫を遠離す」寂靜無爲の安樂の妙境は酒の力で獲られるものではない。憂愁苦惱の繫縛を免れないのである。「三十三には狂亂愚痴の因を植ゆ」風顛白痴、不具癡疾、子々孫々にまで禍を貽すのは大抵酒毒が原因となつてゐるものである。「三十四には命絡して地獄に墮つ」三十五には復び人間に生れては顛狂愚痴の者となる」これがただ倫理道德や、經濟問題等より酒害を論ずるのみで

なく、過去の因を知らんと欲せば現在の果を見よ、未來の果を知らんと欲せば現在の因を見よといふのが佛教であつて、過現未の三世を通貫するの信仰より見れば、飲酒に依つて墮獄の罪を造り、復び人間に生れて來る子孫の代までも、風顛、狂者、愚者、痴人となると明かに説かれてあります。

酒の害ある方面より見れば上述の如く三十五失、又は三十六失等を擧げて舍利佛問經にも「酒に多失あり、放逸の門を開く、飲むこと、溺死の如きも罪を犯すこと已に積む」と示されました。しかし乍らまた許す方から言へば「若し病苦を消すに用ふるは先の斷ずるところにあらす」と説かれてあつて、藥用にする酒までも禁ぜられてはいないけれども、放逸の門を開くことを嚴禁せられたのであります。

釋迦牟尼佛が始めて飲酒を禁じ、不酤酒の戒を説かれた時、當時印度の外道の輩が之を非難して、酒は憂愁を一掃し、鬱氣を晴らし、疾病を治するの妙藥であつて、これに依つて元氣を増し勇猛精進の辨道も出來るのである、然るに世尊が之を嚴禁するのは物理を解せざるの甚しいものであると、頻りに誹謗してゐるのを聞かれて、如來は外道の首領を召し、汝等は我

が飲酒を禁ずることを誹るさうであるが、至愚にして酒の過を説くとも信ずることは出来ぬであらう。論より證據である、試みに汝が欲する衆徒と我が佛道修業の弟子とを一室に集め座を左右に分つて、汝が徒には酒を飲ましめ、我が弟子には嚴禁して、修業の増進を比較して見ては如何であらうと仰せられますと、外道の首領も之に賛成したので、左の座には世尊を始め五百の大阿羅漢を列座せしめ、右の座には外道の首領を始め其衆徒百餘名を列座せしめ、左右共に威儀堂々たるものであつた。

そこで右の座へは酒香を出して響應したところが、初めの程は禮儀も正しかつたが、酒が酣になると追々と聲が高くなり謠ふ者もあれば舞ふ者もあり、笑ひ出し泣き出す、怒り出す者もある、喧々轟々として一座は忽ちに修羅叫喚の巷となつてしまつた。然るに佛弟子の方の一座は始終整然として規律正しく一絲紊るるところもない、そこで如來は外道に向ひ、どうぢや、右と左は何れが是で何れが非であるかとのたまへば、外道の申すやう、如何にも恐れ入り奉る佛弟子の座は威儀を備へて靜肅なるもの、見る人悉く信を増し敬を篤くして、歸宗の念を生ずるに至るが、恥かしくも我が座の衆徒は皆狂者の如くなるに依り、見る人これを嫌ひ聞く者こ

れを憎みます。世尊が不飲酒の戒を説きたまひしは、洵に大慈悲心の辱なき至りである、我れ今にして初めて我が非なることを悟りましたと、即座に髪を切りこの戒を受け、弟子等にも佛戒を受けしめんことを誓つたといふことであります。

安元法印は養生法を道歌を以て示され、其の中でも飲酒に關しては「百藥の長なる酒もわが分に過して飲めば百毒の長」といはれまた「酒飲まばホロ／＼酔ひをほどとせよその杯の数は限らで」ともまた「一杯の酒に酔ふ人十杯の酒に酔はぬも其人のほど」など示されてあります。我が分であるとか、ほど／＼であるとかは飲まない局外者には分るけれども、自分に飲んで居ては分るものではない、酒宴の場で客が禮儀として、大に酩酊いたしました、萬望これにてお撒り下さいなどと辭退して居る時はマダ充分に酔つては居ないものである。實際に酔つてしまへば、臭い物の中に居る蟲が自ら臭いと感ぜざるやうに、酔つたことに氣のつくものではない、おれはこれでも酔つては居ないよと言つて、熱柿臭い息を吹き乍らクド／＼しく同じことを繰り返し出す。起てば酔脚元も覺束なく坐れば腰はデレ／＼と、甚だ身體の据りが悪くなり据りのよいのは眼玉ばかりである。かうなれば前に舉げた三十五失は實地に見出されます。

先年禁酒問題が盛に主唱せられて、未成年者禁酒法案が議會に提議せられた當時、醫學博士大澤謙二氏が酒の十惡を擧げたのが一般に傳へられたことがある。この十惡は三十五失を時代的に約めたものと申してよいやうである。

- 一、酒は智識を殺いで理力を失はしめること。
- 二、酒は徳義を滅却し粗暴不徳の行爲を増さしむること。
- 三、體質悪化・疾病に罹り易し。
- 四、肺病、梅毒、淋病等の傳染病に對する感受性を増加し、且其等の免疫性を滅滅し、壽命を短縮すること。
- 五、酒は生殖力を減ず。
- 六、酒は悪性を子孫に傳へて、人種を劣等ならしむること。
- 七、酒は家に在りては家政を紊亂し、外に出でては風俗を壞亂す。
- 八、酒は他人に危害を加へ、自殺を促し其他の災害を増進す。
- 九、酒は病院、孤兒院、癲狂院、監獄等を繁昌ならしめ、國家の費途を増加す。

十、酒は國防力を弱める。

とある實に能く飲酒の害を道破せられたものと思ひます。昨年も人民保護の責任ある巡査が酒の上から同僚を殺した出來事の如きは、新聞の記事を讀むさへ寒毛卓立するを覺えしめた程であつた。東京本所の太平署内に嚴重なる禁酒を勵行して成績を擧げてゐた模範巡査といはれた兩人で、加害者は山梨縣人で大澤源三、被害者は北海道の人で渡邊米藏、何れも選拔せられて交通巡査を勤務して居たのが、十一月廿七日午後六時、一日の勤めを終へて外に同僚の辻廣瀬、齋藤、矢部の四名と共に區内横川町某料理店に會して、密かに禁酒を犯して六名で三升餘を平げ、歸途につく時其中の最も酩酊したる矢部巡査が前後も知らずに、打倒れたのでそれを伴れにゆくについて、口論を初め大澤巡査が拔劍して渡邊巡査の太股を突き刺し遂に絶命させたのであつたが、其當時太平署の長谷川署長は恐縮して語つてゐる。

一實に飛んだことで世間を騒がして申譯がありません、兩名とも數多い中から選抜して交通係に向けたもので、平素の成績もよかつたので殊に渡邊巡査の如きは道路の凸凹を區役所に申達して、一緒になつて勾配を修繕してゐた程職務に忠實であつた。本署では附近に細民部落を多

く控へてゐる關係上、警察署から範を示して一般を教化しなければならぬといふ所信から、禁酒を勵行して泥酔常習者百八十名を改心させたのに、心を緩めて禁を犯したばかりにかかる大事を惹起しました」と。

如何に多年嚴守し來つた行持でも、一朝の酒亂で跡方もなく破れてしまひます。人間道德の實踐は全く不飲酒の一戒にかかると思つてもよいのである。好酒家は禁酒亡國などと愚にもつかぬ迷論を吐いて居るけれども、現に禁酒を實行してゐるアメリカと、ダラシなく酒を飲んで熱柿臭い息を吐いてゐる日本とが、今から五十年六十年の未來の健全の狀態と、道德實踐の如何とを考案する時には、實に寒心せざるを得ないではありませんか。

梅尾の明惠上人は性來嗜好せられる初茸を、信者の人々から好きといふことを知られたがために、「食物などに何が好きであるなどと言はれるは佛者の一大恥辱である、この高辨は佛法好きとは何故言つて呉れぬであらう」と言つて、一生涯好きな初茸を食へられなかつた程の謹嚴であるが、ある時上人が冷えの病氣に罹り、食事が一向に進まれないために、痛く身體が衰弱したので醫學博士の和氣といふ人が診察して「この病氣は冷えからきたもので、山中に霧か

深く濕氣の多きより起りしものなれば、この重病を癒すには、唯一の方法として毎朝少量つのお酒を飲みさへすれば、漸次平癒することは疑ひありません」と申した。すると上人はこれに答へて「自分は勝縁ありて出家得度の身の上となつたのであつて、自分一個の自由の身體ではない、すなはちこの身體は一切衆生を救ふための道器である、さればこの道器を大切にするために危険の場所にも近寄らず、また徒らに身を棄てることも出来ぬ、それゆゑ病氣を癒すためには、手段としてお勧めに委せ酒も飲むべきであるが、酒は二百五十戒の中から十戒に選ばれ、十戒の中から更に五戒の中に擧げられその五戒の中でも飲酒が最も重く、飲酒のために五戒を一時に破りし例もある。酒は一切の大毒中の大毒であつて、蟲の毒はただ一生を亡ぼすに止まるが、酒の毒のみは猶多生を責める罪があるから、たとひこの假りの形體を助ける方便として飲酒しても、結局は小利大損となる譯である。また假令ここに耆婆の如き老を治するの術を以てするも、扁鵲の如き妙薬を投ずる者があつても、若し自分の方に命をつづけてゆくだけの徳かなければ平癒はしないであらう。若し自分が此後共に世の中に生き永らへて利益があるものならば、三寶龍天の加護あつて必ず、病氣も癒へ命も延びるであらう、然るにその益

がなく諸佛菩薩も捨て給ふ身であるならば、強いて奔走して生きたところで何の詮もないことである、それゆゑ自分に於ては、古佛が死すとも犯すなかれと誡められた酒を飲むことは出来ぬ」と言つて折角の名醫の勧めをも斥けられたのであります。

頑迷固陋のやうであるけれども、ここに宗教の信仰の尊い旨があるのである、西有穆山禪師が御老病の時、看護人が雞卵を勧めたら、自分は雞の子になつて生き永らへる要はないと言つて斥けられたことや、星身天海老師が御衰弱の餘り食事を攝られなくなつたので、牛乳を灌腸したのを今のは何を入れたのかと問はれたので、御食事が進みませぬから、牛乳を灌腸したのでありますと言ふと、病褥を蹴つて「山僧は尻から物を食つてまで生きては居ないぞ」と大喝せられたのも皆尊い信仰の發露である。

酒に對しての健康問題や經濟問題や道德問題等は別として、信仰の上からは酒の爲に罪を造るが如き所行があつてはなりません。

涅槃經に「酒は不善諸惡の根本なり、若し能くこれを除斷せば則ち衆の罪を遠ざく」とお示し遊ばされたる大慈大悲の御心を體得すれば飲むと飲まざるとの論量を離れて、不善諸惡の罪

性を解脫し、暗昏無明の迷ひの宿醉を醒まして作すべからざるを作し、言ふべからざるを言ふが如き顛倒を遠離し、自ら正心正思惟に住するのみならず一切衆生に明達の慧を生ぜしむるが此戒の本旨であります。

第十六座

不 説 過 戒 (上)

佛法の中に於て、同道同法同證同行也、過を説かしむること莫れ、亂道せし

むること莫れ。

出家の男女を比丘比丘尼といひ、在家の男女を優婆塞優婆夷といひ、これを佛弟子の四衆と申すのであります。この四衆は平等に大乘の菩薩戒を受けて佛子となつて居るのであります。小乗の上で四衆を分つときには、受持する戒も在家、出家の差別があつて、出家でも沙彌には五戒、比丘には二百五十戒、比丘尼には五百戒とそれらに別があり、在家の中にも或は五戒、或は八齋戒、或は十善戒といふやうに區別がついてをりますけれども、今大乘では出家で

も在家でも皆同じやうに菩薩戒を受けて佛子となるのである。菩薩戒は元より佛性常住の戒であるから、人々具足して、一切衆生悉有佛性、すなはち同道同法同證同行なのであります。道とは三世に通じ十方に遍く、古に亘り今に亘り、變易なく増減なく、有情も非情も同じくこの中にあるところのもので、取りも直さず宇宙の眞理である。

この道は一々に法に依つて現はれるものであつて、法とは眞理の妙用を現はすところの準則である。君主の道は天地自然の法として忠となつて現はれ、父子の間には孝となり、夫婦の間には和となり、兄弟の間には友となり、柳には緑、花には紅、この法は佛にあつても増さず、衆生にあつても減せぬものである。

然るに、凡夫は顛倒妄想の見到捉へられて、迷執の苦海に沈淪するに至るのであるが、佛はこの迷執を離れ、妄見を脱して妙法を證られて、一切衆生のために道を説き現はし、己れと同じ知見を開かせやうとせられる、之を證といふのである。その佛の證を慕ひ、その説の如くに修行するのを行といふのである。この道法證行の四つは、皆是れ人々の分上にゆたかに具はつて居るのであるから、同道同法同證同行であります。

元來佛法の中に於ては、同道、同法、同證、同行であつて、草木國土も悉皆成佛、有情非情も同時成道といふときには、過ちも何も、全體説くべき過ちがないのである。我れと他と別々であればこそ、他の過ちを説くといふこともあるけれども、同證同行でありながら、同行者の過ちを説けば、即ち自分の佛性を傷けるといふものである。日本人が日本の過ちを外國に向つて説くが如きに至つては言語道斷の所爲である。家内の過ちを家内の者が説けば、矢張家内の過ちであります。世間の教へでさへ、例の父は子の爲に藏し、子は父の爲に藏すといふことがある。葉公が孔子に語つて、吾が黨に躬を直くする者あり、其父羊を攘んで子之を證すと言つた時、孔子は、吾が黨の直き者は是に異なり、父は子の爲に隠し、子は父の爲に隠す、直きこと其中にありと言はれたこともある通り、吾が子に過ちがあれば、父は之を他人に洩れざるやうに、竊に訓誨を施して、親の慈悲心を子の頭腦に泌み込ませる。また吾が父に過ちがあるときは、子たる者はそれを世間に知らさないやうに、折を以て懇篤に諫めるのが道である。然るに正義の前には私を挾まないなどと言つて、自分の父の私行を發摘いて、近所の者さへも知らなかつた父の行爲を、日本國中の人々に知らせるやうに、小説體に書き出して、親に背

いて赤の他人の貧民窟に入つて、名を衒ひ利を貪つて、私かに王公の如き生活を遂げてゐるやうな、不心得千萬な親不孝者の一代記を日本國の人々に知らせるだけでは物足らなくて、異國の人々にまで知らせるために、その親不孝の小説を英譯までするやうな逆狂せ者もあります。これ等の新らし屋には、子は父の爲に隠すといふやうな聖賢の深意が解る筈はありません。

同證 同行の御互は、皆是れ平等に佛弟子であれば、近くは未受戒の者に向つて、同行の過ちを説いて佛法の威を落してはならぬ。經にも「占筮の革は萎むと雖も、猶ほ諸餘の花に優れり、須らく其勝れるを見て、其缺けたるを守護すべし」と仰せられてある。たとひ未受戒の者より、佛法中の同行者の過ちを説くことがあつても、佛子たる者は慈悲心を以て先方の信仰を起さしめるやうに仕向けねばならぬ。梵網經にも「菩薩は外道惡人及び二乘の惡人の、佛法中の非法非律を説かむを聞いては、常に慈心を生じて、是惡人の輩を教化して大乘の善信を生ぜしむべし」と示されてある。

また、諸法無行經には「若し破戒の人を見れば、其過惡を説かずして、當に彼の人久しからずして亦道を得んと念すべし」とある。たとひ今は一旦の誤ちにて戒を破ることがあつても懺悔するときは直に道に入ることには出来るものであると念すれば、罵詈の言語は口に出るものではない。ただに他を譏謗せざるのみならず、善事を見れば之を賞讃せねばならぬ、それがすなはち戒徳を増長せしむる所以のものであります。涅槃經には「彼の衆生全く善の讃すべきなければ、當に佛性の善を念じて之を讃嘆すべし、其過ちを説いて以て自ら其心を汚すこと勿れ」と仰せられてある。人々悉く具有して居るところの佛性は、元より善なるものであるから之を讃嘆することは忌むことは出来ぬ譯である、若しもこの佛性を誇るならば、自ら己の心を汚すと申すものであります。

かくの如く一應は未受戒の者に向つて、佛弟子たる者が同行者の過ちを説くことを戒められたのでありますけれども、先きにも擧げたやうに、有情非情同時成道といふ上からは、日常倫理、道徳の心得に於て、この戒めを守らねば、人間世界の共同生活を圓滿に遂げることは出来ませぬ、明治天皇の御製に

よしあしを ひとのうへには いひなから 身をかへりみる 人なかりけり
と仰せられたるやうに、己れの脚下を照顧する人はなくて、他人の善惡のみを批評するもので

ある、千里の遠きを見る眼でも、自分の上に一寸も距らざる眉毛を見ることの出来ないのが常習である。

兎角、人は己れと位置が相並んで、利害に關係のある間柄では、相手の缺點を模索し、その過ちを擧げて説きたがるものであります。彼の韓退之が原毀の文に書いてあるのを見ても、能く人情の機微を穿つてある。若し人に向つて某は良士なりと誰か一人の男を褒めると、之に應ずる者は必ず其與なりで、仲間同士の者でなければ賛成しない。然らざれば褒められた男を怖れてゐる者であるか、又はその人と何等利害の關係なき者である。この三人の外の者ならば某は良士なりなどと褒めたならば、強き者は詞に顯はして怒り、弱き者は色に顯はして怒ると韓退之は書いて居る。

他を罵言したり、批難すると、直に共鳴者が出来なければ、若しも賞讃したならば、それを聞いて不快の感じを起すのが凡情の常である、韓退之は男子についてその弱點を論じたのでありますけれども、他の長所を忌み、嫉み、妬み、妨げるものは、實際に於ては男性よりは却つて女性の方に多く持つところの通有性ではないかと思はれる。これは全く女性の方には、愛

の力が強烈であるから、冷靜なる理性で判断し矯正することが出来る場合に、愛が偏頗に力を持ち上げるに由つて起るところの弊でありませう。古より上下に通じて女性のために動亂の起つたことは夥多しいものである。女性は戦争には出ないものであるのに、古來戦争は女性から起つたことが多いのであります。

平安朝顛覆の動機ともいふべき保元の大亂は、申すまでもなく鳥羽上皇が中納言藤原長實の女なる得子を納れて女御となし、美福門院と稱して政事にまでも立觸り、寵愛無比であるために、自分の生んだ子を立てやうとして鳥羽上皇に請うて崇徳天皇を廢せられたるにより起りしことは、皆人の知るところであります。また鎌倉時代に仲恭天皇を廢し後鳥羽院を隱岐に、順徳院を佐渡に、土御門天皇を土佐に流し奉りし承久の亂の源は後鳥羽院が寵妓の龜菊に攝津の長江と倉橋の二邑を與へんとしたのを鎌倉幕府が應ぜざりしに基くのであつた。

また足利時代に、京都を殆んど焼き盡したる應仁の亂は將軍足利義政が、贈左大臣重政の女なる富子を納れて之を寵愛し、そのために聰明を掩はれて富子の生める子を立てんとし、養子の義視を疎んじたので、茲に細川勝元、山名宗全の對戦となつて遂に十一年間、京都を兵火の

巷と化してしまつたのであります。

其外大名、小名の御家騒動といふもの原因は、悉く女性の愛の力が偏頗に横溢したる結果であるとして申してもよいからであります。日常に女性の御方々はこの愛の力が反逆して、他の過ちを説く罪に陥ることが多いのである。

凡そ反目して攻撃の仕合をするのは、皆大抵位置の相並ぶ同類の者である。天井で鼠が騒々しく追ひ廻し喧嘩をして居るのは、決して鼠以外の動物と戦つて居るのではない。必ず鼠同志のいさかひであります。屋根の上で猫が徹宵喧嘩をして居るのも、猫以外の動物と争ふてはる。必ず猫仲間である。また路傍で犬が噛み合ひして居るのを見れば、犬と犬との喧嘩である。牛は牛同志の衝き合ひ、馬は馬同志の噛み合ひをして居る。

人間はまた人間でなければ喧嘩するものではない、犬や猫と眞劍勝負などする筈はありません。その人間でも利害關係の更に相與からざる人と人とは喧嘩はない、先年の歐洲大動亂も戦端の崩せるところは、最も利害關係の厚い親戚の國と國との戦ひから、雙方の國と國とに、亦關係の密な國から國へと關聯して、遂に曠つた未曾有の大戦亂を起したのである。

職を同じうするとか、業を共にして居る者同志が互に喧嘩を始めるものである、呉服屋は呉服屋と、酒屋は酒屋と、餅屋は餅屋と、菓子屋は菓子屋、兎角同職同業の者が互に缺點短處の發掘き合ひをするものである。一國の上流に位置を占め、最も神聖なるべき立法院に立つ代議士の方々でさへ、政黨と政黨との權力の争奪に見苦しい聞き苦しい騷擾を醸すのである。馬鹿ッ、野郎、黙れ、引込め、畜生、泥棒、あらゆる下卑た劣等の語を連呼し、果は撲つ、擲る、是が帝國の選良かと思へば實に涙は痛腸より出るではありませんか。

説過せしむること勿れ、亂道すること莫れ、の戒文はこれ等の蠻的代議士達の頂上から打ちこまねばなりません。

この通り、過ちを説いて相争ふものは、必ず同志同類のものである。人間は人間同志といふ中にも、男子と女性の兩性に分れるが、男子が女子と争ふのは、犬も喰はぬ夫婦喧嘩位のものであつて、普通は男子と女子の喧嘩はないものである。ただに人間ばかりではない、犬でも猫でも雌雄が争ひをするものではない。それゆゑ争ひを生ずるのは、男子は男子と相争ひ、女子は女子と喧嘩するの外はないのである。これすなはち嫁と姑の不和合を來すところなのであり

ます、嫁は姑の缺點を見てその過ちを説き、姑は嫁の短處を探してその過ちを説き、この戒法に背いた家庭となつてしまふのである。

全體人の悪いところが見えるのは、己れの眼のつけどころが悪いのである。眼のつけどころが悪くては、如何によいものでも善くは見えないものであつて、牡丹や芍薬のやうな美しい花でも、眼のつけどころによつて美しく見えないものである。全體に花は熱と光の力をからねば開くものでないから、總ての花は皆太陽に向つて開くのである。それゆゑに己れの眼を太陽の位置に据ゑ、上の方から花を見れば、その花の正面が己れに向つて居るから美しいのである。若しも花を上の方に置いて下から眺めたならば、花の裏が見えるから見苦しいものである。

人に面會するにも、その人を正面から見れば好男子にも美婦人にも見えるけれども、下から眺めたならば美しいものではない。試みに樹登りして居る人をその真下から仰いで見れば甚だ奇怪千萬な缺點が見えるものである、古人はこれを樹下底一場の懽懽と言はれたことがありますが、役人でも上官になればなる程、部下の者から穴を見つけ出されるものである、役人の最上級は總理大臣であります、立憲政治が行はれてより以來、我國でも總理大臣までに昇つた人

にして、國民全體から賞讃せられた人は恐らく一人もありません。

口に筆に餘りに攻撃せられたがために原敬氏の如きは、無分別な一青年の兇刃に斃られたのであつた。しかしながら總理大臣よりも猶ほ上の恐れ多くも陛下の御位から、一視同仁の聖眼より見下したまへば

つみしあらば 朕をつみせよ 天つ神 たみはわがみの うみし子なれば

との大御心の如く、絶對無上の御一人より樹はせたまふた時には、日本國中に悪人とは一人もないのである。普天の下王土にあらざるなく、卒土の濱、王臣にあらざるなし、陛下の御足跡の印するところ、木にも光あり、草にも光あり、山も輝き河も輝き、慈風仁雨に浴せざるものはないのであります。

大聖世尊が、開發悟道、無上正等正偏智を得させられ、無上尊の御位置より一切衆生を見せなはせたまふときは「奇なる哉、奇なる哉、一切衆生は皆悉く如來の智慧徳相を具有す」と。衆生の佛性を見抜かせられて涅槃經にも「佛性等しきを以ての故に、衆生を視ること差別あることなし」と仰せられてある。この大慈大悲の御口より「今此三界は皆是れ我が有なり、其中

の衆生は悉く是れ我が子なり、而かも今此處は諸の患難多し、唯我れ一人のみ能く爲に救護す」の獅子吼は實に止むに止まれぬ佛の現はれであります。

總ての花が太陽の熱と光に由つて開き、悉く太陽に向つて居るやうに、一切衆生は皆如來の慈愍力に由りて生命を得て居る、「阿耨達池の四大河を出すが如く、如來も亦爾り一切の生命を出す」と。また「如來は慈母たり、衆生を育す、普く衆生に大悲乳を飲ましむ」と涅槃經に示されたるが如く、悉く花の太陽に向ふが如く、一切衆生は如來を仰ぎ、如來の御位置より御覽遊ばせば惡衆生とはないのである。

ただに生とし生けるもののみでなく、無上尊の御眼には、草木國土も悉皆成佛であり、有情非情も同時成道でありますから、木にも草にも山にも河にも、悉く大光明、塙壁瓦礫も佛事となすに至るのである。すなはち如來の慈眼には一人の惡衆生もなく、一介の惡國土もなく、十二處閑、影響を亡じ、三千界淨光明を放ち、觸向對面寂光土ならざるはないのであります。それゆゑにお互が眼のつけどころを間違へないやうに、慈悲の座に坐し憐愍の眼を以て上から下を見下ろせば、他人の過ちは見えないのである。赤い眼鏡で見れば木も草も赤くなり、青

い眼鏡で見れば山も河も青くなる。

自分の識見を劣下し、餘りに下の方から世の中を見れば、他人の弱點や短處ばかりが見えるのである。桃水和尚が「如是生涯如是寬。弊衣破椀也閑々。飢餐渴飲只吾識。世上是非總不干。」と詠せられたやうな禪生涯は、容易に獲得せられるものではありませんけれども、佛戒を受け佛弟子の身となつたるお互は、常に慈悲の座に坐して、吉野の上から櫻花を見るやう、月ヶ瀬の山の上から梅花を見るやう、總ての人の缺點や短處ばかりを見ず之を賞し之を讃して、平和圓滿なる生活を遂げたいものではありませんか。

第十六座

不 説 過 戒 (下)

わがやどに 養ひおける犬だにも うち罵りて、責めじとぞ思ふ

この不説過戒も不妄語戒と同じく、ただ上口のみの説過でなく、身業の説過もあれば意業の

説過もある譯であります。慈雲尊者は「若し内に輕躁の心、矯慢の心あつて、他を看ること禽獸の如くなるを意業の犯とす。意氣揚々として鷹の衆鳥を凌ぐが如くなるを身業の犯とす」と示されたのは、實に能くその犯相が現はれて居ります。

口業に於て説過するところの戒相は「下賤なる者を下賤といひ、愚癡なるものを愚癡といひ形不具足なる者をかたは者といふ類、盡くこの戒の違犯ちや」と申されたのは今も昔も人情に變りはないもので、天然痘に罹つた者に向つてあばた面といつても怒るが、跛者に對して跛者と言つても機嫌が悪い、低能の者を捉へてこの馬鹿野郎とでもいへば怒つて亂暴する位は珍らしくない。乞食に向つて乞食と言つても氣持を悪くするし、盜賊を捕へて泥棒と罵つてさへ嫌がるのであるから、悪いところは實際に有のままを言つても矢張り罪である。

また「若しくは上等の人を中等に言ひ、中等を下等に言ひ下し、ひきこなされぬ人をひきこなしていふ類は、この戒の増上慢ちや」とあるが、現在の己れ的位置よりも等級を上に見られるのは、誰でも喜ぶものである。吾々の境界でいへば、お小僧が他より長老さんとも呼ばれたり、長老が和尚さんとも呼ばれたならば、嬉しまぎれに返事を覺えず重ねて三つ四つもハ

イ〜と答へるかも知れないが、若しその反對に長老が他から小僧呼ばはりでもされたならばフンとも答へるものではない、政治家でも教育家でも、官吏でも商人でも、如何なる人でも、己れ的位置を引下けて呼べば必ず怒るに相違ない。

「若くは種類を擧げて輕躁なる者を猿に比し、暴惡なる者を豺狼に比し、愚昧なる者を蟲蟻に比して毀替する類は、もつとも甚しきことぢや」とは、細かなるところまでの御垂訓である。賢愚經の中にも出て居ります。昔年少の比丘が或時一人の羅漢が渠水を跳ね越えて渡るところを見て、あのさまは獼猴のやうだと嘲つたがために、その比丘は死後に獼猴の身を受けたとある。同じ賢愚經に、過去の世に音聲の好い比丘があつて己れの聲自慢のところより、同寮の惡聲の比丘を誹謗して、狗が吠えるやうだと惡言を吐いた報いによりて、五百世の永い間は狗の身を免れることが出来なかつたとある。

他を罵る時には、己に自分が自身の佛性を傷けて、佛心を失つてゐるのである。怒つた時は佛心どころではない、そのまゝ惡鬼になつてゐる。他を謗つて猿と呼ぶ時、自分が猿になつて居るのである。他を呼ぶに犬といふ時は、自分は犬になつてゐるのである。下層社會の親達か

裏店で口汚なく我子を怒鳴りつけて、「この餓鬼めツと言つた時は其母が餓鬼になつてゐる。こゝん畜生奴ツと叫んだ時の母親の眼附から態度は、宛然畜生になつてゐる。それに反して慈愛なる母親が、優しい聲で坊や」と言つた時は、全く母が坊やになつてゐるのである。

無上尊なる如來は衆生を見て汝畜生とも、汝餓鬼とも仰せられたことはない、如來の慈眼には衆生の佛性を見たまふの外はないのである。人間界を救ひたまふ如來は、人間の如來となりて人間に同じられるやうに、畜生界に臨みたまへば、如是畜生發菩提心と、直に畜生の菩提心を看破して、即ち畜生の如來となつて、悉く佛心を成就せしめられるのであります。

お互が慈悲の座より如來眼を以て見れば、たとひ愚昧なる者を見ても、之を蟲虻の如くに見たり、輕躁なる者に接しても、猿に比して嘲つたり出來るものでない。衆人の尊い佛性の光が己れの佛性と交映契合して自然に慈悲に充ちたる愛語が溢れ出るのである。

法華經の常不輕菩薩の因縁は、ここに深甚なる意義があるのであります、過去無量劫の時に威音王と名づくる佛あり。その威音王佛の滅後、像法の中に常不輕菩薩とよぶ比丘があつた。

この比丘は學問もなく讀經もせず、ただ人に會へば貴賤智愚の分ちなく、之を尊重して道途に

禮拜し、吾れは汝を輕んぜずして汝を敬ふ。汝等は皆當に作佛するであらうと。至誠を色に顯はし讚歎して居つた。四衆の中には之を見て惡口罵詈して、この無智の比丘何れの處から來れる。我等は汝の虛妄の授記を要とせずと、或は杖を以て比丘を撲ち瓦石を以て投げつけると、比丘は遠く逃げ去つて、また其等の人々に向ひ、高聲に「汝等々皆當作佛」と言ひながら禮拜してゐたといふ。

この比丘が命終の時、虚空の中に威音王佛を見奉り、六根淨の功德を成就し、更に壽命を増長したと、經中に説かれてある。

此の法華經の物語りを慈雲尊者は、此等の文、敎家の中には人々家々の解了淺深もあるべきなれども、釋義は且く措いて直に經意を見よ。衆生に佛生あることを知れば、禮拜尊重すべし。佛性を尊重すれば、其の眼には唯是れ佛性のみじや、元來世間に一衆生として凡夫といふ者を見ぬ。此佛性威音王佛は此空中に顯はれねばならぬ。此威音佛が自性空の中に顯はるれば生なく、滅なく、壽命延ぶることを得べし」と言はれ、人々が一切衆生の佛性を讚歎して、一箇の常不輕菩薩となれば、罵る者は罵るに任じ、打つ者は打つに任じ、虚空に去來なく、生滅なく

取るべきもなく、捨つべきもなく、憎むべきこともなく、愛すべきこともなく畢竟見來たれば過ちの説くべきも、亂道すべきもあるものではない。言ふこと語ることは、悉く法性隨順の愛語のみとなるのであります。

然るに諸佛の法門には、折伏と攝受の二門があつた。猛獁の言辭を以て呵責し、神道變現にも猛利の言を以て外道を降伏するの類を折伏といひ、布施、愛語、利行、同事を以て上中下を導くを攝受といふ」とあつて經中にも、愚癡の比丘を呵して、啞爭僧と呼んだり、また、大迦葉尊者が、阿難尊者を呵して汝年少の比丘と言はれたり、梵網經には佛戒を受けざる者や、佛戒を犯せる者を呵して、畜生に異なるなし、木頭に異なるなしとあるが如きは、皆是れ佛知見を開かしめるための慈悲心から出でたる折伏の類であつて、惡口に似て惡口にならざるものである、世間に於ても國法を犯した者や不忠不義の輩を懲戒するのは、佛法中の慈悲心と願心と相應するからそれを破戒といはないのであります。

今、菩薩戒相續の佛弟子は、たとひ世間の共同生活を遂ぐる上に於ても、日用光中他人の善事を認識し、すなはち佛性を看破して、それを賞しそれを讃して、他の過ちを説き、惡言粗

語を吐くことなく、常に愛語を以て人に接するやうにせよとの戒めであります。前に攝善法戒の席で、芭蕉翁が大和の孝子を賞して、人の美を見たと言つて喜ばれたる話をしたのであつたが、翁の一生の俳句は、悉く愛語の結晶と申してもよいのでありませう。

芭蕉翁桃青は、伊賀國柘植村の人で俗稱は松尾甚七後に忠右衛門と改めたことがある。正保七年の生れで一度は官に仕へたこともあるが、退いて深川の芭蕉庵に隱遁し、俳偕正風體の開祖なることは皆人の知るところであります。翁は天地自然の裡に逍遙して、常に人情の美を認められる人であつた。門人等に對しても親情が溢れてゐる。あの不實なる通路を却つて慇懃だくらゐの人であるから、忠實なる杉風をいつくしむことは格別に深く、杉風が耳を病んで聾を患ひて居るのを悲しみ、特に同情を寄せられて翁がアノ千變萬化、自由自在の俳句の中にも「聾」といふ字だけは、一生の間一たびも用ひられなかつたのみならず、其門人等に向つても、聾といふ字だけは用ひて呉れるなど深く戒めたといふに至つては、その人情の濃厚なるに泣かされるではありませんか。翁は江戸の小田原町に居た頃は、祐天上人に歸依して、朝夕に上人を訪ふほどに、親しい道交を結んでゐたのであつた。然るに其後、什麼した譯か、更に上人の

許を訪れなくなつたので上人の方から數多の使者が招きに来たので久し振りに訪問すると上人はなつかしさに堪へざるさまにて、何故久しく参られざりしかと尋ねられると、翁は莞爾と笑ひ、それは上人が過ぐる頃、一人のお弟子を放逐せられたと承りましたから、餘りの無情なるお仕打と心得、信仰も歸依もさめ申したから、訪れることを止めましたと答へると、上人の仰せには、それは弟子が僞筆の名號を世に行ひたるにより、其罪輕からざるを以て絶門に及び申したと。

すると翁は上人に向ひ「一旦の過ちは擧げて言ひ難きもの、且、名號を世に弘むるは、即ち教道興隆の建立と申すべきもの、たとひ僞筆たりとも、名號は尊ぶべきものであり、殊に僞筆する御弟子こそ上人の寶なれ、人一人を癢つることは惜むべき大事と申すべし。今まで上人を尊敬せしは我が愚なるの致せしところ、我も聊か教道の建立に心を寄せ居るものなるに、何故に詳しく諮られざりしか、我が上人を訪れざりしは、正しくこれが爲め」と逐一事情を物語られた。

この時上人は潸然として涙を垂れ「如何にも我が過ちと申すもの、貴所の溫潤なる愛語には實に今更慚愧千萬である」と仰せられ、それより先きに放逐せる弟子を許して、舊の如くに愛せられたといふことであります。

高祖承陽大師は、殊に愛語を高唱遊ばされて、慈愛の心を發し顧愛の言葉を施すなり、また徳あるはほむべし、徳なきはあはれむべしと仰せられ、御身自ら有情非情一切の事物に愛語を用ひさせられました。正法眼藏の示庫院文は格別御丁寧で、齋僧は法は敬ひを以て宗となすと仰せられて、臺所の調度の品物に向つてさへ愛語を用ひるやうに垂誨せられてあります。粥飯に對しても「粥をば御粥と申すべし、朝粥とも申すべし、粥と申すべからず、齋をば御齋と申すべし、齋時とも申すべし、齋と申すべからず、よね(米)しろめ(白)まるらせよと申すべし、よね(米)つけ(搗)といふべからず、乃至御菜の御料のなにも(何物)えり(擇)まるらせよと申すべし、菜えれと申すべからず、御汁のものまるらせよと申すべし、汁に(煮)よと申すべからず」云々と、如何にも御鄭重である。みなかくの如く敬ふべし、不敬はかへりて殃過をまねく功徳を得ることなきなりと戒められてあります。

笠置の解脱上人は、お膳の上にある食物には、一々御と様とをつけて頂かれたさうである、

お蘿蔔様、お胡蘿蔔様、お豆腐様と合掌して禮をせられ、然る後に頂いて召し上るから、餘りに丁寧も程のあるもの、牛旁や椎茸に向つて様をつけられるのは如何なものでありませうと、お弟子の一人がお問ひ申すと、上人はこれに對して示されるには、今の世に眞實に様をつけられるものは大根や人參の如きもののみであらう、人間は人間のやうに、檀那は檀那のやうに、百姓は百姓のやうに、役人は役人のやう皆それ／＼そのもののやうにして、少しも道に外れたことがなければ、檀那のやうなのを檀那様(やう)と呼び、役人のやうなのを役人様といふのであるが、残念なことには人間は兎角に人間の様な行ひをせぬ者が多いが、大根や人參は少しも其道を外れず、大根は大根のやうであり、牛旁は牛旁のやうであるから、眞實に様をつけて呼ばれる資格を具へて居るのは、大根や牛旁の如きものであるといはれたさうであります。

草や木に對してさへも愛語を使ふ位の者なれば、鳥や獸にでも優しい言葉が出るに相違ない。鳥や獸に向つてさへも優しい者は、人に交つて慈愛の言語を使ふに極つて居ります。『しるべし愛語は愛心より起る、愛心は慈心を種子とせり』と高祖大師の御示しにある通り、佛性常住の慈悲心より愛語は現成するのである。

下總國飯沼の弘經寺といへば、淨土宗に於ける關東十八檀林の一であるが、この寺に住持となられた近代の名僧、梅痴上人といへば、學徳兼備、殊に詩人としても其名聲は噴々たるものであります。弘化三年に臺命を奉じて、此弘經寺に移られた時

垂老由何報ニ太平。

朝恩叨被紫衣榮。

謾言悟道現三昧。

自笑詩坐窮半生。

繞屋松篁多ニ美蔭。

馴階鳥雀足ニ歡聲。

桑門官的眞虛貴。

慚愧公卿謬識名。

と詠じたほど脱俗の高僧である。

官寺のことであるから、何事にも幕府の役人が干渉し保護して居たのであつた。或年のこと伽藍普請の際に例の如く幕吏が派出して、工事の監督をして居たが、一日幕吏の一人が俄に梅痴上人に面會を求めて來たので何事であるかと思ひ、求めに應じて直ちに面會すると、幕吏は色を爲して上人に向ひ「只今作事を監督するに當り、庫裡の床下を検したるに、精進齋であるべきこの清淨なる道場に、意外千萬にも魚骨が散亂して狼籍を極め、臭氣も粉々として鼻を

突くほどである、これ必ず當山内に破戒の僧が居るに相違ござらぬ、速かに詰問して罪を幕府に請はれたい」と教圍いて迫りつめた。

すると上人は破顔一笑聲を和らげて、「サテ、今時の若い者等は役に立たぬ奴ばかりであるわい、俺などの若い頃は、魚の骨や頭は残らず喰つてしまつたものであつた。齒のよい時には煮て居た鍋までも、ポリポリ嚙み割つて吞却したもので、骨や臭氣など残して置いて、俗人ばらに嗅き出されるやうな間拔けた眞似はせなんだが、イヤハヤ世は末になつたわい」と言はれたので、さすがの役人もあきれて物が言へず、去つて其事を上官に上申したが、上官もまた笑つて敢て罪に問はなかつたので、其場はそれで事なくすんだ。

後に上人は竊に一山の大家を呼び寄せて、潜然として涙を流し、役人に對する始末を物語り「俺も此齡になつて、誠に忘はしいことを口にして、汝等を救ふたのであるが、汝等も佛性があるならば、今より悔悟して、必ず再び犯して呉れるなよ」と恰も慈母が赤子に言ひ含める如く諄々として聲を和らげ懇切に諭されたので、一座の破戒僧等は慟哭して罪を謝し、以後を誓ひそれよりは一山悉く行持綿密なる修行僧のみになつたといふことであります。

是等も上人が其破戒僧等の過ちを説かず、慈愛の心を發して願愛の言語を施されたのである。すなはち眞綿で頸を締めるいふ諺の如く、堅い言葉より柔らかなる言語の方が効能が多いのであります。老子も「天下の至柔は天下の至堅を馳聘せしむ」とか「天下の柔弱は水より過ぎたるはなし。而して強堅を攻むるもの之れに能く勝つこと莫れ」とか言はれてあるが、如何にも天下の柔かなるものは水であり、天下の堅きものは石であるが、海岸の吃立した岩石が、柔かなる水に毎日甜められて居る箇所は、鑿れてしまふものである。老子は猶「弱の強に勝ち、柔の剛に勝つことは天下知らずといふこと莫れども能く行ふこと莫れ」と説かれてあるが、人の身體で考へて見ても、先づ口の中で何が一番堅いかと言へば、言ふまでもなく齒である。柔かなるものは何かといへば舌である。その舌と齒とは、何れが強いかと申せば、齒は強さうではあるけれども、存外に弱いものであつて、再生の齒であるのに、六七十歳にもなれば大抵抜けてしまふ。實は六七十歳までも待たず、血氣盛りの壯年者が、洒落も半分位はあらうが金齒をピカ／＼光らさない者は殆どないやうである。然るに舌の方は老年になればなるほど、却つて達者になるやうである。姑婆さんが嫁の穴を探してペラ／＼饒舌らぬ者は甚だ少い。舌はな

かく衰へないものであつて、手足も弱くなり眼も薄く耳も遠くなつても、舌だけは相變らず働いてゐる。よくよく衰弱して死期が近くなつても、最後の水まで甜めるのは舌である、人の身體中で一番柔かなる舌が、最後の勝利に誇る強者であるところを見ても、柔よく剛を制することは分明であります。

お互は、同證同行の身の上であるから、一切衆生、蠢動含靈、皆一佛性なることを觀じて、説過亂道の罪を造らぬやうに心懸けねばならぬ。華嚴經に「佛子、惡口の罪、亦衆生をして三惡道に墮せしむ、若し人中生るれば二種の果報を得、一には常に惡聲を聞き、二には言諍訟多し」と説かれてある。他を罵詈譏すれば、この果報を免れざるは當然であります。更に慈雲尊者は「能く此戒を護持する者は、君臣の名分分明にして、しかも臣庶を侮らぬぢや、小心翼翼として一日より一日を慎む、男女位定まつて、而かも婦女子を侮らず、閨門の間も常に禮節あるぢや、父子、兄弟、位定つて而かも子弟を侮らず、家門常に脩ふ」と示されてある。君臣父子、夫婦、兄弟、互に侮らず誇らず大義名文は分明にして日星の如く、山は突兀、海は漫々國は治り家は齊ひ身は修り心は正しく、日々好日の信仰生活を遂げ得らるるのは、皆此戒の露

堂々と申すべきであります。

第十七座

不自讚毀他戒 (上)

乃佛乃祖、盡空を證し大地を證す、或は大身を現じて空に内外なく、或は法身を現じて地に寸土なし

この戒は名利のために、己れの徳を擧げて、他人をば毀謗することを戒められたのであります。自讚毀他を釋すれば、己れが徳を顯揚するを自讚となし、他人を恥辱するを毀他と爲し、また讚と毀とは、徳なきに自ら擧ぐるを讚となし、過を越えて他を辱かしむるを毀となすのであるので、その意味は解ります。

一應は出家の人達が、説法講談する上に於て、名利を貪求して、自を揚げ他を貶すことを制せられたのであるが、それも己れの所説が正しく經論に符順して相違のないものなれば、それを決定徹底するがために、他人の所説が邪義と定まればそれを對破するのは、即ち破邪顯正と

申すものであるから、元より悪事ではない。しかし乍ら佛法は、聞思修の見解が深くして、全く道理に通達したる正師家善知識なれば、正と思ふが實に正にして、邪と思ふが定めて邪であるから破邪顯正の辨は眞實の破邪顯正であるけれども、この聞思の慧も成就せざる底の淺見者流が、己れの世智辨聰を以て、僞似の法義を建立し、自ら認めて正と爲し、却て正説を邪法と思ひ、自ら邪説を主唱して他を攻撃するのは邪正反倒するもので破邪顯正とおもふと、翻つて破正顯邪の魔説となつて、人を惑はすのでありますから、この戒を犯すこととなるのは勿論であります。

また近來は一種變態の自讃毀他が佛門の中にも行はれるやうになつて、寺院の中で生れ、三寶物に養はれ法施に報いられた財施物を資本として學問をさせて貰つた佛弟子の身でありながら、筆に任せて、佛門中の非行をあばき、先づ自らの親の不正から知己友人の弱點短處を世に發表して、我れこそは何上人以來の名文家である、宗門を革新し廓清する先覺者であるなど、誇り顔する犯戒者も出てきましたのは實に歎かましいことでもあります。

戒文には乃佛乃祖、盡空を證し大地を證す、或は大身を現じて空に内外なく、或は法身を現

じて地に寸土なしと示されてありますが、佛祖の御境界には自他はない、いや無い譯ではないけれども、盡空を證した大身であるから内外がなく、大地を證して法身であるから寸土がないのである。自といひ他といつても、我は自であり、人は他であると思つて居るけれども、人の方から言へば我は他であり人が自である、畢竟するに自と他とは定まれる法はない。佛祖の御境界からは、自と言つても他に對しての語でなく、他と言つても自に對しての語ではない。「盡十方界自己の光明」とも、「盡十方界眞實人體」とも言ひ、また「十方界土中唯有一乘法」とも「如來常住無有變易」とも或は「盡大地沙門の一隻眼」ともいふ場合もある。凡夫了見の我といふものを離れさへすれば、聖人に己れなく己れならざるなし。我がなければ己れならざるものはないから空に内外はない。我がなければ相はない、無相は法身である、法身は毘盧舍那で法界に周遍して居る、盡法界が法身で唯法身のときには地に寸土もないのであります。それゆゑ佛祖の自己といふのは、凡夫迷執の自己でなく、我を離れた脱落の自己である。「佛法を習ふといふは自己を習ふなり、自己を習ふといふは自己を忘るるなり、自己を忘るといふは萬法に攝せらるるなり。萬法に攝せらるるといふは、自己の身心及び他己の身心をして脱落

せしむるものなり」のお示しの如く、自己も他己も身心共に脱落して内外玲瓏、無礙自在の境地に到れば恐れ多くも「あさみどりすみわたりたる大空の、ひろきをおのが心ともがな」と詠ませ給ひたる明治天皇の御襟度のほども、何となく偲び奉ることが出来るやうであります。這裏に到れば自の讚すべきも他の毀るべきもない、一切萬法同時成道であれば、自も他も共に人々具足箇々圓成で、不足もなければ過剰もない、自慢するといふのは一方を知つて片方を知らぬから起るのである。手が握れるのを足に向つて自慢するのは、足の方には手に出来ざる歩ける能のあることを知らないからである。眼が耳に向つて自慢するにも及ばず、耳は鼻に對して誇るにも及ばぬ。盡空を證し大地を證したる、大身法身は取りも直さず不自讚毀他、脱體現成であります。達磨大師の一心戒文にも「自性靈妙法平等法中自他を説かざるを不自讚毀他戒と名く」とある。徒らに名聞利養を貪る淺ましい根性から、自分を稱揚し他人を毀謗して、自他隔異の妄見に墮するのである。

しかしながら人々具足とか箇々圓成とかの語を丸呑みにして自己即ち佛法である、我はこのまま佛法の全體である、我を離れて佛法はないものであるなどと思ふならば、これまた己見我

慢の結晶であつて、自讚の犯戒を免れないのである。昔支那で法眼禪師の會下に玄則といふ和尚が三年も修行してゐながら、ただの一度も佛法の道理を參問したことがないので、禪師が或日のこと玄則に向つて、汝は我が座下に錫を掛けてより己に三年を経たるに、まだ一回も佛法を問ひ持ち來らぬが、何れかに於て一大事を明めたのであるかと尋問せられると、玄則は之に答へて自分は曾て青峯老漢の爐竈に投じて、如何なるか是れ學人の自己と問ひしに老漢が「丙丁童子來求火」と答へられた、この一言下に於て自分は己に漆桶を打破し、自性を徹見して大事を明め、安心の境に達して居りますから、別に禪師に參問の要もありませんと云つたので、法眼禪師は如何にも青峯老漢の答話は一語の非難すべきところもなく、十成底の一句であるが汝は恐らく其深意を領得しては居ないであらうと申されますと、玄則は自分の領解を述べて、この語の趣味とは別義にあらず、丙丁童子とは火の神のこと、火の神が火を求めるとは銘々が心を以て心を求めるといふことであるから、學人の自己と、問ふ自己が直ちに佛法であつて、佛法が佛法を問ふも同じで、自己即佛と合點して居りますと自慢らしく述べ立てると、法眼禪師は果せるかな、汝は青峯の答が領解つて居ない、そんなことでは佛法は夢にだも知れては居な

いぞと一喝せられた、すると玄則は怒つたも怒つた。憤然として法眼山を去つて出たが、途中でふと氣がついたのは、禪師は今の天下に於て、四百餘州の第一人者といはるる善智識であるから一喝せられるにも其處に何物か深甚の意義があるのではあるまいか、その底意を質さずして、ただ漫然と此處を去つては所得がないと思ひ返して、また引き返して、法眼山に登り禪師に向つて「如何なるか是れ學人の自己」と問ふた處が、禪師は之に答へて「丙丁童子來求火」と言はれた、その言下に於て玄則は豁然として省悟したのでありました。

前の青峯老漢の答話と一言一句も違はないのであるが、機縁が熟せなければ、這箇の田地に到達することは出来ないであります。青峯老漢の用ひた竹刀も法眼禪師の使つた竹刀も、竹刀は何れも同じ竹刀であるけれども、玄則の局處に適中して痛痒を感じるときと然らざる時があれば止むを得ないことでもあります。玄則が今の今まで、自己即佛と執着して居たところの自讚の漆桶を打破して、すなはち盡空を證し大地を證する境地に到達したのであります。

この戒を犯すのも名聞や利養を求め、他より恭敬せられんことを欲するのは、畢章貪欲の旺盛なるものであり、また何等別に求むるところがあるのでなくして、嫉妬より起る自讚毀他

であります。これはつまり瞋恚の窠窟に陥るのであります。かくの如く貪欲、瞋恚を起して戒を犯すに至るのも能くその基因するところを思つて見れば、自己を知らず、他人を知らず、自己の定まれる眞實人體を知らざる愚癡から起るのであります。

不酤酒戒の席上でもお話ししたことのある拊尾の明恵上人が、人常に曰く「物をよく知れば橋慢起るといふこと心得ず、物をよく知れば橋慢起らね、橋慢の起らぬはよく知らぬにこそ」と申されたことがあるが、實にこの御垂誡の通り、眞實に事理に通達して、修養の出來上つた者には橋慢の心は起る筈はない、百萬長者が非人や乞食に向つて自慢する譯もなし、學校の先生が生徒に對して橋慢の心を起す筈もありません。一知半解、少見寡聞の輩が自慢高慢をするのであります。

明恵上人といへば北條氏に對して治國の要道を説示せられたことは、誰しも思ひ浮べてその高德を追慕することでありませう。北條泰時が、彼の承久の大亂の後を承け、義時に繼いで執權職となつても、我不肖蒙昧の身たりながら、辭する理もなく政を掌り、天下を治めたることは、一筋に明恵上人の御恩なりと言つてその來由を泰時自ら物語りをして居る。

或時法談の序でに如何なる方便を以てか、天下を治むるの術候へきと尋ね申したるに、上人の仰せらるるには、如何に苦痛顛倒して悩み叫べるほどの病者にても良醫が是を診てこの病は寒より發りたりとか、或は熱に犯されたりとか、その病の發りたる根源を知つて、然る上に藥を與へまたは灸を加ふれば、病は忽ちに癒ゆるが如く、國の亂れて治り難きは何物が侵す故と先づこの根源を窮め知り給へ、さもなくして徒らに賞罰を行へば、いよく人心は姦惡となりて人々恥を知る者なく、前を治むれば後は亂れ、内を宥むれば外より恨む、されば世の治る道理なし。是れ妄醫が寒熱の病根を辨へずして、たゞ苦痛ある箇所にのみ、病者の願ひにまかして妄りに灸し、妄りに藥を與ふるが如く手を盡して治療を施すといへども、發病の根源を知らざるがゆゑに、病惱は益々つるが如きものなるぞ。

世の亂るる根源は何より起るぞといへば、ただ欲を本とするものにして、この欲心が一切に遍して、萬般の禍となる、是れすなはち天下の大病とこそ申すもの、この大病を療せんと思はゞ先づこの欲心を去たりまへ、若し然らば天下は令せずして治まるものと。

泰時これに答へて「如何にも欲を去るの一時こそ、最も肝要なることは承知いたせしが、我

が、身ばかりは心の及ばんかぎり此旨を堅く守るべしといへども、天下の人々皆これを守ること容易ならずと思ふ、この儀如何に」と申せしに上人答へて仰せらるるに「この儀は甚だ容易なり、ただ太守一人の心に依るものといふべし、古人の言に其身直うして影曲らず、其政正しうしては國亂るることなしといふてあり、この正しいといふは即ち無欲のことなり。又古人の言に君子其室に居して其事を出す、善き時は千里の外も皆之に應ずといふことあり、この善きといふことも無欲のことなり。ただ太守一人が實に無欲になりましたまへば、其徳に化せられて、國家の萬人は自然と欲心薄くなるべし、少欲知足ならば天下は治まること定なり。若し天下の人の欲心深き訴への來ることあらば、我が欲心の直らぬ故ぞと知つて、我に反省して恥を知り給ふべし、彼を咎めるの用なし、譬へば我が身の歪みたる影の水に映りたるを見て、我が身を正しく爲さずして、影の歪みたるを咎めて影を罪に行はんとすること愚なるが如し。傳へ聞く周の文王の時、一國の民は皆畔を譲り、我が田の境を他の方へ譲りて、己れの地を少くするの禮讓ありしといふが、是れすなはち文王一人の徳が國土に及びしゆゑに、萬民皆かかる優しき心になりて苟且にも人の分を掠め取るが如き者なく、他國より田地爭奪の訴訟のた

めに都へ上る人の此周の國を通り、この有様を見て我が欲の深きことを恥ぢて道より歸り去れりといふ。是れ文王が我が國を治むるのみならず、他國にまで徳を及ぼされしは、ただ一人の無欲に依れるものなり。太守一人が少欲になりたまはば、一天下の人々皆怒るべし」といふ御教訓承けて心肝に銘じ、父義時の死後父の志を察して領物を舎弟の朝時、重時以下の者に分附し、自分には三四番の末子の分限と同じく少分に領取し、極めて少欲に振舞ひし故にや、天下は日に随つて治まり、諸國も年を逐ふて穩かに、孝子は頻りに輩出し、訴訟は漸く少なくなりしが、是れ一重に上人の恩言に依れりと、泰時は涙を拭ふて喜べりとあります。

この明惠上人の少欲の誠めは、大正の御代、立憲政治の下にある政治家諸士に於ても、服膺すべき千古不磨の聖訓であります。

上人の御境界を窺へば、元より凡眼を以て見ることも出来ねば、淺慮を以て測ることも出来ませぬ。或時も上人が松茸を好まれることを傳へ聞ける一人が、上人を請じて種々に松茸を料理して之を饗し、歸られた後に主人が松茸を求むるために苦勞せしことを聞かれ、上人歎息して道人はすき好むなどと執着することは、たとひ佛法を好み執着するも恥なるに、まして松茸好

きなどといはるることは、實に淺間しき限りなりと仰せられて、それより一生遂に松茸を口にせられなかつたといふことである。

或時は不動法を修したまひしに、道場は忽ちに華苑となりて種々の寶華が彌布し、異香は薫じて堂内に遍満し、又種々の寶網、寶鈴、寶幢、寶蓋を現じて道場を莊嚴し、上人が其中にあつて法を修したまへるに、その寶鈴は右に施つて上人の身を遠り、また三十餘人の梵僧が現はれて、身に法服を着し手に香爐を執つて歌讚して稱揚した。かくの如き奇瑞が現はれても、上人は更に之を殊勝とせられず、鳶の舞ひ鳥の飛ぶも同様なり、汝等もかかる奇瑞ありとも、殊勝の思ひをなすべからず、諸天に觸見せらるるは道人の恥なるぞと仰せられたのであつた。

かかる高邁なる識見を持たるる上人が、慈眼を以て有情悲情を見たまふことは、田夫野人に對しても、禽獸蟲魚蠢動含靈に向つても、皆是れ佛性を具へて、甚深の法を行ずるものなればゆめ賤しむべからずと仰せられて、犬の臥したる傍にても、牛馬の前を過ぎ給ふ時にも、高貴の人に向へるやうに、問訊し腰を屈めて通られ、物を荷ふ棒を見てもこれは肩に置く物なり、笠を取つてもこれは頭に戴く物なりと言つて、その物を踏みまたは越えらるることなく、たと

ひ墻や壁を隔つといへども、人の臥したる方へ足を伸べらることなく、佛像堂塔に對する嚴かなる禮拜はいふまでもなく、路傍の古き堂塔に向つても、生身の如來の前に臨むが如くに拜し、決して馬や輿に乗つて過ぎられることは絶えてなかつたといふ。

かくの如く上人の御謙讓は一個の佛像に對しても、その佛體に依つて現はされ居るところの佛教主義の純真なる理想を體驗せられるのでありますから、世間の無智無信の輩が偶像だとか廢物だとかいつて、輕卒に取扱ふやうなものと比して考へられる譯のものではありません。

この謙讓の美德が修身齊家の上に現はれるのは、畏れ多くも先年十年式祭を執り行はせられたる、照憲皇太后の坤徳を追念し奉らざるを得ませぬ。明治天皇崩御の後八ヶ月を経て奄然登遐し給ひ、山陵は桃山御陵と隣り、祀は明治神宮に配し千秋萬古、明治大帝と相伴はせられてありますけれども、然も大帝の御名の靈威嚇々たる、恰も太陽の天に中するが如くなるに比し、太后には春月幽かなる如くに在まして、御製若しくは御文章によりて拜想いたしましたも眞に后妃の模範、また婦道の龜鑑と申し上げてよいと思ひます。坤極に位して、至尊と與に尊榮を分ち給ふ御身であつて、而かも躬ら女性たるの御嗜みを以て、大帝に對し給ひし御動作は

眞に奉仕的獻身的であらせられました。先帝の沈毅潤達に配するに、太后の聰慧貞淑を以てしたまふ御内助の程は想ひ見るに堪へたる次第であります。然かも何處までも謙讓に在はしました光をば霞につつむ春の夜の月こそ人のかがみなりけり

の御歌の如きは、畏れながら御人品を拜するが如き心地がするではありませんか、かく謙讓をお守りになつて、自讚などのあらせたまはざるは申すまでもなく、他に對して自由を抑遏したまはざることば彼の明治十年の御作と傳へられてゐる「治民如河水」と題して

あさしとてせけばあふるる川水の ころろや民の心ならなむ
の御歌に依つても、その御風格の程は拜察せられるではありませんか。

第十七座

不自讚毀他戒 (下)

我はあし 人はよしとの 思ひてぞ 花を見るにも まさる世の中

梵網戒經には「菩薩は應に一切衆生に代りて毀辱を加へむを受け、惡事をば自己に向かへ、好事をば他人に與ふべし。若し自ら己れが徳を揚げて他人の好事を隠し、他人をして毀りを受け令むるは、是れ菩薩の波羅夷罪なり」とありますが、惡事を自己に向けて、好事を他人に與へるといふことは、眞に菩薩の行願をはげむものでなければ出来ません。

法を普明國師に享け、將軍足利義持の歸依の厚かつた臨濟の梵芳禪師は、見性悟道の後といへども、謙遜辭讓にして、人が開法を勸めても之に就かず、義持公が強ひて南禪寺に住せしめたのであつたが、晩年には松老庵を構へてここに退き、萬事を休息して詩を賦し「軒前修竹綠婆娑。玉立三竿不用多。好是滿山風雨夜。虛心相對亦無他」と吟じたこともある。禪師が一日金剛經を讀んで「若し人の爲に輕賤せられんは是人先世に罪業ありて、應に惡道に墮つべきに、今世の人に輕賤せらるるを以ての故に、先世の罪業則ち爲に消滅す」といふ所に至つて忽ち拈躍して、我は年既に古稀を過ぎ、其間に幾多の世態に遭遇し、悲喜苦樂の情を起せしこともありたれど、今の喜びに勝るものはないと言つて、乃ち紫服を脱ぎ、佛前に禮拜して以後必ず叢林に出頭せずとの誓ひを立て、若しも此誓に違ふことあるときは、則ち生れて惡疾を受け

死しては地獄に墮つるも可なりと言つて「經過七十餘年事。寵辱悲懽夢一場。若得山中安樂地。看雲昌快移床」と一偈を賦し、錫を曳いて徑ちに江州に行き、草庵を結んで年を経、ここに入寂せられたのであります。

かかる行持は、禪師の内觀反省の強い信仰から、惡事をば自己に向け、好事をば他人に與ふといふ戒法を消極的に體驗せられたもので、實にその心事の崇高なることは、尊く感ぜられます。他より毀辱を加られても、之に反抗せざることは何れの宗教でも説くところで、人が右の頬を撲てば左の頬を出して撲つて貰へとか、爾曹の敵を愛しみ、爾曹を呪ふ者を祝し、爾曹を憎む者を善視し、虐遇迫害する者の爲に祈禱せよなどと、基督教でも教へるやうであります。

然るにその基督教國なる米國が、先回の如き排日の移民法案を上下兩院で可決し、之を實施して米國民の日本に對する歴史的親善と、傳統的交誼を破壊して亞細亞民族に對し、將來に於て人種的戰爭の種を蒔くなどは、實に言語道斷の自讚毀他である。しかし米國民一般の意志ではないと見え紐育ヘラルド紙は、その社説に於て兩院を通過したる排日法案を攻撃し「甚だしく卑劣な態度で日本を遇した議員等は、今や日本に於て米國陸軍飛行家が如何に歡待されて